

第1日目（2月27日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。傍聴者の皆様、大勢の方から早朝からおいでいただきまして大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから平成29年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席、牧野晶君から病気療養のため欠席の届け出が出ておりますので、報告をいたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号18番・岡村雅夫君及び議席番号19番・樋口和人君の兩名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る2月17日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日2月27日から3月17日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日2月27日から3月17日までの19日間と決定をいたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。
総務部長。

○総務部長 おはようございます。たびたびの貴重な時間をお借りいたしまして、大変申しわけありません。本定例会への議案等上程に当たりまして、内容に不備がございましたので、議案1件、行政報告及び議案資料等5件につきまして、差しかえ及び正誤表による訂正をお願い申し上げます。

本日、議席のほうに丸正の差しかえ議案1件と正誤表を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。最初に丸正につきましては、第22号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。本来であれば水道事業管理者及び病院事業管理者も一緒に改正すべきところを、条例がそれぞれ別々となっていたことにより漏れてしまい、附則に追加してあわせて改正をお願いすることによる差しかえでございます。

次に正誤表でございますが、ここで説明をいたしますと長くなりますので、大変恐縮ではございますが、議案資料等の関係につきましては議案説明の中で訂正をさせていただき、最初の施政方針資料の関係のみ説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

正誤表の一番上の施政方針資料137ページの訂正でございます。行政報告の共通リフト乗

車証発行実績の表でございます。右端の列、対比B分のAの比率の数字が校正時に訂正の指示がうまく伝わらなかったもので、正誤表のとおり訂正をお願いするものでございます。

たびたびの訂正でまことに申しわけありません。おわびを申し上げますとともに、今後とも一層の注意を払い緊張感を持って職務に取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

○議 長 日程第4、市長施政方針及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様、大変早朝からありがとうございます。それでは、施政方針を行いたいと思います。

平成29年3月議会定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝にお喜びを申し上げます。また、日ごろから市政にご理解ご協力を賜っていることに対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。ここで、平成28年12月議会定例会以降の経過などにつきましてご報告申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げます。

初めに、保健・医療・福祉についてであります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の減少に伴い保険税収入が減少している中、医療再編などの影響で医療費が大きく上昇しております。予算が不足する見込みがありますので、これに係る補正予算を今定例会に提案いたしました。

病院事業につきましては、大和病院では2月から地域包括ケア病床を15床導入し、一般病床を25床といたしました。在宅復帰に向けたリハビリなどの支援が今まで以上に提供できることとなり、より安心して医療を受けられる体制が整いました。

市民病院につきましては、再編後の立ち上げ期間も順調に推移いたしまして、入院、外来ともに診療体制も安定し、訪問診療、訪問看護等を中心とした地域医療の充実に向け取り組みを進めております。

子育て支援につきましては、3月13日に開園予定の八幡保育園改築工事を進めております。また、平成29年度に改築を予定しております塩沢・中統合保育園、これにつきましては3月末に実施設計が完了する見込みであります。

社会福祉法人どろんこ会が大木六保育園敷地に建設中の「南魚沼どろんこ保育園」につきましては、定員75人の保育園型認定こども園として4月1日に開園すべく順調に準備を進めており、大木六保育園は今年度で閉園する予定であります。

福祉関係につきましては、昨年12月に民生委員・児童委員の一斉改選があり、61人の新任委員を含む142人の委員が厚生労働大臣から委嘱を受けました。

平成29年度から平成33年度までを計画期間としております「第3期南魚沼地域福祉計画」につきましては、3月中に策定すべく取り組んでおります。

また、平成29年度で計画期間が終わる「第3期南魚沼市障がい者計画」及び「第5期南魚

沼市障がい福祉計画」につきましては、次期計画策定の資料とするため、1月に市民アンケートを実施しました。

介護保険関係につきましては、昨年12月に第7期介護保険計画策定の事前準備として、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施いたしました。「在宅介護実態調査」につきましては、在宅介護の限界点の把握と介護離職者を減らすという観点から新たに実施したものでありまして、これらの調査結果をもとに十分な現状分析を行いながら、新計画の策定を進めているところであります。

次に、教育・文化についてであります。

五日町小学校・大巻小学校の学区再編につきましては、1月に行われた第3回学区再編検討会で、統合に向けた協議を開始することが決定いたしました。八海中学校建設工事につきましては、3月上旬に工事が完了し、春休み中に新校舎へ城内中学校の機能を移転して新学期を迎えます。野球場等のグラウンド整備工事につきましては、敷地造成工事と排水路つけかえ工事が完了いたしました。

平成29年4月から開始予定の六日町及び塩沢学校給食センターの調理等業務委託につきましては、公募型プロポーザルによる募集を行いまして、選考委員会による審査の結果、株式会社メフォスを事業候補者に選定いたしました。

また、昨年度策定された後期教育基本計画に基づき、今年度は「学びの郷南魚沼プラン」これを具体化するためのランドデザインを検討委員会で作成しております。

市内に設置されましたモンスターパイプにつきましては、今年度はコースの一部を利用した暫定供用としております。まとまった降雪が1月中旬からとなったことから、予定よりおおむね1か月遅れでの供用開始となりました。農業者トレーニングセンターにおいては、トレーニングジム、ボルダリング、トランポリン施設の改造工事を3月中に完了し、4月からの供用開始を予定しております。今定例会におきまして、このための条例改正案を提案いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、環境共生についてであります。

新ごみ処理施設の建設候補地につきましては、応募のありました3つの行政区について評価を行ってまいりましたが、3行政区ともに近隣行政区の同意が得られなかったことから、いずれの行政区も新ごみ処理施設の建設候補地としては適当でないという結論に至りました。今後は、行政主導により建設候補地を選定する方向で進めてまいります。

地盤沈下対策事業につきましては、ことし9月定例会での地下水の採取に関する条例改正に向けまして、改正内容を検討するための各種実験及び検証を実施しているところであります。昨冬は少雪であったために、累計降雪量は本庁舎で平年の11メートルを大きく下回る4.6メートルでありました。年間最大沈下量は、過去の累計降雪量から10ミリメートル以内と推測しております。また、3月中に新潟県が地盤沈下調査結果を公表する予定であります。

次に都市基盤についてであります。

今冬は12月10日に初降雪があり翌日から機械除雪を行いました。その後、12月中にはまとまった降雪がなく、年末年始は昨冬と同様に少雪となりました。しかし、1月10日以降にまとまった降雪があり、降雪量、積雪深とも過去10か年平均と同等となっております。1月末までの機械除雪費の合計は約4億5,000万円であります。

水道事業につきましては、水道事業経営戦略を策定し新潟県との協議を進めております。ここでは現在の水道料金を今後10年間維持しながら、新たに深井戸による水源開発を行い、多額の更新事業費を必要とする畔地浄水場を廃止する方針としております。しかし、今後の地下水の採取に関する条例の改正内容などにより、深井戸の新設が困難になった場合には、畔地浄水場を存続するための規模縮小、長寿命化、新技術によるコスト縮減等の検討が必要になります。そのような場合には、経営戦略を抜本的に見直すこととなります。

下水道事業につきましては、施設の合理化のため取り組んでいる農業集落排水の公共下水道への統合事業において、大巻処理区の公共下水道へのつなぎ込みが完了いたしました。また、施設の長寿命化対策として、大和クリーンセンターの管理棟の耐震化と汚泥脱水機の更新が完了いたしました。なお、さらなる経営改善のために下水道事業経営戦略を策定し新潟県との協議を進めてまいります。

次に産業振興についてであります。

平成28年産米につきましては、魚沼地域の作況指数が109の「良」となりまして39年ぶりの豊作となりました。稲刈り時期の天候不良による刈り遅れや倒伏の影響から品質の面ではばらつきが見られたものの、11月末の検査実績では、管内JAにおけるコシヒカリの1等米比率は86.5%と、昨年の84.7%をやや上回る結果となりました。

農地中間管理機構を通じた農地集積につきましては、過去3年間とほぼ同規模の約99ヘクタールが貸し付けられる見込みとなりました。新たに賃借料の物納が認められたことや、平成29年度に経営転換協力金や賃借料の見直しが予定されるなど、制度改正は行われますが、今後も地域の担い手への効果的な集積が図られるよう取り組んでまいります。

観光振興につきましては、昨年12月10日からの降雪の後、十分な降雪がなく、市内10か所のスキー場のうち3か所のスキー場では年末年始の営業を一部休止する状況となりました。1月11日以降には順調な降雪に恵まれ、全スキー場で全面滑走が可能となりました。年末年始の入込客数は9万6,410人——これは対前年比で83.73%、昨年12月のシーズン初めからことし1月末までの入込客数は45万4,410人——これは前年度比で101.12%であります。

インバウンド対策事業として、3月5日、6日に外国人モニターツアーを南魚沼市観光協会の主催で開催することになっております。南魚沼市が世界に誇る日本の原風景や上質な食文化をツアーテーマとしまして、勧誘の宣伝を行ってまいります。首都圏からの南魚沼への入りルートには北陸新幹線を利用し、えちごトキめき鉄道が運営するリゾート列車「雪月花」に乗車するなど、南魚沼市、魚沼圏域のみならず新潟の魅力を集約した新たな観光ルートの創生につなげてまいります。

商工振興につきましては、昨シーズンの少雪の影響が残る中、この冬も年末年始が異常少雪となったことから、南魚沼市異常少雪緊急経営支援資金を整備いたしまして、各金融機関と協調して低利の融資を1月18日から開始しています。あわせて県セーフティネット資金——少雪対策要件であります——についても信用保証料の50%を給付いたします。

お試しサテライトオフィス事業——総務省から認可を受けたものであります——につきましては、現在、国際大学の会議室の改修工事を行っております。今後、入居する企業を決定する運びとなっております。

雇用関係につきましては、昨年12月におけるハローワーク南魚沼管内の有効求人倍率が2.61倍と、前年同期の2.18倍を大きく上回っています。これは冬期の季節需要だけではなく、求人と求職のミスマッチや求職者数そのものの減少が原因であり、労働者不足が顕著化している状況であります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

1月から本庁舎1階に総合窓口を開設し、来庁者の皆様の利便性の向上と本庁舎機能の充実に取り組みました。市民の皆さんからは、分かりやすさと、丁寧な対応の一定の評価をする声を多くいただいております。これからも市民の皆様の期待に応えられるような窓口機能の充実に努めてまいり、そういう覚悟でございます。

移住・定住を促進する取り組みにつきましては、C C R C構想の具体化に向けて連携事業実施協議パートナー7企業との協議を進めております。また、「グローバルビジネス塾」と「セカンドライフ塾」を開催し、冬季における当市の魅力も発信しながら、ビジネス創出の可能性を首都圏等の在住者と一緒に検討し、起業や移住・定住への動機づけを行っております。

12月22日に発生しました糸魚川市の大規模火災では、新潟県広域消防相互応援協定に基づきまして、2日間にわたり延べ10人の職員を消防隊として消防本部から派遣をいたしました。糸魚川市に限らず住宅が密集している市街地では、気象状況により火災が拡大する可能性があることから、消防本部では防火対策として火災予防広報を重点的に実施するとともに、1月から市街地を中心として消火栓の緊急圧力点検を実施しております。

一般会計補正予算（第9号）につきましては、国の補正予算を受け、統合中学校建設工事費及び県営事業負担金のかんがい排水事業の前倒し実施分について新たに編成したほかは、事業の確定や実績見込みによる予算の過不足調整が主な内容となりました。

歳出の主な内容といたしまして、職員費では、共済費及び代替職員賃金の減額、基金費では、福祉目的の一般寄附金を有効に使わせていただくために財政調整基金積立金の増額を、企画補助・負担金事業では、ふるさと納税寄附金の実績により国際大学支援補助金を増額、国民健康保険対策費では特別会計の歳入歳出の調整により繰出金の減額を行いました。臨時福祉給付金事業費、児童手当支給事業費、公設民営保育園委託事業費及び私立認定こども園事業費、これにつきましてはそれぞれの確定見込みから減額を行いました。可燃ごみ処理施設運営費は、需用費の精査による減額を、また病院事業対策費、農業集落排水事業対策費及び公共下水道事業対策費は、それぞれ特別会計への繰出金を増額いたしました。農業振興対

策補助事業費では事業の確定や取り下げ等による減額を、また県営事業負担金では国の補正予算による割り当てを受けて、前倒し実施をするための増額を行いました。統合中学校建設事業費では、平成 30 年 4 月の開校に向け、既設校舎の改修工事を早期に実施するため、国の補正予算を受け事業費を計上いたしました。

歳入では、保育園入園費負担金を平均保育料の実績から減額、児童手当国庫負担金は額の確定見込みにより減額を行いました。施設型給付費等国庫負担金、臨時福祉給付金国庫補助金、保険基盤安定県負担金及び施設型給付費等県負担金は、額の確定見込みにより減額を行いました。学校施設環境改善交付金は、統合中学校の既存校舎改修費と、武道場の防災機能強化のための吊天井対策工事費分を新規計上いたしました。経営体育成支援事業補助金は事業取り下げのための皆減、一般寄附金及びふるさと納税寄附金は実績による増額を行いました。十二沢川改修事業に伴う物件補償費は、国道管理者施工による付帯工事になったことにより皆減とし、市債については事業費の確定見込みによる増額分を追加計上いたしました。

以上によりまして、歳入歳出にそれぞれ 2 億 6,787 万 1,000 円を追加し、歳入歳出総額を 344 億 1,809 万 5,000 円といたしました。

なお、年度内に事業が完了しない見込みの 16 事業に係る未執行分、これが 14 億 4,386 万 3,000 円を、翌年度に繰り越して執行ができるように繰越明許費を計上いたしました。

次に、新年度当初予算編成に当たり所信の一端を申し上げます。

政府は平成 29 年度の経済見通しで、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれるとしています。また、平成 29 年度予算編成について、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリのきいた予算編成を目指しています。

当市におきましては、普通交付税の合併算定がえの特例措置の終了により、今後平成 33 年度の一本算定までに 6 億円ほどの縮減が見込まれ、経常一般財源の減少により財政健全化指標の改善は厳しい状況にあります。このような状況を踏まえると、さらに徹底した経費の削減への取り組みと、加えて事業や施設の整理を行わなければ、各種施策の実現のための財源確保が難しい現状にあります。そのため、平成 28 年度策定の第 2 次財政計画に基づき、限られた財源の有効活用に努め、財政規律を堅持した中で財政健全化に努めてまいります。

歳入では、市税につきましては、現在の経済情勢や税制改正等の動向を踏まえ算定いたしました。地方交付税につきましては、平成 29 年度地方財政対策の公表内容と想定される基準財政需要額と税収との関連など及び旧 3 町の合併算定がえから一本算定への段階的移行を踏まえ推計いたしました。

歳出では、平成 32 年度の合併特例債の終了を見据えた中で、統合中学校の野球場等グラウンド整備事業、街路樋渡東西線及びし尿受け入れ施設の継続事業を進めるとともに、実施計画のローリングに基づいて効率的な事業実施を進めてまいります。また、平成 33 年度から普通交付税の一本算定と合併特例債の終了により合併優遇措置がなくなることから、全ての経

費の見直しと投資的経費の削減を進め、歳入に見合った予算規模への縮減を図らなければなりません。

以上を踏まえ、平成 29 年度一般会計予算を、総額 309 億 4,300 万円、前年度比 94.7%、17 億 3,000 万円の減額で編成をいたしました。

次に、新年度の主な事業概要についてご説明申し上げます。

第 1 番目保健・医療・福祉についてであります。

初めに保健関係であります、「市民の命を守り育む」ことを柱に、市民一人一人が主役となり、自分の健康は自分でつくる、これを意識しながら実践できる健康施策を、健康推進員、食生活改善推進員及び筋力づくりサポーターの皆様とともに、地域コミュニティを活用した協働体制により推進してまいります。

そのための方策として、第一に、健(検)診及び保健指導の充実による生活習慣病等の予防やがんの早期発見に努めてまいります。健診受診データや医療費データを活用した効果的な健康教室や指導会を実施し、健(検)診の意義と必要性、生活習慣改善の重要性や方法など、正しい知識の普及啓発を図ります。また、医師会及び医療機関との連携による重症化予防にも取り組んでまいります。なお、歯科保健事業につきましては、市内全中学校でフッ化物洗口を実施するとともに、世代に応じた適切な口腔の健康づくりを推進いたします。

第二として、予防接種事業及び母子保健事業の充実に努めます。感染症予防に関する健康教育を通じて、正しい知識の普及啓発と予防接種の促進を図ります。また、不妊治療・不育症治療や妊婦健診への助成を継続し、乳幼児健診及び療育支援の充実など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進いたします。

第三として、自殺予防対策に努めます。県や医療機関など関係機関と連携をしながら、家族及び地域住民の理解を深め、自殺予防へとつながる事業を推進してまいります。

次に、子育て支援関係についてであります。社会構造と就業形態の変化に伴う保育園及び学童クラブの活用者の増加や多様化する要望に応えるために、保育の質の向上と、保育施設や子育て環境の整備・充実、経済的な支援など、きめ細かな子育て支援事業を推進してまいります。

学童クラブにつきましては、就学児が年々減少する中であって、登録児童数が増加し続けています。新年度は教育委員会と連携して、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施に向けた取り組みを進めてまいります。

保育園の施設整備につきましてはであります。塩沢保育園及び中保育園の統合保育園を、定員 150 人で中保育園敷地内に建設いたします。これにより両保育園は平成 29 年度で閉園となる予定であります。公設民営の上町保育園及びめぐみ野保育園につきましては、平成 30 年度から公私連携型保育所等に運営形態を移行すべく準備を進めています。公私連携型への移行は市立、南魚沼市立から私立への区分変更となりまして、民営化による保育経費の削減が見込まれております。

今後も民間保育園への積極的な支援を進め、園児数の推移や学校施設との整合性を図りながら、官・民の連携により保育の質が向上するような体制づくりを進めてまいります。

子ども医療費及び妊産婦医療費助成につきましては、保護者や妊産婦の経済的な負担軽減を通じて、安心して子供を産み育てられる環境整備を進め、市民の要望に合った支援、助成のあり方をさらに検討してまいります。

障がい福祉関係につきましては、「第3期障がい者計画」及び「第5期障がい福祉計画」を平成29年度末までに策定し、障がい者の自立及び社会参加、地域生活を支援するためのサービス基盤を整備してまいります。なお、障がい者の福祉サービスの向上に向けて、六日町地区に障がい者グループホーム1か所の開設が予定されております。

高齢福祉関係につきましては、「第3期地域福祉計画」の初年度に当たり、第2期計画までに掲げてきました基本理念を引き継ぎ、「地域ぐるみでつくる安全・安心のまち、市民の手で支えあう福祉のまち」を実現すべく、地域住民、関係機関との協働により地域に根ざした地域福祉活動を展開してまいります。

厚生福祉関係につきましては、生活保護制度の適正な運用に努め、生活困窮者の自立促進に取り組むとともに、就労支援の推進、医療扶助の適正化等に努めてまいります。

臨時福祉給付金につきましては、引き続き消費税の引き上げによる影響を緩和するため、軽減税率の導入など、制度的な対応を行うまでの臨時的な措置として、所得の低い方々に対して支給いたします。3月から6月までの3か月間申請書の受け付けを行い、順次支給を行ってまいります。

福祉関係につきましては、刻々と変わる制度に的確に対応し、複雑かつ多様化する要望に応えるため、関係者との連携を密にして事業を推進してまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の減少に伴い保険税収入が減少している反面、1人当たりの保険給付費は医療再編等の影響により、急激に増加をしています。非常に苦しい運営が続いておりますが、新年度におきましても、今年度に引き続き法定外繰入を計上することで、保険税率を据え置きたいと考えています。後期高齢者医療につきましては、新年度も保険料率を据え置きます。高齢者の健康増進のため、引き続き人間ドックの助成、高齢者健診及び平成28年度から実施をしております高齢者歯科健診を推進してまいります。

病院事業につきましては、市民病院では繰り越しとなった駐車場の整備に加え、病院西側の職員用駐車場を整備することで病院整備事業が完了する予定であります。大和病院では、魚沼基幹病院駐車場用地として土地の一部を売却する予定であります。

城内診療所につきましては、現行の診療体制を維持しながら、地域の住民に安心・安全な医療を提供いたします。また、患者の動向や市立病院群の整備状況などを見極めながら、新たな運営方法について検討を進めてまいります。

第2であります。教育・文化についてであります。

八海中学校開校に向けた既存校舎の大規模改造工事は、平成28年度予算を繰り越し、平成29年度に工事を行います。また、野球場等グラウンド整備工事を早期に発注し、進捗状況を

見ながら既存の屋外運動場整備工事に着手いたします。

学びの郷南魚沼プランにつきましては、市民が主役となり次世代へとつながる持続可能な平和で豊かな南魚沼市のまちづくりを目指したものでありまして、新年度では、このプランを平成 30 年度から本格的に実施するための準備を進めてまいります。

モンスターパイプにつきましては、施設の早期完成を目指すとともに、パイプ系種目等へのジュニア選手やトップアスリートの育成強化のために有効活用されるよう努めてまいります。

第 3 になります。環境共生についてであります。

し尿受け入れ施設につきましては、平成 28 年 6 月より流域下水道六日町浄化センター内に建設中であります。平成 30 年 4 月に供用開始を予定しております。

新ごみ処理施設につきましては、建設候補地決定に向け早急かつ慎重に進めてまいります。また、処理能力・処理方式・燃焼方式等の施設の基本計画を検討してまいります。

新エネルギー等普及促進事業につきましては、温室効果ガス排出量削減には、自然環境に負荷の少ない自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入が有効であることから、引き続き住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を実施いたします。

地盤沈下対策事業につきましては、ことし 9 月定例会に条例改正案を提出したいと考えています。今冬の各種実験及び検証の結果について専門家の意見等を聞いた上で、全南魚沼市民が地盤沈下を市全体の問題として認識いただき、地下水を市民共有の財産として将来にわたって利用できるような改正内容としたい考えであります。改正案の骨子がまとまりましたら、行政区長をはじめ、市民の皆様への説明会を随時開催し、意見をお聞きしたいと考えております。

第 4 番目に移ります。都市基盤についてであります。

国土交通省の平成 29 年度予算のうち一般公共事業費は 5 兆 1,273 億円であり、平成 28 年度と同程度の予算が確保されたところであります。

新年度予算は、熊本地震や鳥取県中部地震、相次ぐ台風等による、被災地の復旧・復興を加速させるとともに、国民の安全・安心の確保、生産性向上による成長力の強化及び地域の活性化と豊かな暮らしの実現を重点化し、施策効果の早期実現を図るものとしています。

当市、南魚沼市の平成 29 年度事業につきましては、国の施策を踏まえ「ひとにやさしいまちづくり」を進めるため、社会資本総合整備事業として道路橋梁修繕、道路改築、消融雪施設整備などに 16 億 1,550 万円、このうち国費は 9 億 1,900 万円、これを要望いたしました。事業実施においては、公共工事の効率的・円滑な実施を図るため、地域企業の活用に配慮し、適切な規模と品質の確保に取り組むとともに、施工時期の平準化や早期の工事発注に努めてまいります。

国土交通省直轄事業の国道 17 号六日町バイパスにつきましては、平成 28 年度補正予算で近尾川橋の橋梁下部工事に着手する予定であります。平成 29 年度は、余川地内の県立八海高校グラウンド脇から国道 253 号までの間における埋蔵文化財調査及び近尾川橋の橋梁工事、

並びに起点側——竹俣地区です——の用地買収が実施される予定であります。

浦佐バイパスにつきましては、平成 26 年度に開通した区間から終点——これは魚沼市虫野地内——までの区間で、三用川橋橋梁工事や用地買収が実施される予定であります。

国道 253 号八箇峠道路につきましては、平成 29 年度の開通に向けて、十日町市八箇から当市、南魚沼市野田間の工事等が引き続き進められます。

水道事業につきましては、南魚沼市水道ビジョンで掲げた「安全な水を安定的かつ継続的に供給できる強靱な水道の構築」を理念としまして、老朽管の更新、施設の耐震化、水源等の改良、漏水調査及び修繕などを行います。

なお、私の若干ちょっと筆を加えました。私の公約にも掲げ、市長就任後の 12 月定例会でも議会にお話をしておりました水道料金の引き下げにつきましては、慎重かつ丁寧な取り組みが必要であることを自覚いたしまして、財源や実施方法について平成 29 年度中に詳細な制度設計を行うこととし、平成 29 年度当初予算への計上は見送らせていただきました。皆様からのご理解をお願いしたいと思います。

下水道関係につきましては、農業集落排水施設の再編を進め、効率的で持続可能な汚水処理を目指し整備を進めてまいります。また、大和クリーンセンターの設備更新を行うなど、老朽化施設の長寿命化対策等に引き続き取り組み、安全・安心な下水道事業の提供に努めてまいります。

第 5 番目であります。産業振興について。

農業関係につきましては、平成 29 年産米の生産調整は、全国の米の消費量がおおむね毎年 8 万トンずつ減少していることや、平成 28 年産米の作況状況から、国全体で 735 万トンと設定し各県に配分が行われました。新潟県では、在庫量等の単年度需要実績や品質の状況等をもとに市町村配分を行い、当市への配分は前年の 1 万 9,949 トンより 644 トン少ない 1 万 9,305 トンとなりました。平成 30 年以降は、行政による生産数量目標の配分を行わないということが決定されていることから、現行制度での数量配分はこれが最後の年となります。現在、県でも平成 30 年以降の米政策の基本戦略等を検討しておりまして、米をめぐる状況は大きな変革期を迎えております。トップブランドである南魚沼産コシヒカリの高品質な生産の推進と、販売促進への取り組みを継続して進めてまいります。また、担い手への農地集積や集落営農、法人化等への支援、園芸作物の振興など、農業経営にかかる課題について、関係機関と協力しながら今後も取り組んでまいります。

平成 27 年度から日本型直接支払制度として法制化され、より安定した制度となった多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の各事業につきましては、制度を十分に活用しながら、地域の農業・農村の持つ多面的機能がより一層発揮されるよう引き続き支援してまいります。

観光振興につきましては、平成 27、28 年度に行った「南魚沼、本気井(マジドン)」キャンペーンが 2 年間累計で 8 万食を売り上げました。経済効果はもとより県内外のテレビや雑誌等のメディアに数多く取り上げられまして、南魚沼産コシヒカリの産地としての地域ブラン

ド化にも大きな成果を上げています。また、複数の大手旅行代理店からの日帰りツアー化の要請もあることから、今後は参加店舗の受け入れ体制を強化し、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

商工振興につきましては、市内企業の基盤強化や新たな事業展開を促進し、産業及び地域経済の発展を図るため、市内中小企業を支援するためのクラウドファンディングによる資金調達支援を開始いたします。つきましては、この定例会に中小企業者等振興基本条例案を提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

お試しサテライトオフィス事業につきましては、平成29年9月末までの事業であります。入居された企業には引き続き年度末までオフィスを使用していただき、事業の継続や誘致につなげてまいります。

グローバルITパーク南魚沼につきましては、新たな入居企業の誘致を図るとともに、入居企業と市内企業の皆さんとの連携促進に向けた活動を行い、拡充に向けて事業を推進してまいります。

第6番目であります。行財政改革、市民参画についてであります。

庁舎の機構改革につきましては、人口減少と少子高齢化が進む中で、行政サービスを充実するために組織の見直しを検討しておりました。1月から本庁舎1階に総合窓口を開設し行政サービスの向上に取り組みました。4月からは、公営住宅係を本庁舎1階の福祉課に設け、都市計画課から業務を移管することにより、総合窓口とあわせて来庁される市民の皆様への利便性の向上を図ってまいります。引き続き行政サービスの向上と庁舎機能の充実に取り組んでまいります。

市外に出た若者がふるさとに帰りたと思うようなまちづくりを進める仕組みとして、ふるさと納税の充実に取り組むとともに、移住やUターン促進のために地域の情報発信とネットワークづくりを関係機関等と協力して進めてまいります。南魚沼市出身の若者が戻ってくるために必要な施策事業を庁内で横断的に実施ができるよう、また地方創生推進室に職員を増員して機能強化を図りたいと思います。

皆さんにお配りした後、ちょっと筆を加えましたのでお聞きいただきたいと思います。追加説明となりますが、その後検討の結果、推進室を課に格上げする、これによって取り組むこととしました。今後の方針を力強く多くの皆さんにアピール、また意識づける思いを込めまして、課の名称を「U&Iときめき課」と名づけました。先日、記者発表したところがあります。書き方はこうなります。（紙を掲げ、示す）こう書きますが、「アンド」は読みません。「ゆーあいときめきか」としました。室から課への格上げを行うところがあります。

また、地域の自然環境や特性を生かした生涯スポーツの一層の推進に向けた体制を整備するために、教育委員会に生涯スポーツ課を設置いたします。社会教育課所管業務からスポーツ施設の管理運営や生涯スポーツに関連する業務を移管いたします。これも筆を加えさせていただきました。市内に大きなフリースタイル系の3つの、例えばフリースタイルに特化した施設が整備されます。ハーフパイプ、体育館そしてスケートボード場、また今、日体大さ

んと連携協定が結ばれておりまして、日体大さんからも市民の皆さんの健康増進等について非常に協力をいただくことが今進められておりまして、イベントや健康づくりのいろいろな講習会とか部活動への支援とか、こういったものに協力いただくことになっております。それを一層進めるためにも特化した形で生涯スポーツ課を設置することといたします。

また、六日町及び塩沢給食センターの調理業務の民間委託などに伴い、人員配置の再編を予定しております。

行政改革の推進につきましては、今年度に改定した南魚沼市行政改革大綱に定められた体系に沿ってアクションプランとして具体的な取り組みを整理し、行政改革推進委員会の外部評価をいただきながら、改革の推進と進行管理を行ってまいります。今後も行政サービスの充実に向けた組織や施設のあり方を検討し、財政規模に応じた効率的な行政機構の構築と適正な人員配置に努めてまいります。

広域連携の推進につきましてはであります。魚沼地域定住自立圏共生ビジョンに基づく具体的な取り組みを魚沼市と湯沢町との2市1町で推進し、中心市としての役割を果たしながら、圏域内の定住人口の確保に向けて、圏域全体の発展と住民福祉の向上を目指してまいります。

男女共同のまちづくりの推進につきましては、市民団体の皆さんとの協働や関係機関との連携により、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の取り組みを進めてまいります。

人口減少問題対策につきましては、「南魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、南魚沼版CCRC構想を基軸事業として、各分野における事業推進を図り、市民と協働しながら具体的な事業化を進めてまいります。総合戦略の諸施策の事業効果については、まち・ひと・しごと創生推進会議を中心として検証を行い、事業内容を見直しながら効果的な事業となるよう、PDCAサイクルにより取り組んでまいります。

地域コミュニティ活性化事業につきましては、協議会のさらなる機能拡大と運営体制の充実を進め、それぞれの特長を生かし事業に取り組めるよう、引き続き意見交換を重ねながら進めてまいります。

若者まちづくり会議につきましては、引き続き参加者の拡大と交流の促進を図り、まちづくりへの参加機会の増大に努めてまいります。

消防・救急体制の強化につきましては、平成27年度から消防団の安全装備の充実を進めています。新年度からは透湿性雨具を一般団員へ順次配備することといたします。引き続き団員の安全確保に努めてまいります。また、消防本部では平成25年度から女性消防職員を採用しております。新年度で4人となる予定であります。今年度からは救急出動などの現場活動にも従事されており、女性の視点を生かし、市民要望に幅広く応えられるよう育成してまいるといところでございます。

大変長くなりましたが、以上、新年度を迎えるに当たり、主要な施策について概要を述べたところであります。議員各位におかれましても、「若者が帰ってこられる、住み続けられる

ふるさと・南魚沼市」を実現するために全力で取り組んでまいりますので、引き続きご協力をいただきますよう心よりお願い申し上げます、施政方針といたします。

なお、結びとなりますが、今議会の提出案件 36 件、内訳は条例 16 件、予算 16 件、その他 4 件でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長 以上で、市長施政方針及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第 5、報告第 2 号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。委員会報告は事前に資料配付がなされております。委員長は説明の朗読を省略し、簡潔に報告をお願いいたします。

○議 長 議会運営委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。まず、最初に管外調査でございます。期日は 1 月 31 日そして 2 月 1 日と一泊二日で四日市市そして名古屋市のほうに視察に伺いました。お手元の資料を見ていただくとわかります。1 ページ、2 ページ目に書かれておりますけれども、四日市市におきましては、全体の取り組み等が非常に議会活性化ということに対して、長年議会でもんできているという経緯があります。そちらに書かれておりますけれども、一般質問の代表質問や議会全体での取り組みについて、見ていただきたいと思っております。常任委員会の時間そして回数の多さということが、すごい数、時間だったと思っております。また、議会議員での研究会や分科会などの取り組み、いろいろな案件について議会全体での勉強をすごくやられている四日市市の市議会で行っていました。

名古屋市におきましては、市民 3 分間演説制度というものがあまして、定例議会の常任委員会の冒頭で、市民の方が公募により 3 分間そこで演説を行うというような取り組みを行っていました。毎回 7 人ぐらいの市民の方がやっているとの報告でした。それと、子ども議会であります。長期の夏休み等を利用して子ども議会を開催し、市民に発信しているということでもあります。

管内報告でありますけれども、行ってきたことにつきまして、次の議会運営委員会の資料になりますけれども、2 月 8 日の臨時会の後に議会運営委員会を開きました。ここには 10 月の改選に向けてという課題でしたけれども、昨年の 6 月からこの 3 月議会で常任委員会に各議案を付託しているようなこととなっております、約 1 年がこの 3 月定例会を過ぎますと、そういう議会の運営をしてきたところであります。それを踏まえて各委員に、皆様の会派等にまたいろいろなお諮りをして、今後の議会運営のあり方そしてやり方についてご協議いただきたいという形で調査をさせていただきました。

2 回目でございますが、期日は 2 月 17 日であります。今定例会、3 月議会の定例会の運営についてということで議会運営委員会で諮っております。また、6 月の定例議会以降、ボリュームを持った形で定例議会を迎えたいということで、今議会ではちょっとボリュームが持

てなかったのですけれども、次回からはそういうように議会の期日をちょっとゆとりを持ってるようにしていきたいという方向性を委員の皆様と話したところであります。

以上で、議会運営委員長の報告とさせていただきます。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 議会運営委員長にお伺いいたします。管内の2月17日に行われました議運の部分であります。3月定例会の日程についてですが、予算の審議を行う委員会の日程が、社会厚生委員会と産業建設委員会が同時開催ということになったと。中学の卒業式等があって日程調整というのは聞いておりましたけれども、議会改革ということであれば、議員が予算の審議について傍聴すると、これは非常に私は重要な部分であると思います。日程が重なってしまったことについて、いろいろな意見が出たかと思いますが、その辺をちょっとお伺いしたい。

○議 長 議会運営委員長。

○塩谷議会運営委員長 今ほど寺口議員のおっしゃったとおり、3月2日、3日と中学校の卒業式が入っており、この今の日程でないちょっと調整がつかなかったということもあり、このたびはこういう結果になりました。今後はこういう結果を踏まえた上で、重ならないようにというのが通常の例ですので、今回は仕方なくということでの話し合いになりました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 続きまして総務文教委員長・岡村雅夫君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 総務文教委員会の調査報告を行います。

調査事項についてはモンスターパイプの運営状況について、いじめ問題対策について、南魚沼版C C R Cの進捗状況についてであります。

調査の状況であります。期日は1月24日であります。委員の出席状況は8名全員であります。議長からも出席をいただいております。

調査の内容は、執行部、担当課長等から出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。特にモンスターパイプについては、一番の吹雪の中での調査になってしまいましたが、何とか現地にたどり着き確認をしてきたということでもあります。これは前段、秋に着工前の視察をしておりましたので、概率的にはつかめたものかなというふうに思っております。

モンスターパイプの運営状況について教育部長からまず説明があり、そして社会教育課長から資料に基づき説明がありました。若干の内容としましては、竣工したとするならば、全長160メートルのハーフパイプということですが、上のほうから100メートルが完了しているということで、ことしのところはその部分を利用して、特にことしは無料で施設使

用を行うということでございました。12月12日付に南魚沼市モンスターパイプ管理組合と運営業務委託契約を締結したということでもあります。訪問した際もありましたけれども、非常にまだ雪が少なくでどんどんそこに雪を寄せている段階であって、一月ぐらい予定よりも遅れている状況ということでありました。ことしのところは先ほど申し上げましたが、指定管理ではなく委託契約であるという説明であります。

モンスターパイプの運営状況について質疑がありましたが、39名の利用登録は地元の方なのかというあたりであります。39名のうち県内の方が32名、県外の方が7名と。そのうち大人は15名、子供が24名で、それなりの申し込みがあるということでありました。

この施設をどういった方向づけにしていくかという問題については、教育委員会の役割としては世界的なトップアスリートを育てるために地域のジュニアを育てていくという面だと考えているようであります。それにあわせて、当然これは県営でやるべきことであったものを市営でやると。市がつくるという形になったので、これらの目的を達成するためには当然県費が入るわけでありまして、そういった面から県の協力をこれから要請していくということでありました。

この施設の優位性については、関東圏からの距離が近いということが圧倒的な優位性ではないかということでありました。また、正式に完了してフルオープンという形で指定管理費はどれぐらいになるかというあたりに関しては、今年度は暫定でありましたので、723万6,000円であったが、フルオープンの場合は990万円ぐらいになるだろうということでありました。

次にいじめ問題対策についてであります。教育部長から説明がありまして、平成27年度に把握したいじめの件数については、過去最多を記録したということでありました。その原因であります。児童生徒が心身の苦痛を感じるものがいじめであって、軽微な事例も見逃してはならないということから、こういった数が増大したのかなというような見解でありました。

担当の方々から説明があった中で特に印象的な部分があったのが、7ページであります。小学生の例であります。いじめた側がいじめられた側に謝っておしまいということが往々にしてあったということでありました。それらは謝ったことに対していじめがさらに増幅される状態が起きてはならないので、即時適切な対応を心がけるよう教師に指導しているということでありました。こういった事例が発見されるきっかけといいますか、先生方に子供が申し出ると。あるいは保護者からの訴えとか、そういったことが良好な状態で発覚されているなということをおっしゃられました。

詳細はかなり細かく報告していますが、一、二質疑を紹介させていただきます。よく部活の各顧問の先生方と担任の先生との連携はどうなっているか聞きたいということで問うたところ、部活では同級生というよりも上下関係の中で起こるいじめ、いわゆる縦の関係のいじめもあるので、部活の顧問、担任、そして学級担任、学年主任などの多くの教員が加わり、複数の目でしっかりと見なくてはならないということで説明を受けたところでもあります。

次に南魚沼版CCRCの進捗状況についてであります。地方創生特命部長から説明がありました。そして次に地方創生推進室長から資料に基づいての説明がありました。主な動きとしまして、11月22日に参加される企業——企業パートナーという話になっておりますが、その決定をして3月15日までに協議をしているということでありました。

この事業の取り組みでいろいろな事業が盛り込まれているわけでありましてけれども、特に今、関連があるのが浦佐地域ですね。浦佐コア事業という言い方をしておりますけれども、主に浦佐の中にCCRCの施設を整備し、その中で民間事業者が整備を行いサービスしていただくという、こういった地域を限定した形の事業が、今、取り組まれているところであります。この部分で議員諸氏も聞いておるように、勉強会をした中でも出ておりますが、質疑の中できちんと出ておりますけれども、市が幾つかのリスクをしながらやってくれないかという方針が企業パートナーから出ているわけでありまして、事業者のリスク負担であるが、用地にかかるリスク、空室にかかる——要するに建物が建って移住者がもしいなかった場合、その家賃を補償していただきたいとかという、そこらの質問であったわけでありまして、この事業に取り組む当初から公費の投入は一切ないということで進めているということで、その辺が今、推進協議会等でも折り合いがつかないところであるということでありまして。

全てここで話するわけにはいきませんが、Q&Aもかなり細かく書いておりますので、皆さん方よく読んでいただいて、今後の対応等をそれぞれ考えていただきたいと思っております。要するに市はリスクと申しますか、負担する部分はインフラ整備等ということでありまして。それが今回の企業パートナーから出てきていることは、要するに土地の問題。土地は市から貸していただきたい。それからもう1点が家賃の補償をしていただきたい。要するに充足しなかった場合の補償をしていただきたい。あるいはその域内等につくる温泉施設等、そういった温泉を掘っての、という形の施設整備——公有施設と申しますが、それを市が所有して貸していただきたいということが、そういうリスクが示されているということでありまして。概要は以上であります。

その他で学校教育課参事から南魚沼市学校給食センター調理等業務委託の経過についての報告がありました。

次に教育部長から大巻地区の五日町小学校・大巻小学校学区再編検討会の経過について途中経過が報告されております。以上であります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 モンスターパイプについてちょっとお聞きしたいのですが、傍聴できなかったのでお聞きしたいのですが、今の説明の中でモンスターパイプは県がつくるべきところを市がそれにかかわってつくったと。したがって県費を導入しながら運営をしていくような、働きかけをこれからするというような、その部分は当然そうしていただかなければならないと思うのですが、一番大事なところはこのモンスターパイプが選手育成、養成のためにつくるのだという大義があるわけですね。それを運営費だけいただいて、選手育成

を市に任せる、もしくはこれからする指定管理者に任せるというのは、非常に大変大きなリスクを背負うことになるのですね。そこの部分の選手育成という大義の部分で県がどういうふうなプログラムを立てたり、いろいろ事業計画を立てたりかかわってくれるかというところが、私は一番大事だと思うのですけれども、そこら辺の話が委員会の中で出たか。出たらどのようなことになったのかということをお聞きしたい。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 先ほども若干説明しましたが、要するにジュニアの育成ということが地元ではほとんどになるのではないかと。それから、地元既存のスポーツクラブがあるわけなので、そこを主体とした編成をしようと考えているが、当然、県費が入るわけで広く県内から募集をして活用していきたいと考えているということで、正式な答弁をもらっているのですけれども、結局は既存の団体が窓口的な形で運営をしていくのかなという感じです。

そして、これについて広く公募もしたりして使用、占有という言葉がありましたが、要するに貸していただきたいと。そこで利用したいという注文をとるようであります。それについて種々、年間維持費がかなりかかってくるということで、市も積極的に関与していきますが、先ほど申し上げましたが、県営を振りかえて市営にしたわけであるので、引き続き県に維持管理費等についての要望もしていきたいということでもあります。

実際、運営についてどれだけの経費が来るかという、応援があるかというところまでは調査にはなりませんでしたが、一応維持管理費、経常経費については減価償却等あるいは修理等も出るので、そういう部分に関しては大いに県からも、本来県がするとしたならというあたりからでひとつお願いしたいと、こういうようなニュアンスではなかったかと思えます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 モンスターパイプの運営状況について、現地調査を行っていただきありがとうございました。現地調査についてお伺いしたいのは、この施設は完成をして検査を受けて市が受け継いで、そして運用開始という施設ではないわけでありますので、せっかく現地調査に行かれたのであれば、この建設を担当していた業者のほうにおいでをいただいて、今後どうなるのかと。掘削した土についてはまだ近くに積んであってトンパックで置いてあるという状況も聞いておりますので、そういうところで今後の工事についてどうなるのかという部分についても調査していただきたいのですけれども、それがなかったと。

もう1点は管理組合でありますね。せっかく現地調査に行ったのであれば、ニュースに出ましたけれども、パイプマジシャンをつけた圧雪車がやっていると出ました。管理組合としては——申しわけないけれども、中途半端な施設、完成をしていないわけですから、これについてどういうところで心配があるかというところの質疑が当然出てきたわけですが、やはり建設の業者であったり、実際に管理をしている管理組合だったり、そういう方たちを現地調査に行かれたのであれば、その方からお話を伺うという機会を持たなかったというのはどうしてなのか。そのことをお伺いしたい。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 直接的に管理者組合等からの聞き取りはしませんでした。あらかじめ日程を決めていたもので、本来なら1月半ばぐらいには降雪があればできるというのが大体一月遅れたもので、2月の半ばにずれ込むだろうと。要するに雪の量が足りないということでもあります。そうした中でたまたまその日が大きく天候が崩れて、猛吹雪の中で視察ということになったわけでありまして。そういった中で上がったばかりのときは視界ゼロでありました。ほとんど見ない状態のところを歩いてハーフパイプ脇まで行ってみました。そこに大型の機械がおりにきていただいたという話でありますけれども、非常に大きな機械で雪を集めるそういった姿は見させていただきました。本来160メートルというものを100メートルというところでありましたが、要するにそこまでで形を我々が見ることは雪の終点ですか、しまいの部分というのは確認できたのではないかと考えています。

本来なら現地調査ということであれば、管理組合の方々にお話を聞くという機会も必要だったかと思っておりますけれども、そういう状況ではなかったということで、まだまだ事業も完成しておりませんので、今後の問題かなと思っております。管理会社の内容については午後からの質疑の説明等の中で聞きまして、岐阜県からのスタッフの招請とかという話も聞いたところでもあります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。再開は11時20分といたします。

〔午前10時57分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前11時20分〕

○議 長 産業建設委員長・鈴木一君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 それでは、産業建設委員会調査報告をいたします。調査事項につきましては、除雪の状況について、2番目、グローバルITパークの現状と今後の展望について、3番、都市計画用途地域の見直しについて、4番、流雪溝の全体計画と進捗状況について、5番、その他です。

調査の状況、期日は平成29年1月26日、委員の出席状況は、1名欠席で7名です。議長からも出席をいただきました。

調査の内容、記載の執行部の出席を求め事務調査を行いました。1番目、除雪の状況について。現地調査を含めます。現地調査は後山簡易郵便局、後山小学校で行いました。事務調査に入り、建設課長より除雪路線延長、除雪機械配置、除雪費の説明があり、質疑に入りました。

質疑は記載のとおりですが、主な質疑として、辻又は降雪による閉鎖の可能性が高いが、

24 時間態勢除雪とならないかという質問に対しまして、辻又は集落から国道 252 号までの間が改良されていないため、4 年前から南魚沼市、魚沼市の首長名で魚沼振興局に要望を出している。除雪体制は万全を期すことで対応している。

もう一つ、当市の除雪車両が 120 台の配備で対応できる積雪量はどのくらいか。先日の大量降雪に対応できているのかという問いに対しまして、交通どめにする路線は出ていない。降雪が続く場合には午前 3 時から稼働し 3 回交替などで除雪対応を行っている。一時的に 2 車線のうち 1 車線のみの開通もあるが、対応できているということで、資料につきましては 9 ページです。

2 番目、グローバル IT パークの現状と今後の展望についてです。産業振興部長、商工観光課長より説明の後、質疑に入りました。主な質疑として、入居している企業の経験、実績が浅く、将来性などに不安を感じる。市として把握しているかという問いに対しまして、全てを把握しているわけではない。海外企業であるため不安はゼロではないが、信頼に足ると考えている。

もう一つ、資料では民間資金を呼び込むと記載があるが、何を指しているかという問いに対しまして、2030 年には 350 社を集積する構想である。ある程度規模が大きくなったら行政から離れ、民間投資を募り運営していきたいということであります。資料につきましては、10 から 11 ページであります。

次に都市計画用途地域の見直しについてです。都市計画課長より説明の後、質疑に入りました。主な質疑として、CCRC 事業など部署間で事業の調整をしながら進めなければ、再度の見直しが必要になるのではという問いに対しまして、当然、見直しについては部署間で打ち合わせを行っている。農振法の改定もあり、個別具体的な計画なしに用途を変更することができないため、現時点での見直しを進める。今後、各事業の進捗により個別案件が出てきた段階で対応していくという回答です。資料につきましては 12、13 ページであります。

4 番目、流雪溝の全体計画と進捗状況について、都市計画課長より説明を受けた後、質疑に入り、質疑は記載の 1 件でした。資料は 14 から 16 ページであります。

5 番目、その他につきましては、市道路線の見直しについて、条例改正についての趣旨説明がありました。以上です。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 産業建設委員長にお伺いいたします。4 番目の流雪溝の全体計画と進捗状況について、報告 7 ページの中に記載のある総事業費 28 億 900 万円、国が 19.14%、全体の 61.1%、駅西部分の整備率 30.8%に関連してであります。国のほうから来る交付金については、これはひょっとしてあれでしょうか、スノーピアの全体計画の中の何パーセントに対しての事業費、それに対する国の交付金というふうに来たとすると、実は駅西が遅れている、駅東は進んでいると。駅西に当然充てられる部分の交付金も実はもう食って

しまった、というようなことのちょっと心配もしてはいるのですけれども、そういう交付金の中身というか、仕組みということについての説明がありましたか。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 それについての説明はありませんでした。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 関連ですが、流雪溝についてであります。これによりますれば、十二沢川の水の再利用ということ——この水利権ですよね——ということの審議がされたわけがありますが、早いころは新市長のお話の中で、この水を使って実際に駅西に流雪溝が活用できるようになるには5年、6年ぐらいという範囲で私は受け取ったわけですが、あまりにも遅過ぎるという感じがしました。この審議を見ますと、一、二年程度で水利権が獲得できるかもしれないということで、もう少しこの通水が早くなりそうだと私は期待しているのですけれども、それについての質疑あるいは説明があったかどうか聞かせてください。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 それについての質疑はありませんでしたし、ここに記載の、県との協議で十二沢川へ排水された流雪溝用水を再度、十二沢川から取水して水源確保する方法を検討しているという説明でした。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 グローバルITパークについてお聞きしますが、これはアダムイノベーションズという会社が、多分16ブースについてはまかっているというふうには私は感じているのですが、そうした中で何か半分しか埋まらないという報告がありますよね。そしてその中で就労ビザ等あるいは資本金の問題とかということ、また非常に障害があったということ。アダムイノベーションズさん自体も外国の企業であるわけだから、全てこういうことはわかって始まっていると思うのですけれども、このままでいくと何か大分市が関与するという話の報告もありますが、実際アダムイノベーションズさんというのはどういう役割をしている人なのかということがわからなくなってくるのです。そういう点で問題点とアダムイノベーションズさんというのはどういう役割をしているのか、というあたりの調査というのはあったのかどうか。ないとしたならば、このまま成り行きに任せてということであると。家賃の問題はどうなっているのかとか、いや、でも納まっていますよとか、そういう問題にも波及する問題になってきますし、ひとつどういう調査だったのかお聞きしてみたいと思います。

○議 長 産業建設委員長

○鈴木産業建設委員長 海外企業は、ここに書いてあるとおり資本金に加え大きな課題となっているのがビザであるということで、就労ビザは申請に長い時間を要するため、現在ITパークにいる技術者は滞在可能日数が最長90日の短期滞在ビザで入国しているという話であります。それと、全ての書類が日本語であるという問題点もあるそうです。

市がどうかかわっていくかについては、ここに書いてあるとおり、東京会場及び国際大

学において、ITテクノロジーフォーラムを開催して募っていきたいという話であります。ただ、ここにありましたように、ある程度集積できたら行政から離れ民間投資を募り運営していきたいと質疑でありました。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 企業の内容がなかなか難しいとか、タッチできないという説明があったという話ですけれども、そうした中で、何をアダムイノベーションズさんが介在するのかというのが私はわからないのですね。そういう点からしてやはりもう少しわかりのいいような、我々にきちんと説明できるような調査をぜひしていただきたい。そうしないと、誰が責任を持つのか全然わからない。家賃もどうなるのか。そのうちに今度は家賃を補助して、あるいは会社設立を補助してなんて話になっても困るななんて思っているのですが、いかがでしょうか。調査をひとつお願いしたい。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 今後の委員会の調査事項の参考とさせていただきたいと思いません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか……。

3番・広田公夫君

○広田公夫君 鈴木委員長にお伺いいたします。7ページのところに全体の61.1%整備が終了しており、平成7年度より供用を開始していると。駅西部分の整備率が30.8%、駅東が80%。あと、水量不足になるという文言があるのですけれども、これの当初の計画がいつまでに終わる予定で、今の進捗率がこうですということだと思のですが、ただ水がないために工事が進められていないのか。あるいは予算がないから進められていないのか。30.8%で終わっている理由。

あと、もう一つ今、地下水を利用するという案が出ていますよね。そういうことにより工事が停止しているのかどうか。その辺をお聞かせください。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 それについての質疑はありませんでしたし、説明も聞いておりません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・腰越晃君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会閉会中の事務調査について報告をいたします。期日は平成29年1月23日月曜日、委員の出席状況については、9名全員であります。また、議長からも出席をいただいております。

調査事項は4項目です。順に報告をしたいと思います。1番、新ごみ処理施設の建設候

補地について、市民生活部長からまた廃棄物対策課長から説明がありました。資料は8ページでございます。内容につきましては、既に先ほど述べられた市長の所信表明でも結論について述べられておりますけれども、この時点での説明であります。応募した3地区は、近隣行政区に対する説明会を13回行った。また、アンケートで寄せられた疑問に対しても説明会等で回答した。しかし、3地区のいずれも全ての近隣行政区から同意を得ている状況にない。これをどう判断するかを検討している段階である。1月末には、現在取りまとめ中の評価結果を2市1町で構成する作業部会で検討し、その結果を2月に予定している検討委員会で検討、承認をしてもらう。その後、各首長に説明し、3月には各議会に説明する予定である。こうした経過を踏まえた市長の所信表明であるというように理解しております。

質疑及び答弁についてですが、そこに記載されているとおりでありますけれども、重要な部分について、最初の質疑、建設候補地の選定はあらゆる可能性を検討した中で進めていくべきだが、いかがか。答えは、今後開かれる作業部会であらゆる可能性について検討することになっている。ここまで行ってきた実績を踏まえるのか、白紙にして検討するのも含めて検討中である。

1つ置きまして、公募を白紙にし、行政主導で適切な建設候補地を選定する方法も選択肢に入れるべきではないか。これに対しては、今後それも含めた中で、さまざまな方策を考えた上で選択することになる。概要は以上であります。

2番、地下水採取の現況について。資料は9ページから14ページであります。環境交通課長から資料に基づき説明がありました。地盤沈下区域のことですけれども、地盤沈下区域及び周辺区域における井戸の設置本数は、六日町地域全体の47.2%、そのほとんど91%が消雪用の井戸である。そのうち深度20メートルから50メートルの井戸は2,301本、両区域内にある井戸の80.6%を占める。両区域というのは規制区域とその周辺区域であります。この両区域内における事業所の井戸は、30.5%、一般家庭は62.2%という状況になっています。また、地盤沈下区域の井戸の約6割が30年以上を経過している古い井戸である。

以下、ごらんのような説明がありまして、質疑に移りました。質疑については、重要なポイントだけ取り上げて報告させていただきます。条例改正、規制の緩和について周知をどう行っていく予定なのか。これに対しては、春の行政区長会で条例改正の趣旨を説明し、5月上旬からは住民説明会やパブリックコメントを実施する予定である。こういう答弁であります。

また、2つ置きまして、合併後、井戸が3,500本増えているが、最大沈下量はそれほどでもない。井戸の本数が増加していても沈下量が少ないのは、地盤沈下区域内の規制による成果なのか。上流の塩沢地域に対する規制は必要ないのか。揚水総量規制に対する考え方は。この質問に対して、地盤沈下区域における規制、新規の井戸掘削を認めてこなかったことで沈下量を抑える、沈下のスピードを遅らせる効果が大きくあったと考えている。

今後節水することで、それと同様な効果を出していかなければならない。非常に難しいであろうが、新規掘削を認めていく方向で模索をしていく。また、周辺区域等における井戸の増加が地盤沈下区域に影響を与えるかどうかは、はっきりとしたことはわからない。上流の塩沢地域で大量にくみ上げれば、影響がないとは言えないと考えているので、できることは全てやりながら総量規制に取り組んでいく。こうした考えであります。

3番、介護職員の確保について、福祉保健部長及び介護保険課長から資料に基づき説明がありました。資料は15ページから20ページです。介護保険制度発足から年々介護職員数は増加し、ニーズは高まっているが、人材不足を感じている事業所は全国的に多い。しかし、給与水準は低い状況にある。市内において、介護関係の資格を取得するための研修を実施しているのは、魚沼サンテックスクールと南魚沼福祉会である。県でも介護職員の確保を重要課題として取り組んでおり、人材確保関係事業において資格取得経費に補助金を出している。しかし、補助を受けるためには、その介護職員が勤務する事業所で資格手当制度を導入していることが条件となっている。市内の大規模事業所でも資格手当制度を導入していないため、県の制度を活用できていないところもある。

こうした状況で市内における介護職員の数については、正確な情報ではないかもしれませんが、新潟県介護事業所・生活関連情報検索サイトの介護職員数、この内容を見ると常勤・非常勤を含めて約1,100人ということも説明の中にありました。

次のような質疑と答弁がありました。報告書の中から抜粋して報告いたします。市内の施設でどれだけ人材が不足しているかを把握し、その上で市がリーダーシップをとり、介護職員の確保について考えていくべきではないか。これに対して、福祉法人でない事業所も介護業界に進出したため、事業所ごとにサービスの内容や方針、特にトップの考え方が異なり、介護人材の不足というさまざまな問題も起こってきた。これを市内事業所に限らず、ある組織をつくって統一的な方針、サービス向上、スキルアップにつなげられないかと働きかけたこともあったが、異業種間ではうまく調整がつかないという意見があり、実現していない。しかし、今後必要だと考えており、何とかしたい。

市がニーズ調査を行うと、何かしてもらえるとという期待感を持たれる恐れがあったので、これまで着手してこなかった。こういった問題を抱えている以上、何が必要で市にどうしてほしいのか、処遇改善のために何があればいいのかも含め、一度調査を試みる必要がある。また、連絡協議会はあるが、そこまで踏み込んで検討する会にはなっていないので、今後活用しながら進めていく。

処遇改善については、市が窓口になり指導して行う体制になっていると思うか。これに対して、県が指導すべき施設と市が指導すべき施設が分かれており、市が全事業所の処遇改善加算を管理し、指導する体制にはなっていない。県のデータをもらい、全体の状況を把握している状況であり、介護保険制度の問題点でもあると捉えているという答弁であります。

4番、市立病院群と基幹病院の連携について、市民病院事務部長より資料に基づき説明

がありました。資料は 21 ページから 22 ページであります。連携の形態では紹介——紹介というのは基幹病院から大和病院、市民病院への紹介であります。これについては現状全体で約 4 割、逆紹介——これは市民病院、大和病院から基幹病院への紹介であります。これについては大和病院で 58.4%、市民病院では 57.8%、6 割程度を基幹病院に受け入れてもらっていると。そういった紹介・逆紹介の連携があります。

また、医師の派遣、これは基幹病院から市民病院、大和病院であります。また、施設の連携——これは大和病院のあいている施設を基幹病院と共同で使うということであります。こうした連携をやっている。また、魚沼脳卒中診療連携を考える会、そして、魚沼圏域地域連携実務者連絡会等の組織を通じた連携も進めています。

市立病院群と基幹病院の連携についての質疑答弁でございますけれども、重要なものを報告いたします。紹介・逆紹介による受け入れ側の連携はどうなっているのか。基幹病院も稼働できていない病棟があるので、受け入れ側の体制が整わない場合もある。また、市民病院としても病床利用率が高く推移しているので、在宅への復帰も含め市民病院と大和病院の地域連携室が連携して対応を調整している。どうしても限りがあるので、紹介する側、受け入れる側それぞれが調整して対応している状況である。

魚沼圏域地域連携実務者連絡会は非常に重要である。この会が発展することで、療養病床に関する連携、受け入れ態勢が整備されるのではないかと期待しているが、見通しはどうか。基幹病院が中心となり動き出したばかりであり、定期開催も今後の協議次第という段階である。以上のような答弁であります。

その他、市民課長より、後期高齢者医療制度の保険料軽減判定におけるシステム誤りについて、廃棄物対策課長から、生活雑排水汚泥——グリストラップ汚泥——の今後の処理についての報告がありました。以上であります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 7 ページです。基幹病院の常勤医が新市立病院群へ派遣されているのかという Q & A ですが、アンサーを見ると、全ての医師が派遣されているというようになっていますけれども、「全て」というこのニュアンス的に、かなりの医師が各科目に来ているというニュアンスの受け取り方でよろしいのか。かなりの人数の医師が、全てとなるというような答弁でここに書いてあるのだけれども、その辺がどういうふうなニュアンスだったか、委員長にお伺いいたします。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 ご質問の医師の連携、基幹病院から市民病院に派遣してもらっているという例ですけれども、小児科の医師がいないという状況がありまして、月曜から金曜までは基幹病院から週 1 回、新潟大学から週 4 回、医師を派遣してもらって診察している。あるいはレントゲン写真や MR I 等の読影でも、これは関東方面からの医師にお願いしているということになっていますね、こうしたものが増加していると。また、基幹病

院の放射線科医師にも一部協力をしてもらっている等の細かい説明がありました。

○議 長 13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ということは、科によってという、この上に何かつくということですか。何か全てと書いてあるとあれですけども、今、委員長が言われたのは、小児科とかという科がついていたと思うのですけれども、何か書き方だと、全部来ているのかなというような Q & A になっていますので、またこの Q & A の後にそういう突っ込んだような関連絡みの質問みたいなのがあったら教えていただきたいと思いますが。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 恐らくというか、一応、不足部分を派遣してもらっているということという答弁、説明でもあったわけですけども、基本的にはやはり全ての分野について派遣要請して、可能であれば基幹病院の医師に応援を願うという、そういうことであろうと捉えております……（「質問は」と叫ぶ者あり）これについては委員からの踏み込んだ質疑はございませんでした。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 4 ページ、介護職員の確保についてお伺いしますが、当市でも当然 7 期の介護事業に向けてのアンケートはやっていると思っています。ただ、私どもが調査を立ちこちしている中で、返ってくるそういうアンケートの回収率は当然限られているわけがあります。ところが、そこでやめないで徹底的に 100%、職員が家庭に出向いてそういう聞き取りをし、今後の介護要件を満たすようなことをしているところもあるわけです。介護職員というのは、そういうサーベイがあって初めてきちんとした血の通った制度になると思っていますが、そういう聞き取り調査あるいはアンケートをどこまでこの市がやっていたのか。あと、これからどういうふうに取り組むのか。それによって介護職員の本当の実数がわかるわけでありまして、そういうやりとり、質疑あたりはあったかどうか聞かせてください。

○議 長 議長を通じて。社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 ご指摘の点については説明ございませんでしたし、内容についての質疑もございませんでした。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 ページの産業廃棄物、ごみの問題でお聞きします。候補地選定の問題が主な調査事項だったという報告ですけども、例えば Q & A の 2 番目ですかのアンサーの中に、環境問題や排ガスなどに対して全て説明しているが、十分理解されている状況にないという言い方です。私はいつも申し上げているように、どういった施設を整備してどういった機種でということが、当然決めて説明しなければ全て説明しきれないだろうという話をしてきたものですが、どの程度そういうことが進んでそういう説明をしているのかというのがわからないのです。担当課ではこの候補地だけという形の質疑応答で終わっておるかどうか。

今後、1年延びるわけですね。要するに新年度における実施設計や用地確保等の事業実施は見送ることになるという報告を受けているわけであります。そうすると、本当に詰めるところをきちんと詰めていかなければならないのではないかなということ、私は担当委員会の重責だと思ったのですが。ほぼ一般的なことを説明しての了解に至らなかったと、こういうことの報告であるのか、その辺ひとつ調査の感じをお聞きしたいと思いません。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 ご指摘の内容については調査の目的と少し違うので、具体的な質疑説明についてはございませんでしたが、今、通常考えられているこれから整備されるごみ処理施設については、さまざまな安全性、環境問題こうしたものをクリアしたものであると。そういう前提の中で質疑がございました。それについての理解をどう説明したのかという内容ですね。ただ、どうしても答弁としてあったのは、感情的な問題であるとかそうしたものがあって、先入観ですね。そうしたものに基づくやはり感情的な問題があって、なかなか近隣行政区の賛成までには至らなかったというような内容の答弁がございました。

またもう一つ、安全な施設であれば、通常ほかの都市を見ても住宅地の中につくられているものもあるではないかと。そうしたところを市はしっかり説明すべきではないかという質問もあったのですけれども、これに対しても、そういう安全な施設であるということを強調して説明しても、なかなか了解を得られなかったという、そういう答弁が返ってきております。

今後についてですけれども、これについては当社会厚生委員会では継続して調査を進めていきますので、今後についても委員諸氏の考えではございますけれども、新ごみ処理施設については委員会として調査を進めていくのであろうと、ここまで委員長が言っているのかどうかわかりませんが、そのように考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これから計画されるものはそういった安全施設だろうということ、一般的な例として説明したということだと思っておりますが、この施設は本当に膨大な予算を使う事業でありますので、やはりきちんとした計画の中で事業を進めないとならないと思っております。担当委員会はひとつぜひ、調査を継続していただきたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌（所管）事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

〔午前11時57分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 お諮りいたします。議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び決算に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び決算に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、第2号報告 専決処分した事件の承認について（平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第2号報告 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第8号）につきまして、専決処分といたしましたのでご説明申し上げます。

補正予算第8号につきましては、1月中旬のまとまった雪とその後も断続的に降り続いた雪により、機械除雪費に不足が見込まれたことから、3月補正を待たずに専決処分とさせていただいたものであります。機械除雪費につきましては、当初予算で6億5,000万円を承認いただきました。今年度は昨冬の少雪の影響から、年度当初の4月の除雪費が少額で済み、年末年始も少雪でありましたが、1月中旬からの降雪により補正が必要となったものであります。累計降雪量は少ないものの、除雪が必要な状況が続いたため、2月13日付で機械除雪費に1億5,000万円を増額いたしました。歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額し調整いたしました。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ1億5,000万円を追加し、歳入歳出予算総額を341億5,022万4,000円といたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第2号報告 専決処分した事件の承認について（平成

28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 8 号）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 2 号報告は提出のとおり承認することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 7、第 3 号議案 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 3 号議案 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 9 号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては国の補正予算を受け、統合中学校建設工事費及び県営事業負担金のかんがい用水事業を前倒しで実施するため新たに編成したほかは、事業の確定や実績見込みによる予算の過不足調整が主な内容であります。

歳出の主な内容としましては、職員費では共済費及び代替職員賃金が見込みより少なかったことにより 9,080 万円を減額、基金費では、福祉目的の一般寄附金としていただきました 1,000 万円を有効に使わせていただくため、財政調整基金への積み立てにより 1,060 万円を増額、企画補助・負担金事業ではふるさと納税寄附金の実績により、国際大学支援補助金を 5,527 万円を増額いたしました。

特別会計操出金では、各会計の歳入歳出の調整により、国民健康保険対策費で 2,693 万円を減額、病院事業対策費で 8,880 万円を増額、農業集落排水事業対策費で 3,156 万円を増額、公共下水道事業対策費で 1 億 3,565 万円を増額いたしました。

臨時福祉給付金事業費は、2,162 万円を、児童手当支給事業費は 4,050 万円を、公設民営保育園委託事業費は 2,485 万円を、市立認定こども園事業費は 1 億 2,184 万円をそれぞれの確定見込みから減額いたしました。

可燃ごみ処理施設運営費は、需用費の精査により 4,500 万円を減額、農業振興対策補助事業費では、事業の確定や取り下げ等により 4,342 万円を減額、経営事業負担金では、国の補正予算による割り当てを受けて、前倒しで実施するための 3,060 万円を増額、企業対策事業費では、グローバル I T パーク事業にかかる施設改修費が、地方創生加速化交付金の対象となったことなどにより、不用額 2,798 万円を減額、統合中学校建設事業費では、平成 30 年 4 月の開校に向け、既設校舎の改修工事を早期に実施するため、国の補正予算を受け 4 億 277 万円を増額いたしました。

歳入では、保育園入園費負担金を 3,708 万円、児童手当国庫負担金を 2,769 万円、施設型給付費等国庫負担金を 1 億 465 万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を 1,056 万円、それぞれ確定見込みにより減額いたしました。

学校施設環境改善交付金では、統合中学校の既存校舎改修費補助の 1 億 100 万円と、武道場の防災機能強化のための吊り天井対策工事費補助の 1,090 万円等、新規に計上いたしました。保険基盤安定県負担金の 1,186 万円及び施設型給付費等県負担金の 3,744 万円は、算定

ルールに基づき減額いたしました。経営体育成支援事業補助金は、事業取り下げのため1,500万円を皆減とし、一般寄附金及びふるさと納税寄附金は、実績により7,279万円を増額いたしました。十二沢川改修事業に伴う物件保証料は、国道管理者による付帯工事になったことにより3,100万円を皆減し、市債については事業費の確定見込みによる増額分を追加し、4億970万円を増額いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算に2億6,787万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を344億1,809万5,000円といたしました。なお、年度内に事業が完了できない見込みとなりました16の事業にかかる未執行分14億4,386万3,000円は、翌年度に繰り越して執行ができるように、繰越明許費を計上いたしました。

詳細につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第3号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明申し上げます。提案理由でも申し上げましたが、本補正は国の補正予算による統合中学校建設工事費とかんがい排水事業の新規計上のほかは、事業の事業費の確定や実績見込みによる過不足の調整が主な内容となっております。

最初に歳入歳出予算の補正内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。12、13 ページ、2の歳入からご説明申し上げます。最初に11款分担金及び負担金、2項1目民生費負担金は、実績見込みにより保育園入園費負担金3,708万円の減額であります。

2番目の表、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費の保険基盤安定負担金は、額の確定による減額、2節児童福祉費の児童扶養手当給付費及び児童手当は、実績見込みによる歳出の減に伴う減額で、施設型給付費等国庫負担金は、私立保育園及び認定こども園6園に対する運営費負担金の精査により、1億465万円の減額であります。

次の表、2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費は、臨時福祉給付金事業の確定に伴う国庫補助金2,162万円の減額であります。2節児童福祉費は、母子家庭等対策総合支援事業費における高等職業訓練促進費の減額に伴う補助金の減であります。2段目、4目農林水産業費、農業費国庫補助金は、農業振興対策補助事業費における事業実績による優良農地確保・有効利用対策事業費補助金204万円の減額であります。3段目、5目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費は、維持補修事業費の減額と、除雪機械整備事業費の請け差により、2節住宅費は、克雪及び耐震などの住環境整備事業費の減額に伴う社会資本整備総合交付金の減であります。4段目、6目教育費国庫補助金の要保護援助費補助金は、小、中学校費とも支給見込み額の精査に伴う減額で、中学校費の学校施設環境改善交付金は、統合中学校建設事業費に対する国の補正予算によるもので、統合と防災機能強化分合計で1億1,190万円の追加計上であります。

14、15 ページ、13款3項2目民生費委託金は、年金生活者支援給付金支給準備に係る事務費の追加分であります。

2番目の表、14款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費は、国民健康保険対策費の確定に伴う県負担金1,271万円の減額であります。2節児童福祉費は、国庫負担金同様、実績見込みと運営費負担金の精査による減額であります。

3番目の表、2項県補助金、1目総務費は、路線バス運行事業費の実績により補助金の減額であります。2段目、2目民生費県補助金は、重度心身障がい者医療費助成金の増額に伴う県補助金と、坂戸グループホーム新設による地域生活移行促進事業補助金の増額であります。3段目、3目衛生費県補助金は、子ども医療費助成金の事業費確定に伴う交付金669万円の増額であります。4段目、4目農林水産業費、1節農業費県補助金は、農業振興対策補助事業費によるもので、説明欄1行目、新規就農・経営継承総合支援事業補助金と、2行飛ばして4行目、「新潟米」食味・品質確保整備支援事業補助金は、事業実績による減額、最後の行、農業経営法人化等支援事業県補助金は、追加採択による増額で、残り4事業、経営体育成支援、6次産業化ネットワーク、園芸生産促進、ふれあい・グリーンツーリズムの補助金及び交付金は、事業取り下げによる皆減であります。2節林業費県補助金は、それぞれ事業実績による減額であります。

5段目6目土木費県補助金は、国庫補助金同様、克雪及び耐震などの住環境整備事業費の減額に伴う県補助金の減額であります。7目教育費県補助金は、モンスターパイプ及びスケートボードパーク整備事業への補助金が、上限1億円の内示による体育施設整備事業費県補助金287万円の減額であります。

16、17ページ、15款財産収入、1項2目利子及び配当金は、財政調整基金及び合併振興基金利子の計上であります。

2番目の表、16款寄附金、1項1目一般寄附金では、説明欄記載の皆様からちょうだいしたものでございます。一般寄附金の1,000万円につきましては、福祉関係にということで、一旦、財政調整基金に積み立てをさせていただくものであります。ふるさと納税寄附金のその他6,238万円は、国際大学応援と交流の推進コースであります。2段目、2目指定寄附金では、株式会社プリンスホテル様から「南魚沼の美味しい湧き水」の売り上げ1本につき1円で、平成28年度上半期分として、自然環境保全を目的にいただいたものでございます。

3番目の表、17款繰入金、2項4目市民の文化・スポーツ奨励棚村基金繰入金は、国体等出場推奨金の増額によるものであります。

一番下の表、19款諸収入、5項3目の3節衛生雑入は、八幡保育園のペレットボイラーの導入に対する説明欄記載の補助金で、実績により27万円の減額であります。7節土木雑入は、十二沢川改修に伴う国道橋梁の流雪溝送水管工事について、国道管理者施工の付帯工事となったことによる皆減であります。

18、19ページ、20款市債、1項1目合併特例債は、統合中学校建設事業、既存校舎等改修分の追加と、道路整備事業等、事業費の変更等に伴う調整分で3億830万円の追加で、2目農林水産業債は、国の補正によるかんがい排水事業負担金への土地改良事業債2,850万円の追加計上、3目土木債の地方道路交付金事業債は、道路橋りょう維持補修事業及び消融雪施

設維持管理事業への充当で 7,160 万円の追加計上であります。地方道路等整備事業債は、八箇峠道路関連県委託費にかかるもので、財源調整により 1,350 万円の減額であります。4 目消防債では、新潟県被災者生活再建支援システム導入に係る緊急防災・減災事業債 410 万円の追加であります。7 目民生債は、説明欄の記載いずれも八幡保育園及び塩沢・中統合保育園に係るもので、八幡保育園の事業費の組み替えと、ペレットボイラーに対する起債の変更により、社会福祉施設整備事業債は、290 万円の増、施設整備事業債を 1,360 万円減額するものであります。10 目教育債は、統合中学校建設事業費の追加分に対して、学校教育施設整備事業債 2,140 万円を新規に計上するものであります。以上が歳入の補正内容であります。

めくっていただきまして 20、21 ページをお願いいたします。歳出であります。2 款総務費 1 項 1 目一般管理費の説明欄最初の丸、行政共通事務費は、アンケート等の発送による不足見込み分 90 万円の増額であります。次の職員費では、共済費の追加負担金が少なかったことや、実績見込み委託料の請け差等により 9,080 万円の減額であります。行政区事業費は、集落集会所施設整備事業費補助金において、伊勢町区が見送ったことにより減額であります。

次の段、3 目電算対策事業費の電算情報管理一般経費は、実績見込みによる減額であります。次の総合行政システム事業費は、基幹系システムの切りかえ時期の変更により、保守業務委託料と、1 つ飛んで機器リース料が減、帳票変更等の改修を見送ったことにより、改修等業務委託料が減となったことにより 998 万円の減額であります。内部情報システム事業費は、リース開始月の変更と請け差によるパソコンリース料の減、契約の一本化によるウィルス対策ソフト使用料の減で 560 万円の減額であります。GIS システム事業費は、入札請け差による減額であります。

3 段目、6 目財産管理費は、財政調整基金の通常利子分と、福祉関連寄附金の積立金として、基金費 1,060 万円の計上であります。

次の 7 目企画費は、ふるさと納税寄附金による国際大学支援補助金として、企画補助・負担金事業に 5,527 万円の増額であります。移住・定住促進事業費は、先に正誤表で訂正をお願いしてございますが、「地方創生」ではなく、「地方再生」推進法人設立にかかる出捐金として 100 万円の計上であります。

最下段、9 目バス運行対策費の路線バス運行事業費は、運行実績による地方バス生活維持路線補助金の減額で、市民バス運行事業費の減額 600 万円は、路線バスの実績報告に合わせ、市民バス運行補助金もバス事業年度終了後の交付とする事業者について、半期分の補助相当額を減額するものであります。

22、23 ページ 2 番目の表、2 款 4 項 4 目市長選挙費は、実績による減額であります。

3 番目の表、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費は、国民健康保険対策費（特別会計繰出金）2,693 万円の減額で、保険基盤安定の 2 項目はそれぞれ基準に基づくもので、人件費は給与改定に伴う調整、出産育児一時金は決算見込みによるそれぞれ減額によるものであります。

2 目心身障がい福祉費の心身障がい者施設負担金事業費の減 140 万円は、魚沼地区障害福

祉組合負担金の確定減と、坂戸グループホーム新設による指定共同生活事業初度設備整備費補助金の増によるものであります。重度心身障がい者医療費等助成事業費は、医療費助成金の決算見込みに伴う 600 万円の増額であります。

3 目老人福祉費の介護保険対策費（特別会計繰出金）は、実績見込みによる減額であります。後期高齢者医療対策費（特別会計繰出金）は、人件費の給与改定や異動等の精査による増額調整であります。4 目包括支援事業費やケアプラン委託件数の減少による居宅介護予防支援事業委託料 200 万円の減額であります。

24、25 ページ、5 目国民年金事務費は、平成 27 年度の精算に伴う過年度国県補助金等返還金の計上であります。6 目社会福祉援護事業費では、社会福祉援護費の共済費及び臨時職員賃金は、臨時福祉給付金事務費での対応となり、郵送料は事務処理の見直しにより減額となるものであります。9 目臨時福祉給付金事業は、それぞれ実績による減額であります。

下の表、2 項児童福祉費、1 目子育て支援費（児童福祉総務費）は、子ども医療費助成金の社会保険適用分と、療育医療費分の対象者が伸びたことにより、700 万円の増額であります。一番下の段、2 目児童措置費の児童扶養手当支給事業費及び次の丸、児童手当支給事業費は、実績見込みによる減額であります。

26、27 ページ、説明欄最初の丸、母子家庭等対策総合支援事業費は、高等職業訓練促進費への申請がなかったことにより 220 万円の減額であります。2 段目、3 目児童福祉施設費の公設民営保育園委託事業費及び 2 番目の丸、私立保育園委託事業費は、それぞれの保育園における運営費委託料の精査による増減であります。3 番目の丸、保育園等施設整備事業費は、事業費の調整により、大木六保育園の解体工事費に組み替えるもので、塩沢・中保育園の用地測量業務委託料と八幡保育園の土地購入費が先送りすることにより、施設備品購入費は、その一部を調整し、組み替えるものであります。私立認定こども園事業費は、最初に説明いたしました公設民営と次の私立保育園同様、運営費負担金の精査による減額であります。委託料及び負担金ともに精算額が大きくなっているのは、制度改正により、各種加算が対象外となる前の実績見込み額で予算計上したことによるものであります。一番下の行は平成 27 年度の施設型給付費負担金の精算金 106 万円の減額であります。

下の表 3 項 1 目生活保護総務費は、平成 27 年度生活扶助費等国庫負担金精算金の修正による返還金の増額であります。

28、29 ページ、4 款衛生費、1 項 2 目健康診査事業費の住民健診事業費は、各種がん検診の健康診査委託料を、基礎健診事業費は、若年・特定・高齢の各一般基礎検診及び肝炎検査の委託料で、それぞれ実績による減額であります。次の 4 目医療等対策費は、病院事業対策費（特別会計繰出金）で、大和病院及び市民病院への、資金不足に伴う基準外の病院事業会計補助金 8,100 万円と、城内診療所の診療収入の減による繰出金 780 万円の増額であります。

次の表、3 項 1 目清掃総務費の浄化槽事業対策費（特別会計繰出金）は、浄化槽事業費における実績見込みによる減額であります。2 段目 3 目し尿塵芥処理施設費の可燃ごみ処理施設運営費は、蒸気タービンの故障による電力料金の増加が比較的少なかったことや、燃料費

の値下げ等により、4,500万円の減額であります。

一番下の表、6款農林水産業費、1項2目農業振興費では、農業振興対策補助事業費が4,342万円の減額で、青年就農給付金は、実績により、経営体育成支援事業は取り下げにより、6次産業化ネットワークは取り下げ、「新潟米」食味・品質確保は実績により、優良農地確保・有効利用対策は実績により、園芸生産促進事業は取り下げにより、ふれあい・グリーンツーリズム促進事業は取り下げによる、それぞれ減額であります。農業経営法人化等支援事業補助金は、2法人の新規採択による増額であります。最後の丸、水田農業構造改革対策推進事業費は、次の30、31ページ、説明欄、塩沢及び大和・六日町地域農業再生協議会補助金の実績見込みによる250万円の減額であります。2段目、4目農地費の県営事業負担金は、国補正予算による魚野川東部海土ヶ島新田の機場、水管理施設改修にかかるかんがい排水事業負担金で3,060万円の追加計上であります。2番目の丸、農業集落排水事業対策費（特別会計操出金）は、制度変更に伴う資本費平準化債の減に伴う操出金の増額であります。

2番目の表、2項1目林業振興費の分収造林事業費は、分収造林事業委託料の実績による減額であります。2番目の丸、民有林保育事業費は、施業面積の減による民有林保育事業補助金の減額であります。3番目の丸、森林資源活用事業費は、間伐事業委託料の施業実績による減額であります。

3番目の表、7款商工費1項1目商工業振興費の中小企業金融制度事業費は、異常少雪緊急経営支援資金や県のセーフティネットの利用を見込んだ信用保証料補給金の増額であります。2番目の丸、企業対策事業費の施設改修工事費、PCネットワーク工事費、事務用備品購入費は、大和庁舎グローバルITパークの改修経費で、平成28年度当初予算に計上したのですが、平成27年度の加速化交付金の対象となり、繰越事業で実施したことによる皆減であります。企業立地奨励金は、事業開始の延期や指定条件の解除により対象外となったことによる370万円の減額であります。

2段目、2目観光振興費は、南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金71万円と、合併振興基金利子160万円の充当による財源更正であります。

32、33ページ、8款土木費、2項2目道路橋りょう維持管理費の道路橋りょう維持補修事業費は、不足する道路橋りょう維持工事費の増額分と、消融雪施設維持管理事業費への組み替えにより800万円の減額であります。3目道路橋りょう除雪事業費の機械除雪費は、実績見込みにより、除雪車修繕料200万円の減、次の丸、消融雪施設維持管理事業費は、それぞれの減額分を受けて650万円の増額であります。3番目の丸、除雪機械整備事業費は、除雪車購入費の残額の減であります。

3段目、4目道路橋りょう新設改良費の街路新設改良事業費交付金は、樋渡東西線のアプローチ部詳細設計により、土地購入費及び物件補償費が不要となったことによる800万円の減額であります。

2番目の表、3項1目河川総務費は、河川修繕工事費の実績による河川管理費の減額であります。

一番下の表、4項2目都市計画事業費の流雪溝整備事業費は、精算見込みにより200万円の減額であります。次の公共下水道事業対策費（特別会計操出金）は、起債の減額等で歳入不足が生じたことにより操出金1億3,565万円の増額であります。

34、35 ページ、5項1目住環境整備事業費の市営住宅管理費は、泉盛寺及び余川住宅等、修繕料の不足による増額であります。克雪住宅推進事業費は、それぞれ実績見込みによる減額であります。宅地等消雪設備補助金は、8件予定の1件、克雪すまいづくり支援事業補助金は10件予定の4件であります。3番目の丸、木造住宅耐震改修支援事業費は、実績見込みでの皆減であります。

2番目の表、9款消防費1項3目防災費の防災一般経費は、落雷による防災行政無線八海山中継局の修繕料560万円の増額であります。次の防災補助・負担金事業は、県の被災者生活再建支援システムを導入するための負担金417万円の計上であります。

3番目の表、10款教育費1項1目教育委員会費の国際交流及び文化・スポーツ基金事業費は、国際大学応援と交流の推進コース寄附金により606万円を積み立てるものであります。

4目育成支援費の子ども・若者育成支援事業費は、ニート・ひきこもり対策事業の委託先が撤退したことによる減額であります。

一番下の表、2項1目小学校教育運営費の小学校管理一般経費は、暖房機や除雪機等の修繕料不足見込み分と五日町小学校の新年度のための特別支援教室改修工事費の増額であります。

36、37 ページ、小学校施設設備事業費は、タブレットのバッテリー交換のための修繕料の増額、要保護・準要保護児童援助事業費は、実績見込みによる就学扶助費の減額であります。

2番目の表、3項1目中学校教育運営費の中学校管理一般経費、施設改修工事費は、フッ化物洗口のための保健室への流し台の設置であります。要保護・準要保護生徒援助事業費は、小学校費同様、実績見込みによる就学扶助費の減額であります。

2目中学校整備費の統合中学校建設事業費は、国の補正予算により、既存校舎の大規模改造工事と武道場の吊り天井改修工事を前倒して実施するもので、4億277万円の追加計上であります。

3番目の表、4項1目特別支援学校運営費の特別支援学校就学児童生徒援助事業費は、当初見込みからの補助対象者増による就学援助費の増額で、就学奨励費の増額であります。

一番下の表、6項社会教育費、4目文化行政費の市民の文化・スポーツ奨励棚村基金運営事業費は、棚村基金国体等出場推奨金の実績見込みによる増額であります。

38、39 ページ、7項2目体育施設費は、モンスターパイプとスケートボードパーク整備事業への県補助金の上限額での打ち切りにより、国県支出金から一般財源への財源更正であります。

2番目の表、14款予備費は財源調整によるものであります。なお、12月定例会報告以降、これまでの予備費充用額は10件で、1,157万6,000円であります。主な内容は、給与支払報告書の様式変更による入力項目の増加に伴う委託料の不足89万5,000円、特別支援学校費の

見込み誤りによる電気料金の不足 109 万 3,000 円、八海中学校野球場の造成工事費の不足による 516 万 3,000 円、ふれ愛支援センター駐車場の消雪パイプ井戸洗浄の工事費 91 万 8,000 円、小学校の漏水、塔屋堅樋、体育館入り口の雪囲い等、修繕料の不足 71 万 1,000 円、法人市民税や固定資産税等の還付金及び還付加算金の不足で 250 万円などであります。以上が歳出の内容であります。

戻っていただきまして 6 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費であります。提案理由でも申し上げましたが、記載の 16 事業 14 億 4,386 万 3,000 円を繰越明許費として設定をさせていただきたいものであります。

なお、記載の事業名では内容がわかりづらいものについて補足をさせていただきます。最初の 2 款 3 項マイナンバー制度事業費は、J-L I S へのマイナンバーカード発行事務委任交付金であります。1 つ飛んで 3 款 2 項保育園等施設整備事業費は、大木六保育園解体工事費で、次の 4 款 1 項病院事業対策費（特別会計繰出金）は、病院事業の施設整備に対する出資金で、市民病院の外構工事に係る分であります。4 款 3 目可燃ごみ処理施設整備事業費は、蒸気タービンの故障により、定期修繕を見送ったことにより、一部施設の改修工事を行うものであります。6 款 1 項農業振興対策補助事業費は、産地パワーアップ補助金による、J A 魚沼みなみカントリーエレベーターと精米施設建設の補助金で、7 款 1 項企業対策事業費は、国際大学に設置する、お試しサテライトオフィスモデル事業であります。

8 款 2 項道路橋りょう費の、道路橋りょう維持補修事業費は、城之入川橋改修設計委託ほか、舗装、橋梁の修繕工事であります。消融雪施設維持管理事業費は、市道名木沢浦佐線ほかメインパイプ工事、消融雪施設新設改良事業費は、関関山線流雪溝整備工事で、道路新設改良事業費は、上神字滝谷線ほか 5 路線の改良工事や橋梁のかけかえ等であります。8 款 6 項国土調査事業費は、上野地内の地図訂正と地積更生、9 款 1 項防災補助・負担金事業は、新潟県被災者生活再建支援システム導入負担金であります。10 款 2 項小学校設備等整備事業費は、タブレット端末のバッテリー交換修繕費で、1 つ飛んで、10 款 7 項体育施設整備事業費は、モンスターパイプ造成工事であります。

次の 7 ページは、第 3 表地方債補正であります。歳入でも説明をいたしましたが、それぞれの目的別の起債において、対象事業の追加や事業費の増減等による調整により、限度額を表最下段の合計で 4 億 970 万円増額し、35 億 2,250 万円としたいものであります。

1 ページに戻っていただきまして、第 1 条から第 3 条までが、ただいま説明をさせていただきました内容であります。以上で、第 3 号議案の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 3 点ぐらいになるかもしれませんが、4 点になるかもしれませんが、まず、19 ページの歳入、市債のほうですけれども、緊急防災・減災事業債ということで、新潟県の被災者の再建システムというようなことでありますが、これは歳出のほうにも補助・負担金事業として各種事務事業経費負担金ということであるのです。これが繰越明許になっ

ているのでしょうか、そのシステムの導入——説明がちょっとあったのですけれども、今どきここに起債をして、そして事業化して、繰越明許してというところの流れがちょっとよくわからないのです。被災者再建システムということであれば、例えば糸魚川の大火みたいな、そういうのであれば緊急性で、今、市債で負担をかけられるということもあるのですけれども、こういうのが何でここでぽんと出てくるのかというところを、もうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

次が 21 ページです。財産管理費の基金費ですけれども、説明を聞いていてふと感じたので私の思い違いかもしれないのですが、ここに福祉目的寄付金で 1,000 万とあります。多分、12 月議会だったと思うのですけれども、教育目的で同じような額であったのですが、私がそこを勘違いしているのかわかりませんが、教育目的なのか、福祉これでいいのか、12 月の 1,000 万円だかの寄付とこれは別ものなのかというところを、ちょっと補足の説明をしていただきたいと思います。

もう 1 点、これは今さら聞くのもちょっとどうかと思うのですけれども、13 ページ要保護児童援助費補助金が小学校、中学校あります。これは減額になっていまして、減額するとゼロになりますよね。この内容が、恥ずかしながらちょっとわからないのです。後段の支出のほうに要保護・準要保護の就学扶助費が出ていますけれども、それらとの関係があるのかなのか。ここで国庫補助のほうで 2 分の 1 以内ということはゼロになるという、この補助の内容ですね。そこら辺を今さらながらという気はするのですけれども、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 点目の 9 款防災の関係であります。これはこのシステム自体がまず新潟県と新潟大学が中心になって開発したシステムでございまして、何で今の時期かというところですが、国の二次補正の予算措置、起債の関係、それらが適用ということ。それからこの事業については、県のほうで総額の半分を持つということで、12 月県議会で全体事業費のうち 2 分の 1 が計上された。それで、参加する市町村についても 3 月補正で計上してください。今年度計上でありませんと、起債が対象にならないということになる、そういった経過がございまして。

このシステムについて、導入の市町村の関係ですが、県内全市町村でということで平成 28 年度の当初から何回も全市町村で会議を進めていたところですが、ほかのベンダーのシステムを既に導入している市町村もありまして、それを除いた 24 市町村が全て加わる。それで新潟県も加わってシステム導入をすると、そういうような経過がございまして。その 24 市町村で、あとは県の半分除いた残りの半分を人口割ということでこの額が計上されて、実質は来年度に導入すると、そういう経過がございまして。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 21 ページの基金費でございまして。教育の 1,000 万円と福祉の 1,000 万円は別々の方からいただいたものでありまして、教育の 1,000 万円につきましては、平成 28 年度中に

机の入れかえに充当の予定でありましたけれども、机の入れかえのほうがちよっと調整がつかずに、平成 29 年度に 1,000 万円使わせていただくことになっております。

福祉目的の 1,000 万円は、財政調整基金積立金に積み立てておいて、福祉目的で使わせていただくということでございます。以上でございます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 13 ページの要保護生徒援助費補助金ですけれども、2 分の 1 以内というふうになっておまして、要は歳出で 37 ページにございますけれども、小学校、中学校での就学生徒の援助費、この額のうち、国庫補助対象になる部分が減額という形になります。人数が想定したよりも少なかったということでの減額という形になります。以上です。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 前段 2 つのところはわかりました。一番最後の今のところの要保護児童の援助費の件ですけれども、国の補助の該当になるものの 2 分の 1 ということで、これは多分給食費というのものになっていないですかね。そこら辺も含めると、ここの減額で国の補助が小学校、中学校ゼロになるというのがちよっとわからないのです。多分、歳出のほうではある程度の金額はやはり就学援助費としてありますし、この中には国の補助の対象になるもの、例えば給食費とかそういうものがあるのではないかという気がするのですけれども、そういう給食費も含めて国の補助に該当するのが、じゃあ、ないということでもいいのですか。確認だけですけれども。

○議 長 教育部長。

○教育部長 国の補助金の該当する部分が、修学旅行費の 2 分の 1 の部分という形で 1 名分に相当するというような額ですので。はい、以上です。

○議 長 よろしいですか。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干、今とかぶりますが、21 ページ基金費で、今ほどの 1,000 万円の問題です。福祉目的で財調に積み立てるということですが、私は 1,000 万からになると何らかの目的を持って寄付をしている人ではないかというふうに思うのです。福祉といってもなかなか広い分野ですが、どういったくりがあるのかひとつお聞きしたいと思います。

次にその同じページであります、国際大学の関係でもそういった形で、歳出で 5,527 万円という形になっています。これも補助金を出しているというだけで、我々は何に使っているかというのがなかなか読めないのですが、それがかなり毎年わたって高額に、多分財界を中心とした方々だというふうに話は聞いています。そういうのがなぜこういった形で、何に使われているか。ほとんどトンネルのような形だと思うのですが、その辺をひとつお聞きしたいというふうに思います。

そして、そのところで移住・定住促進で法人出捐金というのがあるのですが、これが例の C C R C の法人関係だと思うのですけれども、その法人についての説明をひとつ求めたいのです。まだ、参加者が決まっていないという報告を我々は受けているのですけれども、その

辺がもう少し説明があってもよかったのかと。要するに準備が整いましたと、それで 100 万円で、法人を設立したいとこういうことですので、この内容がいま少しわかったほうがいいのではないのかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

それから、29 ページで、農林水産費で取り下げというような形が大分あるようでありませけれども、なぜそう至ったのかというあたり。聞くところによると、非常に補助金関係の書類が難しく、取り下げる例があるというような、あるいはそういうものに取り組めないというような話もちよっと聞いたことがありますので、何が原因でこういった取り下げがなされるのか、その辺をひとつお聞きしたいというふうに思います。

もう 1 点が 31 ページ、G I T パーク。これについて委員長報告でも私は申し上げましたけれども、あそこのブースをつくることで市の仕事は大体済んでいたものだというふうに私は思っていたのです。ところが、いろいろな障害があつてと、あるいはいろいろな宣伝をしてやらなければとこういうことになるのですが。前段でも申し上げましたけれども、このアダムイノベーションズというのは、何をしようとしているのかというのは、我々もわからなくて、そしてそれをなぜこうした予算化をしていかなければならないのかというのもわからない。貸しているわけだから、その賃貸収入で何らかの形をやるために、こういう会計になるのかというあたりを、少し説明をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 総務部長。簡潔にお願いします。

○総務部長 21 ページ、基金費でございますけれども、当初は一般寄附ということでしたものでありまして、お礼方々本人のところに行って、どんなことに使いたいのですかということに対して、福祉関係であればということで話をいただいて、具体的な指定というのはございません。こちらとしても福祉関係、国の制度や支援が薄いところ、あるいはまれなケース等、考えられるまだ具体的な計画はありませんけれども、そういったものがあつた場合に充当していければということで積み立てをさせていただいたものでございます。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2 番目の国際大学支援補助金の関係でございます。こちらにつきましては、給付型の奨学金制度が国際大学のほうにございます。その関係の奨学金のほうへの補助が主なものとなっております、中山素平記念……。ちよっと正式な基金名まではあれですけれども、初代理事長様の名前を使った基金がありまして。その中で、5 段階ぐらいに給付型の奨学金制度が分かれています。それについて留学生も増えているということの中で、手厚く支援していきたいということに使わせていただいております。以上です。

○議 長 地方創生推進室長。

○地方創生推進室長 21 ページの地域再生推進法人の出捐金の件になります。推進法人ですけれども、今現在準備状況といたしましては、市とともに地域再生計画を進めると、その業務に当たっていただく法人を、3 月末、遅くとも 4 月上旬に登記するという形で、今、準

備を進めています。法人の形態は一般社団法人で進めています。あと、参画する企業の関係ですけれども、市のほうで基金を拠出するほかに、現在市内の7企業のほうがこちらのほうに基金参画するというので、進ませていただいています。以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 農業関係の補助金の件でございます。取り下げが幾つかある、多いという話ですが、個々のものをご説明するというよりも全体的なお話ですけれども、まず、予算計上をする時点でそれぞれ関係する方からご相談があります。それに対してこちらのほうで、どういった補助事業が充てられるかといったようなものを相談しながら進めている中での予算計上になっております。そして、年度がスタートしましてから詰めていくわけですけれども、詰めてまいりますと、なかなかまだ事業そのものが十分に詰まっていないというような件が幾つかございます。それと各補助事業の中にはそれなりにやはり目標というのを定めなければならない、それに向かって頑張ってもらわなくてはいけないという、その目標、ハードルといえますか、その部分が補助事業を申請する方そのものがなかなかクリアできそうにないというようなところがあって、最終的な取り下げに結びついているものでございます。

補助の申請とかが難しいのではないかというお話もありましたけれども、どちらかといえ、私どものほうでその難しい部分を一生懸命お手伝いさせていただいているというふうに考えています。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 4点目のグローバルITパークの件についてでございます。ご質問、アダム・アイの役割ということであるかと思えます。おっしゃいますように、私どもがあそこを施設整備をいたしました。議員のおっしゃるように、ある意味では大家というような立場であると思えます。一方、アダム・アイさんについては、グローバルITパークのプロデューサー、あるいはコーディネーターと考えてございます。この事業が始まった当初にご説明申し上げておりますが、国際大学さん、それからアダム・アイさんのほうから、こういう計画でこの地に産業を興したいのだ、あるいは地方創生をしたいのだというお話がありまして、市としてそれなら一緒にやりましょうということで、アダム・アイ、国際大学、市、それから新潟県4者で協定を結んで事業をスタートいたしました。

その後、ご承知のように、私どもが施設整備をして、アダム・アイさんがそこに入る企業の募集、あるいは入ったあとのコーディネート等をしていただいております、というふうに私どもは考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 寄付金については一般ということであれば縛りがないということです。ならば、聞いたからであろうが、要するに財調なりにきちんと積んで、市の財政として使わせていただくということが、本来の目的ではなかったかなと、今の説明を聞いているとそんな感じがするのですが、もう1回ひとつお聞きしたいと思います。やはり1,000万からになると、福祉の何というあたりが、一番そうなると使い道を絞って効果を上げるという形がいい

かというふうに思いました……

○議 長 簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 それから、国際大学の問題は今回初めてですよね、その中山基金というのがあるなんていう話を聞かしてもらったのは。そういうことで業界が集めて、またその市を経由してというような形なのか。その辺が市の介する問題というのがちょっと明確でないので、もう少し直接国際大学にしてもらってもいいような感じがするのですがいかがでしょうか。

それから、法人の登記ですが、私はこういう会社をつくりたいということがきちんと出てこなくて予算だけ通っていくということになると、どういう会社なのかわからないけれども許可したと、我々議会は認めたという形になるやに私は思ってしまうのです。その点は、やはりこれを推進する法人ですので、それが民間がやるのだということであれば、もう少し市の役割はこの程度でございませよというような感じが必要ではないかと思いましたので、お聞きするわけでありませ。

農業に関しての取り下げについては、かなり目標をクリアするためには、帳簿の関係とかあるいは採算の問題とか、いろいろな資料が必要だというふうにいわれておりませ、非常にそれで断念するというのがあるそうませ。ですから、そのお手伝いをするということは、もう少しきちんとした計画を、要領を得てそれを予算化するという形でないと、希望はしても実らないというこういう結果が起きるのかというふうに思ひませので、もう1回お聞きしておきませ。

アダマイノベーションズの問題については、要するにブースはつくった、市が全額でつくった。そしてその大家になってもらひませ。そして、16ブースの半分しか詰まひませいないということになりますと、多分、当時7,000万ぐらいかけたと思うのですけれども、その回収は間違ひませないのだという言い方で提案されたというふうには私には記憶ひませしているのです。そうひませったその計画がどうこれから進もうとひませしているのか、その可能性の問題。10年後には300社なんて話ひませになっているのですけれども、その辺はやはり常にチェックしてひませいく必要があるのではないかとひませいうふうには思ひませますが、いかがひませしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 寄付金の件ひませござひませますが、一般財源の中に入れて保育園にひませ使った、子育てにひませ使った、医療費にひませ使ったという形で、お金に色はひませついておりませないので、報告という形も可能ひませはござひませますが、寄付者の思ひませいを酌んだということひませで、何にひませ使ったかがよくはひませっきりわかるようにという考えひませのもとで配慮ひませさせてもらひませったものでありませます。以上ひませです。

○議 長 財政課長。

○財政課長 国際大学の寄附ひませの関係ひませござひませますが、こちらにつひませきましては、国際大学と市との連携事業と実施ひませしている中で、ふるさと納税という形ひませを通して、10%を市のほうひませへの事業へも還元ひませしてひませいただひませっているということ。あと、ふるさと納税の制度的にひませ非常に簡略的なものひませの中で、寄付行為ひませができるということひませの中で活用ひませさせていただひませいで実施ひませしているところ

ろでございます。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 私どもの1点目の補助金の取り下げのことでございます。おっしゃるように、もう少し精査をしてから予算にのせるべきではないかという趣旨かと思いますが、私どもも十分事前にお話は聞いているつもりでございます。ただ、やはり先ほど農林課長が申し上げましたように、国の補助をもらうわけですから、やはりそれなりのハードルはございます。私どももなるべく農業者の利益になるように、農業者側に立っている協力はしているつもりでございますが、なかなかやはり最終的にそのハードルをクリアできなかったり、あるいは何らかの事情で少し事業を延期したりというような実態がございます。なるべくこれからは農業者の利益になるように仕事を進めていきたいと思っております。

それから、私どもの2点目、アダム・アイのことでございますが、私どもは大いに期待をしております。確かに16ブース中、今、アダム・アイさんがコーディネートして入ったのが7ブース、それから電算さんが3ブースということであり、多岐にわたります。ただ、やはり以前も申し上げましたけれども、今、種をまいて、芽が出つつある状況だと私どもは考えております。この地域の企業さんとの連携等も進みつつありますし、また、県内の業者さんとの連携も進みつつあります。確かにおっしゃるような状況が生まれれば一番理想的だと思いますが、逆にある意味、この地においてゼロから7社が来たということも、私はある意味、大変意義のあることではないかと思っております。市としましては直接もうハードの投資等は考えてございませんが、これからソフト面で協力できることは十分協力をして、盛り上げていきたいと考えております。以上です。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 33ページの機械除雪費の関係で、まず1点は機械除雪費の関係であります。昨年11月の行政区長会の中で、ある区長さんが歩道の除雪の際に、道路除雪と歩道除雪をやると壁になるという話がございます。私も今冬の1月の最初の14日のあたりを見ますと、国道なんかでも壁が起こるのです。ただ、私が驚いたのは、市道のコメリと原信のあそこがきれいになっていたのです。その辺の作業の、ああしてもらえば非常に安心ですけども、その点の指示がどうなっているか。国交省なんかは全くやらないのですよね、やれないというか、ということですけども、市道関係がどうなっているかちょっと伺いたいと思っております。

それとその関連で、下の2つ目ですけども、河川管理費の河川修繕工事費が減額になっております。当然国、県の関係で減額になっているのか、実績になっているのか、その内容について伺いたいと思っております。

3点目です。35ページの防災一般経費の、さっき修繕料が560万円あがったのですけれども、落雷による修繕であります。避雷針とかそういうことがあったのか。そこも含めて防げなかったのか、その辺の事情を伺いたいと思っております。3点ですが。

○議 長 建設部長。

○建設部長 歩道と車道間の雪の壁の件です。基本的には全部を撤去することはございません。今、お話があった場所につきましては、企業さんが私どもが入るのを待てずに、一部分をきれいにしてくださいました。私どもが通常の指示を出したつもりですけれども、市のほうの業者さんがそれにある区間、合わせてしまったというのが実情でございます。実際は雪の壁を全部撤去することはありません。安全な高さまでは撤去しますけれども、そのような体制をとらせていただいております。

2番目の河川修繕のほうですけれども、これは災害に該当にならない、市単独の事業費でございます。この減額については請け差分ということで、不用額になったものを落とさせていただいたものでございます。以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 防災費の関係です。避雷針というお話ですが、これを設置していますのは八海山の山ですので、逆にその避雷針を設置することによって、山の特性で雷を呼び込んでしまうということがある。これを設置するときに、当然検討はされたのですが、避雷針の設置はしておりません。この中継局ですので、中継以外——中継以外といいますか、そこ自体が無線とのやりとりは可能ですが、後山との中継のその基板が落雷によってやられてしまったというような、その修繕ということです。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、23ページの指定共同——要するに坂戸のグループホーム新設37万5,000円ですけれども、中身をちょっと教えてもらいたいと思います。

それから、25ページの子育て支援で金額はのっていないのですけれども、市長の施政方針の資料の中に非常に気にかかる部分が、99ページですけれども、養護相談ですね。これが昨年に比べて倍増しているという状況であるので、この辺がどのようなことが起こっているのかと、ちょっと説明を願いたい。

それから27ページ、たんぼぼ保育園の児童保育725万円増でありますけれども、ちょっとその中身を教えてもらいたい。

それから35ページ、ニート・ひきこもり110万の減ですけれども、フリースクールへの委託がほぼだめだということで、減額なのでありましようけれども、子・若センターでの相談ということ——資料120ページですけれども、相談件数が非常に増えているという状況があります。そうすると、この150万円の部分が、40万円ほど残ったというふうになりますけれども、この相談件数の増ということがこの減額とどの程度関係するのかということをお願いしたい。

○議 長 教育長。

○教育長 それでは、35ページ、ニート・ひきこもり対策事業委託料の減額についてお答えします。ニート・ひきこもりについては委託事業ということで、夢想舎と、もう1点は直営の相談員ということで、子・若センターの1階の部分に相談員が4名います。夢想舎のほうはいろいろ事情があって撤退したのですけれども、1階の部分の若者担当の相談員の

仕事、相談業務が増えているということでその件数が増えているという状況であります。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点目の養護相談が増えたということにつきましての回答です。これは平成27年度、平成28年度の比較でございますけれども、実際には平成26年度も波がありまして、これ以上実績にはありませんでした。その年によりまして増減がかなりありますので、ほとんどこの養護相談が占めておりますけれども、その年度のかかわり方によって、この相談件数が増えると。カウントの仕方もありますけれども、増えたということで、特にここで倍増——平成28年度だけ特別な理由があつて倍増ということではないというふうに考えております。

それから、たんぽぽ保育園の増額ですけれども、たんぽぽ保育園はご承知のように平成28年度新規開設で、私どもも定員60名ということである程度の見込みを立ててこの施設費を計上しておりましたけれども、実際に先ほどほかの園の施設費の関係もありましたけれども、国の制度が年度途中になるまではわからないというようなことがありまして、結果的にここは児童数が増えたというようなこともありまして、今のところの見込みですけれども増額になっております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 坂戸のグループホーム新設についての説明がなかったのですけれども、答弁漏れですか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 坂戸のグループホームにつきましては、南魚福祉会が事業主体となって平成29年度に実施する事業です。たまたまグループホームの場所を探しておりましたら、坂戸の地内に空き物件がありまして、そこを借用して実施するという内容でございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 貴重な質問回数が3回目になってしまいましたよ。気をつけていただきたい。坂戸については、この一軒家を借りてですけれども、多分施設か在宅でいらっしゃった方がここに共同生活を始めるのではないかと思いますけれども、何名ぐらいが、どこからというような部分があれば教えていただきたいと思います。

たんぽぽさんについては、学童保育を平成29年に始めるということでやっていますけれども、平成28年度に学童保育というものの保育料は入っていないで、ただ単にあそこの保育園での増員で725万円増えたというふうに考えていいわけですね。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 大変失礼いたしました。坂戸のグループホームにつきましては、今のところ5名の対象者で予定しております。

それからたんぽぽ保育園の学童につきましては、もう既に平成28年度からたんぽぽクラブ

というところ、今までの保育をやっておりました場所でやっておりまして、この金額の中には含まれておりません。以上です。

○議 長 20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 2 項目お願いします。29 ページ、病院事業対策費。基準外の繰り入れということですが、当初からこれまで、この補正予算まで、どのぐらいの基準外で繰り入れがされているのか。2 つ市立病院がございますので、病院別にお知らせを願いたい。それが 1 点です。

それからもう 1 点は、37 ページ、統合中学校建設事業費。相次ぐ補正予算でかなり増額になっているかと思いますが、総額いくらになっているのかお知らせください。

○議 長 答弁を求めます。市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 繰り入れの基準内外の問題でございますけれども、基本的に今まで予算の中では、基準内繰入のみが基本でございます。ただ、就学資金等、これは国の基準でいきますと基準内にはなってございませんが、就学資金については市の財政のほうからもご理解をいただいて、当初から看護師さん、それから薬剤師さんの就学資金ということでしたいています。それ以外は全部基準内繰入のみで、ここにきて当初予算のときのご説明でも、状況を見て最後に対応するというので、今回の補正で対応いただいたという内容になってございます。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 統合中学校の事業費総額ということですがけれども、前臨時議会におきまして総額 25.5 億円程度という形で報告させてもらってございます。その内容につきましては、これまで増築校舎分、これが今年度で終わるわけですがけれども、その部分に変更契約等ありまして、14 億 1,800 万円程度で終わる予定でございます。そのほか、今回平成 28 年の 3 月補正で、既存校舎この部分の改修、防災工事も含めますけれども、3 億 9,300 万円ほど計上してございます。

それから、平成 29 年度当初予算に、予算書を見ていただきますと、既存のグラウンド、それから野球場、テニスコートのグラウンド整備、そういったことで合計 4 億 2,755 万円ほど計上してございます。このほかに用地取得費としまして 1 億 1,000 万ほどがございましたし、既に平成 28 年度におきまして、グラウンドの造成等を執行した額が 3,300 万、そのほか工事中に既存校舎等の補修等がありましたものですから、合計で、今までの使ったものと今後の予算計上しているものを合計しますと、25.5 億円というふうに見込んでございます。以上です。

○議 長 よろしいですか。

20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 そうしますと、では基準外というのは、今回ののが初めて 8,100 万円ということで理解すればよろしいわけですね。大和病院、市民病院それぞれ分けられるものなのでしょうか。分けられるものであれば、その数字もお伺いをしたい、そのように思います。

それから、統合中学校建設事業費 25.5 億円。前回、説明があったということですが、今後増える要素はあるのですか。それで終わりということですか。お願いします。

○議 長 教育長。

○教育長 増えないように努力をしたいと思いますが、工事が終わってみなければわかりませんので、なるべく増えないように収めていきたいと思っております。

○議 長 なお、答弁は質問に対する答弁だけに、簡潔にお願いいたします。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 基本的にはそういうことで結構でございます。実は、先般 9 月補正のときに基準内繰入の落ちを、ということで基準内の落ちていたものを補正させていただきましたが、正確に言いますと、その計算が財政とうちのほうで試算が若干ちょっと違っておりまして、市民病院についてはその段階で 1 億円多く基準算定をしていましたので、それが基準外ということになれば外になるということでございます。今回の補正をあげてあります部分につきましては、市民病院が 5,000 万円、それで大和病院が 3,100 万円ということになっています。以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほどの操出金の部分ですが、私も手元に今、病院別の資料としては持っていませんけれども、ゆきぐに大和病院につきましては、一借返済のためということで基準外の部分で昨年より 1 億円の繰り出しをしております。

そのほか今年度につきましては、不採算地区病院の関係で、今ほど病院事務部長のほうから説明がありましたけれども、算定の基準の部分で制度の見誤りの部分がありまして、基準外の部分も含めて繰り出しをしているところでございます。以上です。

○議 長 20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 わかりました。もう 1 項目お伺いいたします。今、一借はどのぐらいになっていますか。金額を教えてください。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 一借ですけれども、平成 28 年度で市民病院、大和病院ともに 6 億円ということでございますが、そのうちの大和病院の 1 億円につきましては、先ほど財政課長から答弁のございましたように、一般会計から毎年繰り入れをいただいて、今年 1 億円ずつ返済をしているということでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

3 番・広田公夫君。

○広田公夫君 2 点お伺いいたします。6 ページ繰越明許費と読むのでしょうか。それと市長の施政方針演説の 6 ページ、ここの中に、「なお、年度内に事業が完了しない見込みの 16 事業に係る未執行分 14 億円は、翌年度に繰り越して執行できるように繰越明許費を計上いたしました」ということが、この説明資料だと思うのですけれども、前年度の予算が 515 億ぐらいの中の 14 億円、約 3 % が未執行だと。これはまず、例年これぐらいが未執行になる

ような行政をやられているのかどうか。

それと、それに関して市長に報告するに当たって、何が問題でいつまでできるかとか、そういうものが一覧表になって、市長がすぐ理解できるようなそういう報告書があがっているのでしょうか。それをまず2点。

そして別の項目ですけれども、33ページの流雪溝整備事業費200万円の減額になっているのですが、午前中にも質問をさせていただきました産業建設委員会の7ページの同じような質問になるのですけれども、全体の61.1%しか整備されていなくて、なおかつ駅西部分が30.8%しか整備されていないと。こういう中で、予算があるにもかかわらずできていないというのは、私から見ると異常に感じるのですけれども、その30.8%は本当は当年度までどのくらいやらなければならなかったのか。それは十分達したので200万円やらなくてもいいのですよと、その辺をお答え願います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 繰越明許費の関係でございます。繰越明許費につきましては、本来自治体の予算は単年度決算ということで、その年に入った収入はその年に使ってくださいという会計ですけれども、これはいろいろな事情でその単年度に終わらなかった分として、繰り越しを、制度というのを認められている例外の制度でございます。そういうことで、この額14億4,000万円、これが予算に対して何%かということになれば300億円分の14億円ということで、大きい、小さいは基準が特にありませんけれども。繰越制度というのは、今、例えば城内中学校がこの3月に補正をいただいて、改修の事業費4億円近い事業費がつかまりましたけれども、3月末にはとても終わりません。そういうものを翌年に歳入歳出ともにもって使って使うと。そこで、前の年にもらった事業費で翌年に事業をするという制度がこの制度です。あるいは頑張って事業をしたけれども、いろいろな事情で終わらなかった、もう少しあれば終わるといふのを、その余った分を翌年にもって使って使うという制度でございます。

これは今こうしてこの事業はこれぐらいの予算が繰り越しになりますよという報告は、市長にはもちろんいたします。この予算というのは、枠で繰り越すもので、ぴったりという予算ではない。これぐらいあれば何とか終わりますという、今ある予算の中で繰り越すもので、ぴったり使うというのは不可能です。多分、多少余るという形の見込みの中で繰り越すものでございます。

そういった予算、14億4,000万、これは年によっていろいろな災害があつたり、あるいは大きな事業をやったときには、もっと20億円等を繰り越す場合もありますので、額については一概にいえないところであります。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 流雪溝の件でございますけれども、今年度の工事につきましては、十二沢川の改修によって新しくなりました平手川に、NTTの管と合わせて今後私どもが第2取水とっておりますけれども、そのポンプ場から送水管を17号線の既設の管につなぐのですが、その分を今年度工事としてやる工事でございます。それで、精算しますと200万円残ったと

ということでございます。駅西のほうの30%の整備率というのは、送水管、取水施設ということではなくて、面的な流雪溝本体の整備でございます。そちらにつきましては、全体計画を見直した中で、正式に再度必要路線を決めていきますので、それはこれからということでご理解いただければと思います。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 先ほど、繰越明許費の「いろいろな事情」と言ったのですけれども、いろいろな事情の中に、施工管理ですか、各事業ごとに予算を執行するに当たって、作業の進め方の管理、市側の管理に何も問題がなくやられたということを言われているのですね。要するに、作業を進めるときにいろいろな問題が発生する、その問題を担当した方の作業の進め方、あるいは部長の作業の進め方、市長の作業の進め方に不備がなかった上でのいろいろな事情ですね。その辺をお答え願います。

○議 長 副市長。

○副市長 もともと予算というのは、総計予算主義ですので、今、これから議決をいただくのですが、一般会計予算であれば一般会計予算は1年間、4月1日から3月31日までを使うお金を見積もって議決をいただくわけです。ですので、本来は3月31日に全部仕事は終わらなければなりません。ただ、お金の場合は、一般会計の場合は整理期間がありますので5月まで払うことはできますが、仕事としてはやらなければいけません。それは発注をして通常の管理をしていますが、例えば何がいいでしょう、大きな石があって撤去に時間がかかって工期を延ばさなければならぬとか、あるいはさっき総務部長が言いましたゼロ国債で、3月に国債をやって、そのときはもう契約をするのですけれども、当然仕事はできません。それを議決いただいて——使うときに議決をいただいていますので、それを延ばすというのをいいですかということで議決をいただいて使うのが債務負担行為です。

それからもう一つは継続費といいまして、先ほどお話しましたように学校ですとか、道路ですとか長いものをつくるときには、当然単年度ではできません。ただ、自治法上は総計予算主義ですから、1年間ずつやっていくという主義なわけですね。ですので、3年間で組んで、学校をつくるには3年かけますと。そのかわり1年目はこれだけ、2年目はこれだけ、3年目でこれだけやって完成というふうに予算を組むわけです。ただ、使うのは単年度ですから、継続費の場合は余ったものを翌年に回してもいいということになっています。これも議決としていただいて、終わると精算報告書を議会の皆さんにお出しして、こういうことでお金を使いましたということですので、通常の管理をしていて、その後、問題が出てきたというふうなことでお考えいただいて結構だと思います。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 詳しい説明をありがとうございました。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第3号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第4号議案 平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第4号議案 平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正の主な内容としましては、一般会計繰入金金の精査と不用額の減額であります。

歳入では、一般会計繰入金金のうち、保険基盤安定繰入金を1,921万円減額し、人件費繰入金及び出産育児一時繰入金を合わせて772万円減額するものであります。これらにより、減額となる2,693万円につきましては、国庫支出金の療養給付費負担金の増額により、現計予算の中で調整いたします。

歳出では、医療再編の影響などにより急激に上昇しております、一般被保険者の療養給付費を6,750万円追加いたしました。また、職員給与費を464万円、退職被保険者等療養給付費を1,107万円、退職被保険者等高額療養費を651万円、出産育児一時金を462万円、それぞれ減額いたしました。なお、確定した介護納付金を3,900万円減額いたしました。以上によりまして、歳入歳出予算総額66億3,955万8,000円を変更することなく、必要な予算の組み替えを行うものであります。詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 では、平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細につきましてご説明を申し上げます。議案書の8、9ページをお開きください。事項別明細書でご説明申し上げます。歳入の補正につきましては、一般会計繰入金を精査いたしまして、その不用額を減額することが補正の大きな目的であります。

まず、2つ段がございますけれども、下の段のほうから説明をさせていただきます。10款1項1目一般会計繰入金につきましては、1節の保険基盤安定繰入金を1,921万円減額し、2節その他一般会計繰入金を772万円減額するものであります。保険基盤安定繰入金といたすのは、説明欄で保険税軽減分と保険者支援分とに分かれておりますけれども、保険税軽減分は、課税所得の区分によりまして2割、5割、7割の軽減がなされている保険税につつま

して、その軽減分の全額、軽減した分の総額を一般会計から繰り入れるというものであります。保険者支援分といいますのは、その軽減対象者の数に一定の率を乗じて算出した金額を、保険者の財政を支援する目的で、これも一般会計から繰り入れるというものであります。それぞれ国、県から4分の3ずつの補助をもらっての事業であります。この関係が、農業所得の回復が一番大きな原因だろうと思うのですけれども、被保険者の課税所得が上昇したということでありまして、当初の見込みよりも軽減対象者が減少したということで、減額になったものであります。

人件費繰入金は、人事異動等による職員給与費等の減であります。出産育児一時金の繰入金金は、歳出の出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れるものでありますけれども、これはまた歳出でご説明申し上げますが、給付対象件数の減少によりまして、308万円を減額するものであります。

10 款の減額の合計は 2,693 万円となりますけれども、これと同額の歳入増をその上の段、3 款 1 項 1 目国庫負担金の療養給付費負担金において見込んでおります。

歳出でご説明申し上げますけれども、一般被保険者の療養給付費が大きく伸びていることから、ルール上算定される療養給付費負担金も増額となる見込みであります。これはたまたま同額となったものではありませんで、一般会計繰入金の減額分これを先に決めて、その金額に見合った増額ということで、歳入部分だけで完結をしたいということで金額を設定したものであります。もう少し療養給付費負担金は伸びるのではないかという見込みでおります。

議案書の 10、11 ページをお願いいたします。歳出の補正につきましては、歳入でご説明申し上げますが、一般会計繰入金の対象経費の減額と合わせまして、一般被保険者の療養給付費が大きく伸びていることから、これを増額したいと。その増額分に見合った金額を各項目の確定額等に基づいて減額をして、現予算の範囲内で調整をするということが主な目的でございます。

一番上の段、1 款 1 項 1 目総務費の一般管理費のうち、説明欄、職員給与費を 464 万円減額するものであります。人事異動に伴いまして、国保会計から給与支払対象職員が変更したということから、給料、職員手当、共済費について不要となった額を減額するものであります。

次の段、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費について、1 人当たり給付費が当初見込みに比べて上昇しているということでありまして、1 月末の状況について前年度と比較をしますと、平均の被保険者数は 435 人、約 3.1%の減少でありますけれども、1 人当たりの給付費が 7.1%上昇しているという状況であります。

9 月補正におきまして、療養給付費を 4,000 万円増額したところでありますけれども、このままの状況で推移した場合には、予算不足が見込まれるということで、6,750 万円を今回増額補正するものであります。1 人当たり給付費が増加した原因につきましては、やはり魚沼基幹病院の開院等をはじめとします医療再編が進みまして、市民を取り巻きます医療環境がこれは向上したということが大きく影響しているのではないかというふうに推察をしてお

ります。

その下、2款1項2目退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者の減少等により給付費が減少していることから、決算見込額に合わせ、1,107万円を減額するものであります。

その下の段、2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、特定財源から一般財源への財源変更の内容であります。その下、2款2項2目退職被保険者高額療養費につきましては、2款1項2目と同じでありますけれども、退職被保険者の減少によりまして651万円の減額であります。その下の段、2款4項1目出産育児一時金でありますけれども、これは1ページめくっていただいて、12、13ページであります。支給対象件数が減少していることから11件分462万円を減額するということとなります。当初の見込みでは50件の見込みで予算計上をしておりました。決算見込みでは39件ということになります。

その下の段、3款1項1目後期高齢者支援金等については、財源内訳の修正であります。その下、2目後期高齢者関係事務費拠出金は、社会保険診療報酬支払基金からの算定請求額が当初予算額を超えておりましたので、不足分の5,000円を増額するというものです。

その下の段、4款1項1目前期高齢者納付金につきましても、同じく社会保険診療報酬支払基金からの算定請求額を超えておりましたので、不足分の2万円を増額するというものです。

その下の段、6款1項1目介護納付金でありますけれども、3,900万円の減額であります。これも社会保険診療報酬支払基金において、納付額が算定されるわけでありまして、減額となった理由としましては、1人当たりのその負担額というのは年々上がっているのですけれども、前前年度の概算交付額と精算額との差額が、当年度概算額に加算されて算定、計算されるというシステムでありまして、要は概算で計算したものよりも、2年後の精算の段階で、当市の介護の2号被保険者の数が大きく減っていたということです。そうすると概算よりも、あなた方払い過ぎでしたということで、その分が差し引きになってしまうということで、今年度の支払額は大きく下がったということになります。

14、15ページをお開きください。11款3項1目直営診療施設勘定繰出金であります。168万円の減額でありますけれども、直営診療施設でありますゆきぐに大和病院の内視鏡ビデオシステム導入経費、あるいは市民病院の院内託児施設建設費が対象経費となっておりますけれども、それぞれの事業実施に伴います精査によりまして減となったものであります。以上で説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第4号議案 平成28年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開は3時10分といたします。

〔午後2時48分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後3時10分〕

○議 長 日程第9、第5号議案 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第5号議案 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入では新潟県後期高齢者医療広域連合の算定により、保険料収入が増加する見込みとなったことから、被保険者保険料を453万円増額いたしました。また、職員の給与改定等により、人件費繰入金を56万円増額いたしました。歳出では総務費の職員給与費を56万円増額し、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険料分について歳入と同様に453万円増額いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ510万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億8,807万4,000円とするものであります。詳細につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細の説明を申し上げます。議案書の事項別明細書8ページ、9ページをお開きください。歳入の1款1項1目被保険者保険料の現年度分を453万円増額いたします。これは新潟県後期高齢者医療広域連合において、毎年6月に前年所得に基づいて算定した収入見込み保険料、いわゆる調定額でありますけれども、これが増額をしたということによるものであります。当初予算におきましては、前年度調定額等をもとに概算で算定した額を計上しまして、前年所得が確定した段階で本算定を行って、当該年度の保険料徴収額を決定するということになっておりますが、平成28年度におきましては、本算定額が概算額を上回るという結果になりまして、算定結果に基づいて歳入予算を増額するものであります。

こういう例は私も非常に珍しいのではないかと思います。普通は本算定で下がるのですけ

れども、ことしは上がりました。新潟県後期高齢者医療におきましては、平成 28 年度の保険料率は前年度の料率に据え置いておりますけれども、算定対象となる被保険者の所得が上昇したということによりまして、保険料収入が増加をしたということでもあります。

所得が増加した理由につきましては、やはり農業所得の回復が原因ではないかと、75 歳以上の方でも土地を所有されている農業経営者である場合もありますし、あるいは人に貸している不動産収入として年貢をもらっているという方も結構いらっしゃる、それらの収入が上がったという点。それから、年金の物価スライド分が平成 27 年度から若干回復したということもありまして、年金収入そのものが税務課の集計ですと年金所得ですね、所得で見ますと 4 % ぐらい総額が上がっているというデータがございます。それらが影響して所得が上がったというふうに我々は分析をしております。

3 款 1 項 2 目その他一般会計繰入金につきましては、職員給与等の改定に伴います職員給与に不足が生じたことから、56 万円を増額するものであります。これも職員給与改定の関係もありましたので、本来であれば 12 月議会に上程すべきであったというふうに考えますけれども、特別会計上の精査がちょっと遅れたという関係で、今回上程させていただくものであります。まことに申しわけないと思っております。

なお、支払期日に間に合わないために、既に同額を予備費から充用しておりますけれども、給与改定による人件費の変動は、予算書上において明確化する必要があるということから、あえて今回補正計上するものであります。

議案書の 10 ページ、11 ページをお願いいたします。歳出でありますけれども、1 款 1 項 1 目総務費の一般管理費において、職員給与費を 56 万円増額するものであります。理由は歳入において説明したとおりであります。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料分を 453 万円増額するものです。これも理由は歳入で説明を申し上げたとおりでありますけれども、本算定により増額決定となった金額が実際に収納されるかどうか、これも見極めた上で補正計上すべきであると考えておりましたので、理論的には 9 月議会での上程も可能ではあったわけですが、今 3 月定例議会への上程ということに判断をさせていただいたわけでありまして。現実の収納額も補正額に見合った金額が収納見込みとなっております。以上で説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第5号議案 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第6号議案 平成28年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第6号議案 平成28年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、第1号被保険者保険料の収入見込み及び介護サービス事業等の実績見込みによる事業費の精査に基づくものであります。主な内容としましては、歳入では、介護保険料を1,529万円増額し、各事業の実績見込みにより国庫支出金を1,473万円、支払基金交付金を1,377万円、県支出金を712万円、繰入金を1,447万円それぞれ減額いたしました。

歳出では、保険給付費を2,850万円、地域支援事業費を2,720万円減額し、収支の精査により介護給付費準備基金積立金に、積立予定額2,102万円を追加いたしました。以上により歳入歳出予算からそれぞれ3,624万5,000円を減額し、歳入歳出予算額を63億4,077万5,000円としたいものであります。

詳細につきましては福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第6号議案の詳細につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、市長の提案理由説明のとおり、介護保険事業の実績見込みに基づきます増減が主な内容ですが、中身といたしましては、第1号被保険者保険料の増の一方で、地域密着型介護サービス及び居宅介護サービス計画給付費を除く、保険給付の事業量の減によるものです。事項別明細書でご説明申し上げますので、議案書の8、9ページをお開きください。

初めに歳入です。最初の表、1款1項1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料について、収入見込みにより補正するものです。保険者数が当初見込みより200人余り増えたこと及び所得段階による構成比の関係によりまして、特別徴収で2,079万円増と普通徴収で527万円減の結果、1,551万円の増額となったものです。

次に下の表、4款国庫支出金から、次の10、11ページの8款1項1目介護給付費繰入金、2目及び3目の地域支援事業繰入金までにつきましては、歳出で説明申し上げます介護サービスの事業量の見込みなどにより減額となりました介護給付費の財源として、国、県、支払基金及び市一般会計からのルールに基づく補助金、負担金、交付金及び繰入金を減額計上したものです。

8、9ページの2番目の表、4款国庫支出金の負担金及び補助金ですが、1項1目介護給

付費負担金の 570 万円減は、事業費に 20%を乗じ、下の表の 2 項 1 目調整交付金 190 万円減は 6.7%を、同じ表下の 2 目地域支援事業交付金 517 万円減は 20%を、3 目地域支援事業（総合事業以外）では、39%を乗じて、それぞれ減額計上いたします。

一番下の表、5 款支払基金交付金では、1 項 1 目介護給付費交付金及び 2 目地域支援事業支援交付金では同様に 28%を乗じ、それぞれ 798 万円及び 579 万円の減額計上です。

10、11 ページをお願いします。一番上と 2 番目の表、6 款県支出金の負担金及び補助金ですが、これも国庫支出金と同様に、介護給付費及び地域支援事業費の減に対して、それぞれ 12.5%を乗じた額を減額計上するものです。

その下の表、7 款 1 項 1 目利子及び配当金の 4 万円は、介護給付費準備基金として積み立てたものを、運用により生じた利息を収入として計上するものです。

一番下の表、8 款 1 項一般会計繰入金のうち、1 目介護給付費繰入金及び 2 目と 3 目の地域支援事業繰入金は、国・県及び支払基金交付金と同様の理由によりまして、介護給付費及び地域支援事業費の減に対して、それぞれ 12.5%を乗じた額を減額計上するものです。4 目その他一般会計繰入金は、介護保険課の人件費の精査による減及び介護認定審査会委員報酬、第三者行為求償事務受益者負担金の減などによる減額計上です。なお、これら一般会計繰入金につきましては、第 3 号議案の一般会計補正の歳出でご説明しました、介護保険事業費（特別会計繰出金）と同額となっております。

次 12、13 ページです。一番上の表、8 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、本来、国・県等の負担金・交付金等で措置される残りの額、財源の不足する分について、この基金を取り崩して補填するものですが、今回の給付費及び事業費等の減額補正による繰入必要額の精査の結果、578 万円を減額し、補正後の繰入予定額を 1,797 万円としたいものです。

10 款 2 項 3 目雑入のうち、1 節雑入の介護保険災害特例補助金は、東日本大震災の被災者分の保険料の 10 分の 9 を国が負担するもので、2 万 8,000 円の追加です。2 節地域支援事業雑入は、食の自立支援事業の配食サービスの実費徴収金で、食数の減による合計 150 万円の減額です。

続きまして歳出です。14、15 ページをお願いします。初めに、1 款 1 項 1 目一般管理費です。運営費の第三者行為求償事務受益者負担金 9 万円減は、前年度の実績に基づき措置しましたが、平成 26 年度分の求償実績がなかったため全額を減じるものです。

その下の表、3 項 1 目丸、介護認定審査会費は、介護認定審査に係る審査会委員報酬及び職員の人件費について、見込みに基づく増減額の結果、146 万円を減額するものです。

一番下の表、2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス諸費です。丸の居宅介護サービス給付費は、サービスの事業量が見込みを下回ったため 2,900 万円を減じるものであり、下の地域密着型介護サービス給付費は、居宅介護サービス費からの移行により、事業量が増えたことによる不足見込額 699 万円の追加計上です。一番下の丸、居宅介護サービス計画給付費につきましては、特定事業所加算の算定や新規認定者の増加などからの見込みによる不足額 350 万円の追加計上です。

16、17 ページをお願いします。一番上の表、2 款 6 項 1 目、丸の特定入所者介護サービス費は、所得が低い要介護者の施設サービス利用の際の食費・居住費の負担を軽減するための支給制度ですが、昨年 8 月から収入算定方法が改正となりまして、所得段階の移動により個人負担分が増額となり、逆に介護給付費が減額となったことによります 1,000 万円の減額です。

2 番目の表、3 款 1 項 1 目サービス事業費のうち、丸、通所型サービスは、介護予防サービス費（通所型サービス A）の事業費の見込み減による 730 万円の減額であり、次の丸、生活支援サービスは、食の自立支援事業の委託料が、配食サービスの利用者の減に伴う 100 万円の減額です。2 目丸の介護予防ケアマネジメント事業費ですが、通所型サービス A の事業所の立ち上げが進まず、総合事業への移行が想定を下回ったことでの人件費及び委託料を 800 万円減額するものです。

一番下の表、2 項 1 目一般介護予防事業費のうち、丸、介護予防事業費は、介護予防事業に係る一般職員及び包括支援センター保健師の人件費の執行見込みによります 290 万円の減額であり、下の丸、予防事業対象者把握事業費は、65 歳以上の方全員を対象とした基本チェックリストの調査のための経費ですが、国の方針変更により、実施を取りやめたことによる郵送料 200 万円の減額です。

18、19 ページをお願いします。3 款 3 項包括的支援事業・任意事業のうち、1 目丸の総合相談事業費は、総合相談、高齢者虐待相談などに従事する包括支援センターの社会福祉士の人件費ですが、執行見込みによる 300 万円の減額です。丸、任意事業は、任意事業として位置づけた配食サービスに係る委託料ですが、1 項 1 目の生活支援サービスと同様の理由により 300 万円の減額です。

一番下の表、5 款 1 項 1 目丸、介護給付費準備基金積立金は、基金運用利子、介護保険災害臨時特例補助金、給費等の減による積み立て分 2,102 万円の増額です。これによりまして、年度末の基金積立額は約 3 億円となる見込みであります。

以上、歳出の内容です。補正予算の説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 見込みの精査ということではありますが、今、スタッフ不足とか、そういった形で非常に事業が縮小しているような話を聞きますが、実際はどんな状況がひとつお聞きしたいと思います。どういった対策をここから練っていかなければならないかというあたりも絡めてお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のようにスタッフ不足による事業縮小の傾向というのは出ておりまして、比較的大きな施設におきまして、新年度からサービスを廃止するというようなことが出ております。また看護師不足によって、医療に関係するサービスが提供できないということでの縮小はあります。

その関係で介護従事者の確保という点での取り組みと関連しますが、国・県でもそれを重く見て、いろいろな手当をすとか、研修の制度を確立すとか、そういった事業をやっています。社会厚生委員会でも申し上げましたけれども、市の実態をちょっと調査させていただいて、市内の事業者がどういう事情で、どういう内容で、どういうことを望んでいるかというのちょっと聞き取りながら対応を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 実際にそういった状況が起きている。ところが、高齢化がどんどん進んでいる。対象者は増えていると私は思っているのですけれども、そういった中で実態が、所得が間に合わなくてこういった介護を受けられないとか、そういう問題があるのかどうかも私は心配しているところです。ですから、このまま、ある福祉会がやっているところでは、ショートをやめているとかという話も聞くのですけれども、そういった実態をもう少しリアルに説明したほうがいいのではないですか。要するに、こういう精査をしているなんていう話ばかりでなくて、そうでないとこれからの対応がきちんと出てきませんよ、この格好でいく。ただ、自然で増えているかもしれないけれども、精査をしたら減だ、減だという話だけでは私はならない事態が起きているというふうに思っていますので、もう少しリアルに説明してください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 何点かご指摘があったかと思いますが、事業の縮小につきましては順次報告がありますので、その実態等、何が原因でそうなっているかというのは、私どもは把握しております。そのためにどうしたらいいかというのはしておりますし、いろいろところで検討はしております。

それから、高齢者が増える、それからそのことによってストレートにサービスを必要とする人が単純に増えるということではなくて、サービスの内容がどういうのが必要かということも当然出てくるわけです。施設介護が必要なのか、デイサービスが必要なのか、それともリハビリが必要なのかということも出てきますので、それは個々の内容によってケアマネジメントをしながら、そこのサービスに結びつけていくということでもありますので、どこが足りないのかということも今後実態を調査しなければなりません。今、所得がどうという話をされましたけれども、保険料が上がっていることにつきましては、私が先ほど申し上げましたように、所得の階層で高価所得のほうの層が増えているということが、この結果になってつながっておりますので、それらの相対的なものの見方をしながら、お金がなくてサービスを受けられないとか、そういったことも——もちろん一部の方にはあると思いますが——そういったものも含めて精査をしながら、サービスの個人負担の軽減も図りながらということでは考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、要介護1が外されて、そして要支援1、2が外されて、今度介護1、

2もだんだん窮屈になってくるという話も、実態は進められているわけですね。それについて市がどんどん減っていくのは何か変だ、実態は知っていますなんていう話だけでは私はないと思うのです。もう少し、こういうふうに狭められていくところを、今度は総合事業でこうしていくという話になると思うのですけれども、それらが本当にそれでいいのかという精査をきちんとしないと。施設はもうやれないから、スタッフがいないからだめだと、みんな在宅だという形で、はたしてできるのかというあたりを、私はもう少し皆さんにわかるような形をしていったほうが、転ばぬ前の杖と申しますか、そういう形が私はこの保険事業、特に介護事業には必要だというふうに考えています。ここでそれを全部しゃべるなんてだめでしょうから、もう少し実態をお知らせして、こういう対策をしていきたいと思うという話が欲しいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員のご指摘、ご心配はごもっともです。国の制度がいろいろ変わりますして、確かに要支援1、2の方のサービスが介護事業から切り離されて、総合事業に移行すると。その対応というのは十分やっていくつもりです。ただ、私どもが意気込んでみても、やる事業所、それから対応する人たちがいなければなりません。それをどうするかということは今一生懸命考えているところですので、具体的にではどうするかということを示すことはできませんし、担当と事業所がいろいろ話をしながら、またどうということが足りなくて、何が必要かということ聞きながら、話しながら、では何を市がすればいいかということも踏まえながら検討していくということでございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今のところに少しだけ関連するかもしれませんが、地域支援事業の関係です。まず、歳入のほうからで9ページ、11ページに国と県の地域支援事業の交付金、総合事業と総合事業以外ということがありまして、説明がありましたように2割以上予算よりも減った減額。これは事業量に合わせて100分の25なり、12.5を減らしたということで、事業が少なくなったからということになれば、それは仕方ないのですけれども、では何でその事業量が少なかったかということなのですよ。

今、話のところでそこはちょっと触れるのですけれども、これは新しく始まった制度で、これから始まる地域包括ケアシステムを見越した重要なこの事業ですけれども、そうしてまたこの総合事業に移行するのも時間が迫っているわけで、この年度のこの実績からすると、非常に私はこの事業の取り組みの姿勢といいますか、準備が足りなくてこういう結果になったのかというような思いもする。ここら辺の、今、国が進めている大事な事業が2割減というところの分析は、今ほどこれからするのだという話がありましたけれども、今、この補正を迎えて感じていることをちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確かに通所型サービスですとかそういったものが移行して総合支援事業に移るといような、いろいろ組みかえがありますので、担当としても混乱して、追いつい

ていくのが精一杯です。それを事業所にお伝えして、事業所ももちろん情報は得ていますので、次に何をしなければならないか、どういうことが効果的なのかというのを検証していくわけですが、事業量自体、給付費自体は予算額からは当然減額していますので減っていますけれども、これはあくまでも当初見込みで、我々の計画に基づく予算措置です。ただ、前年度に比べますと、先ほども申し上げましたように、地域密着型サービスは増えていますし、計画費とかいろいろ増えていますけれども、全体的にこれは比較してもらくと、給付費自体は増えているのです。ですので、ここで対前年度——対前年度ではなくて予算に対して見込みがちょっと過大だったのかと。またやれるというような期待を込めて措置した計画ですので、それに対して減額が生じたということです。

議員がご指摘のように確かに私どもも何とかなるという甘い考えがあったかもしれませんが、事業の事業所の実態をなかなか把握できなかったという面がありますので、先ほど申し上げましたように、実態を把握しながら、的確な方策を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 17ページの予防事業対象者把握事業という部分ですけれども、先ほど部長から国の方針が変わって、チェックリストの実施、郵送での実施を取りやめたということですが、伺いたいのは、国はこれを本当は何を狙っていたかというあたりをきちんと押さえてみたいと思うのですが、それが急にやめたという背景を教えてください。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 ただいまの質問にお答えします。当該事業につきましては、国のほうで当初、この予防事業対象者把握事業を悉皆調査的に行うようにとしておりました。しかし、かかる経費が膨大になることと、事業効果がそれに対してどうかといった意見がありまして、今回見直しとなりました。基本的には任意的な取り組みとなりまして、市としましてはそういった方針にのっとり、今回そういった2年後のこうした悉皆調査については取りやめとしたことによる減でございます。以上です。

○議 長 7番・田村眞一君。

○田村眞一君 私がちょっと懸念しているのは、2年前にも一般質問しましたけれども、チェックリストというものが結局サービスを受ける方からすると、介護認定の申請権を水際作戦という形で簡略化して、受けさせないということを私はそのときに申し上げたのですが、そういう意味ではこれをひとつ乱用しないように——乱用というか、現場でもやっばいやらしないということは聞いておりますけれども、その辺をひとつ、本来のチェックリストで厳格にやっていただくようにという点ではいかがでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 確かに基本チェックリストというのは使い方によって、いろいろなことで捉えられます。それによってもう門前払いされるとか、そういったご意見もいただいております。やはり実態を知るには直接お伺いして、その実態を聞き取るということが前提でござ

ぎますので、この方法もいろいろ批判があるところですので、そういった意味での国の判断だというふうに思っています。

我々としては、いろいろ相談を受ける中で、真摯な対応によって本当の真実をつかんでいくということは心がけておりますし、それによって差別をしないと。質的な判断をしたというふうに思っておりますし、今年度国がニーズ調査に加えて、生活実態調査というのも加えましたので、それらを活用しながら、これは事業計画をつくる上での参考とするのもありますけれども、それぞれの市の内容を把握する意味で重要なものだと思っておりますので、それらを活用していきたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異義なし」と叫ぶ者あり〕

異義なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異義なし」と叫ぶ者あり〕

異義なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第6号議案 平成28年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異義なし」と叫ぶ者あり〕

異義なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程11、第7号議案 平成28年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第7号議案 平成28年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は実績見込みによる診療収入をはじめとする諸収入及び運営経費の精査に基づくものであります。

主な内容としましては、歳入では外来患者の減少により、外来収入を2,776万円減額し、それに伴い一般会計繰入金を780万円増額いたしました。

歳出では総務費のうち、職員給与費を95万円、臨時職員費賃金、施設管理経費などの一般管理費を948万円減額いたしました。また、医業費の不用見込額936万円を減額いたしました。

以上により、歳入歳出予算からそれぞれ2,179万円を減額し、歳入歳出予算総額を1億2,580万8,000円としたいものであります。詳細につきましては、福祉保健部長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 第7号議案の詳細につきまして、ご説明申し上げます。また事項別明細

書でご説明申し上げますので、議案書の 8、9 ページをお開きください。

初めに歳入です。市長が提案理由で説明したとおり、診療収入ほかの収入の全般にわたり、当初見込みを下回ったための減額補正です。最初の表、1 款 2 項 1 目外来収入は、現年度分につきまして、当初、1 日平均 35 人と見込んでいた外来患者数が、30 人前後と見込みより落ち込んだこと及び検査収入の減など診療単価も下がったことによります 2,776 万円の減額です。

下の表、3 項介護保険収入、1 目居宅療養管理指導収益も、介護保険による訪問診療を行わなかったことによります、ほぼ全額の減額です。

下の表、4 項のその他の診療収入は、市からの予防接種等の受託収入で、年度分の確定による減額です。

次、2 款 1 項 1 目自動車使用料は、往診時の車代ですが、該当がなかったためほぼ全額の減です。

下の 2 項 1 目文書料は、健康診断書及び介護保険主治医意見書の作成手数料で、これも実績見込みによる減額です。

一番下の表、3 款 1 項 1 目財産貸付収入は、本年度から診療所の施設の一部を市社会福祉協議会の訪問介護事業所として貸し付けていたものの家賃収入ですが、当初予算編成時より使用面積が減少したことに伴いまして、36 万円の減額をここで行うものです。

次 10、11 ページをお願いします。4 款繰入金 1 項 1 目他会計繰入金は、当初 4,850 万円でお願ひしていましたが一般会計からの繰入金につきまして、歳入の減により、歳出に対し不足する額が増えることから 780 万円を追加するもので、これにより一般会計からの繰入金は 5,630 万円となります。以上歳入です。

次 12、13 ページ、歳出になります。一番上の表、1 款総務費、1 項 1 目の一般管理費です。丸の職員給与費は、正職員 4 人の給料及び手当等につきまして、確定見込みによる 95 万円の減額です。下の丸、一般管理費は、臨時職員及び非常勤医師等の賃金と、施設の管理に要する経費ですが、臨時職員及び非常勤医師の勤務実績による不用額及び説明欄に記載の燃料費、修繕費などの施設の管理経費及び各種業務委託に係る費用の実績に基づく不用額、あわせて 948 万円の減額です。

1 款の総務費全体では 1,043 万円の減額となります。下の表、2 款 1 項医業費ですが、1 目、丸の医療用機械器具費は、医療用機器の維持・管理に係る経費、2 目、丸の医療用衛生材料費は、診療時の薬剤・ワクチンや衛生材料などです。ともに医療実績による不用額の減額です。3 目その他医業費は、魚沼市医療公社からの非常勤医師 1 名の派遣委託料ですが、これも勤務実績による残額の減額です。

以上によりまして、2 款の医業費全体では 936 万円の減額です。最後 14、15 ページ、4 款 1 項 1 目予備費は、予算額の全額を減じるものです。以上が歳出の内容です。説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

8番・中沢一博君。

○中沢一博君 この城内診療所、環境もかなり変わってきているかと思えますし、本当に地域にとってはなくてはならない診療所だと私も思っております。その中で、本当に患者がどんどん減っている。実際、行政としてどこまで患者数が減ったときに、次の段階を考えなくてはいけないのか。そういうこともやはり私たちはある程度認識していかなければいけないという部分も感じております。その点をいかのような形で考えていただけるのかお聞かせいただきたい。

ただ、数字だけではないと思えますけれども、やはり守っていかななくてはいけないし、また次のいろいろな総合的なことを考えていかなければいけないわけですので、ちょっとその点が把握している、私たちに示せる範囲で結構でございますので、お聞かせいただきたいと思っております。もう1点、この城内診療所が特別会計にしてからどのぐらい、また法定外繰入という言葉ではないですけれども、繰り入れをしているのか。実態掌握としてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 城内診療所の件であります。人数がどのくらい減ったらということ、ここでまだちょっと何人になったらということとは言えませんが、鋭意努力をさせていただいている。それこそ市民病院の関係のほうからも、先生方のまた運用の仕方とか、もっと増やして、地域の皆さんにもっと利用いただくように、これからいろいろ考えましょうという提案もあります。また、私としましてもなかなかこの問題につきましても、そう簡単に答えは出ませんが、鋭意、今いろいろな方々と話し合いを始めているところも出てきております。まだここではちょっと言えません。後段のほうの質問につきましては、担当の部長のほうから答えさせていただきますので、よろしく願います。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 城内診療所への繰入金の関係ですが、ご承知のように平成21年度から城内診療所は病院から診療所になりました。その当時はまだ19床のベッドも残しておりましたが、大体その当時は5,700万の繰り入れがありました。ただ、平成22年度をもって病院事業会計から離れて特別会計に移行するときに債務がありまして、それを一般会計から清算していただいたということで、繰入金を4億3,000万円ほどいただきました。その後、平成23年度から平成26年度までは1億円を超える額を入れていただきました。それで、平成27年度から縮小したということによりまして、5,600万円ほどになりまして、現在に至っておりますので、額としましては、かなりの、この間10億円ぐらいいは入れていただいたというふうに記憶しております。以上です。

○議長 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 このことに関しましては、私もやはり地域の医療を守るためにも、本当に両天秤ではないけれども、した中で、苦渋の判断を怖がらないで、いろいろ総合的に考えていかなければいけない部分も、察していると思えます。いろいろな関係者の方が努力されて

いるのも重々承知しております。ぜひ、そういう部分を私たちに提示をしていただきながら、判断材料にしていただきたいと思えますけれども、その点、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長 答弁はよろしいですね。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 診療体制と申しますか、この年が始まる、要するに去年の春先の問題ですが、医師が確保できないというところで臨時医師を全て手はずを整えて、その後1人医師が見つかったと、こういった状況でしたよね。そして、それを1人の医師でできるのか、できないのかわかりませんが、中之島の問題もありますので、そういったその身近な医療という考え方で、その非常勤との関係が今度解消できるのかどうか。そのあたりでも大分違ってくるのかというふうには私は感じているのですが、そういう点はこういった感じでしょうか。

予算についてはちょっと見させていただいていると、同じ体制でいくというような形でありますので、その辺は精査しているかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 平成28年度につきましては、所長1名、そのほか非常勤の先生方6名の、全員の医師7名で体制を組んでおりました。議員ご指摘のように、年度当初は急に決まったものですから、様子を見ながらということで、所長という常勤に近いような形の管理者として赴任をしていただきましたので、一週間のうち、全日ではなくて、半分以上を勤めていただいたという形にしております。

1年間様子を見た中で、できれば本当の常勤として毎日勤務をしていただいて、そうすれば非常勤の先生方もそんなに多くなくて済むというようなことで考えておりましたが、この時点でまだその所長につきましては、今の体制でできればお願ひをしたいというような意向ですので、これ以上、診療日数を増やせないというような状況です。

これでできればお願ひしたいということはありませんでしたが、これ以上無理にお願ひすると、核になる先生が不在になる恐れもありましたので、できるだけ現体制を維持しながら、次年度、できるだけ慣れた段階でこま数を増やしていただくような形でもっていきたいというふうには思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 深く立ち入る部分ではないとは思いますが、特に診療所等は医師との関係というのが、信頼関係が一番だと思います。その辺をやはりきちんと理解していただく、あるいは折衝していただくという形をとって、なくてはならない診療所という形がまず第一の目的だと思いますので、ぜひそういった話し合い、ディスカッションをきちんとさせていただいて前を向いて、そしてここでやはりUターンの先生ですので、ちゃんとした形をぜひお願ひしたいという形が大事かというふうには思っています。以上です。

○議 長 答弁はよろしいですね。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第7号議案 平成28年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第8号議案 平成28年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第8号議案 平成28年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は主に決算見込みによる不用額の減額と、これに伴い国庫支出金及び市債等を減額するものであります。歳入では、国庫支出金において内示が80%程度であったことから、1億1,903万円を減額いたします。

市債では算定方法の変更により、資本費平準化債を2億4,840万円減額するほか、下水道事業費の減により、計4億1,690万円を減額いたしました。また、繰入金において歳入歳出の差額調整として、1億6,594万円を追加いたしました。

歳出では総務費及び施設管理費において、主に決算見込みにより5,298万円減額し、下水道事業費では事業の一部を平成29年度に繰り越すとともに、不用額3億2,452万円を減額いたしました。

以上により、歳入歳出予算からそれぞれ3億7,751万円を減額し、歳入歳出予算総額を52億5,413万8,000円としたいものであります。詳細につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは、8号議案について説明を申し上げます。事項別明細10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。歳入の1款1項分担金であります。214万円の減ということですが、1目の特環につきましては12月までの実績、そして残り3か月の見込みによりまして減額をするものでございます。3目の浄化槽につきましては事業の実績により22万円を増額をしたいものでございます。

2項の負担金であります。48万円の追加であります。決算見込みでは最終的に今回48万を増額し、決算見込みでは平成28年度の当初予算よりも2.4倍ほどの伸びとなる見込みで

ございます。

2款1項使用料でありますが355万円の減ということであります。1目の公共下水道、それから3目の浄化槽では、水道使用量の減と接続件数の伸び悩みなどで、減額計上となりましたが、2目の農集では実績により210万円ほどの増、また、5目の特環では事業完了後の接続等によりまして280万円ほどを増額追加をしたいものでございます。

3款1項1目下水道事業費の国庫補助金であります。1億1,903万円の減ということであります。今ほど市長が申し上げましたが、国のほうの補助金の内示額が80%程度であったということと、事業費の見込みにより減額をするものでございます。中でも防災安全社会資本整備交付金が1億500万円ほど減額となっております、これにつきましては非常に内示率が低いということで、平成29年度以降への事業の影響が非常に心配されるというところでございます。

12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。循環型社会形成推進交付金であります。人員槽の大きい浄化槽の設置が見込みより少なかったということで、203万円の減とするものでございます。

5款の繰入金、1項1目一般会計繰入金であります。1億6,594万円の追加でありますけれども、資本費平準化債で算定方法の変更がありまして、2億4,840万円ほどの大きな減となったことから、公共下水道で1億3,565万円の追加、農集で3,156万円の増額追加計上とするものでございます。

7款の諸収入、1項3目の雑入であります。231万円の減ということであります。道路改良等によります下水道管渠移設補償費が実績に基づきまして、公共下水道では431万円ほどの減、特環では200万円ほどの増ということで、合計で231万円の減額ということになります。

8款1項市債であります。総額で4億1,690万円の減ということであります。1目の公共下水道事業債から5目の浄化槽市町村整備推進事業債までは、それぞれ事業費の見込みによりまして減額計上するものでございます。

14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。資本費平準化債でありますけれども、先ほど来申し上げております平準化債の算定方法の変更がございまして、2億4,800万円という大変大きな額の減額となりました。

16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。歳出の1款1項総務管理費であります。1,379万円の減ということであります。1目から3目の一般管理費まではそれぞれ決算見込みによる不用額を減額計上いたしました。そのほか職員給与費では不足が見込まれることから18万円を増額計上とするものでございます。

めくりまして18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。2款の1項施設管理費であります。3,919万円の減ということであります。1目から4目までにつきましては総務費同様、3月までの決算見込みを精査の上、不用額を減額するものでございます。不用額の主なものにつきましては、下水道汚泥の処分費、それから、流域下水道の維持管理の負

担金、修繕関係等々であります。

20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと思います。3 款 1 項の下水道事業費であります。3 億 2,452 万円の減ということでもあります。1 目の下水道事業費の公共下水道事業費では、大和のクリーンセンターの改修関係であります。債務負担行為の 2 年目の事業がここで完了しております。11 月より試運転、それから 12 月より新施設での運転ということになっております。事業の完了見込みによりまして不用額 1 億 1,050 万円を減とするものでございます。

それから、特環の下水道では、農集の公共下水道編入事業でございますが、中之島地区及び三用地区の事業でございますけれども、実施設計が若干遅れまして、事業の発注も遅れたということから、事業の半分程度を翌年度、平成 29 年度に繰り越すということになりました。年度内の完了見込みの事業につきましては、不用額 5,153 万円を減額するものでございます。それから流域下水道事業費につきましては、六日町浄化センターの工事負担金ということで、決算見込みで 5,500 万円ほどを減額するものでございます。それから浸水対策であります。内示額で大きく減額となったことと、それから、用地補償が非常に難航しているということから 1 億 200 万円ほどを減額しまして、執行事業のうち 3,300 万円を翌平成 29 年度に繰り越すこととしております。2 目の農業集落排水事業費では、事業がございませんでしたので減額をするということになります。3 目の浄化槽事業費では、決算見込みから 448 万円を減としたいものでございます。

22、23 ページであります。4 款の公債費でございますが、資本費平準化債の減額等によりまして、財源内訳の変更ということをお願いいたします。

それから、戻りまして 4 ページであります。第 2 表の繰越明許費でございます。特環下水道では、農集の公共下水道編入事業中、中之島地区及び三用地区等の事業費 3 億 1,500 万円を翌平成 29 年度に繰り越すものでございます。公共下水道事業では、浸水対策、雨水幹線排水路事業の下水管の移設工事について 3,300 万円を平成 29 年度に繰り越すものでございます。三用の南部については 7 月中に完了見込みと、それから、中之島地区についてもおおむね 7 月、8 月に完了する見込みであります。三用の北部については、ちょっと時間がかかるということで平成 29 年度いっぱいの見込みということでもあります。

それから、続きまして 5 ページであります。地方債の補正であります。先ほど来申し上げております資本費平準化債 2 億 4,840 万円のほか、それぞれ事業の決算見込みにより、総額で 4 億 1,690 万円を減額するものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけお願いいたします。11 ページ最下段であります。この防災・安全社会資本整備交付金、これが減額が著しいという話がありました。どういう目的で使われているのか、まずそこからお願いいたします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 11 ページの一番下になりますけれども、防災・安全社会資本整備交付金ではありますが、これにつきましては主に浸水対策、いわゆる六日町の市街地の中の浸水対策の事業費、あるいは大和クリーンセンターの改修事業費、そういったものに充当されているものでございまして、平成 29 年度から予定されております、下水道のマンホールふたの修繕関係、そういったものにもここの防安の補助金が充当されるという見込みになっております。

内示率が非常に低いということで、低いときは大体 6 割、こちらのほうの要望の 6 割ぐらいしか内示がなかったというときもございまして、非常に次年度以降、こっこの国の補助金のうちの防災・安全社会資本整備交付金のほうの充当割合のほうが非常に大きくなりますので、ここが大きく減らされると事業の執行にもちょっと影響が出るかということで心配をしているところであります。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 21 ページの公共、特環ともに、この下水道の接続促進事業 360 万円と 520 万円、880 万円ほどの減額でしょうか。実績が 70 件と接続補助については、出ている。この金額でいくと相当予定よりも、これを使った部分が少なかったかというふうに思っていますけれども、どのような事情があったのかというところをちょっと教えてもらいたい。

○議 長 企業部長。

○企業部長 下水道の接続の事業費ではありますが、予算では 1 件上限 20 万円ですので、20 万円で件数見込みということで予算を計上しておりますけれども、実績では大体 1 件あたり 15 万程度ということですので、その辺の 20 万円と 15 万円の差額分と、見込んだよりも実績が少なかったということもございまして、そういったことで減額計上となっているものでございます。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この見込んである件数が少ないということについては、やはり工事費が多額なのでとても今はできないという状況なのか、それとも浄化槽は入っているのだからもういらぬのだというのか、そこら辺の内情といいますかが、もし、わかれば。

○議 長 企業部長。

○企業部長 下水道の接続につきましては、従前から事業完成から 3 年以内ということで、ずっとお話をしてきました。けれども、実際下水道法だとかそういったものを見ますと、速やかに接続をしないさいということになっております。必ずしもその 3 年間の猶予があるわけではないのですけれども、我々のほうでずっと 3 年以内ということでお願いしてきましたので、あまり事業の完了からすぐというような意識が少ないのかというような気がします。

次年度以降についてはそういったわけにはいきませんので、とにかく未接続の世帯については、私どものほうで文書をお出しして、接続の P R を積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

それともう一つは、自分でもって浄化槽をもう既に設置をしてある世帯が相当数あります

ので、その家についてはすぐには接続しないよと、話をしてもすぐには接続はしないというような家も結構ございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第8号議案 平成28年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程13、第9号議案 平成28年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第9号議案 平成28年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は12月末の状況から年度末収支を見込み、過不足を調整するものであります。主な内容としましては、収益的収支の収入につきましては、資金不足が見込まれることから、大和病院、市民病院ともに医業外収益に一般会計繰入金を追加し、市民病院では、入院、外来ともに想定の数に達しない見込みとなったことなどから、医業収益を1億2,200万円減額いたしました。

また、県から受託しておりました旧県立六日町病院取り壊し工事の清算見込みにより、受託工事収益を2億7,030万円減額いたしました。支出につきましては、大和病院事業では建物及び構築物処分にかかる残存価格として、資産減耗費を2,000万円増額し、市民病院では医薬品、診療材料の購入実績から材料費を1億3,000万円増額するとともに、受託工事費用を収入と同額の2億7,030万円を減額いたしました。これらによりまして、収益的収入及び支出につきましては、収入では大和病院事業収益に3,100万円を追加し、総額を12億8,441万1,000円とし、市民病院事業収益を3億4,230万円減額し、総額を40億3,138万2,000円といたしました。

支出では、大和病院事業費用に3,100万円を追加し、総額を15億3,047万4,000円とし、市民病院事業費用を1億4,780万円減額し、総額を42億6,857万4,000円としたいものであります。

資本的収入及び支出につきましては、市民病院の収入において、医療機器購入のための企業債を590万円追加し、支出の医療機器等購入費を追加いたしました。また、その他の項目

で過不足を調整し、収入、支出ともに 590 万円を増額いたしました。企業債の補正につきましては、資本的収支において、企業債を 590 万円追加することから、限度額を 3 億 9,760 万円といたしました。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費について 1,350 万円を追加することから、合計を 28 億 660 万 4,000 円といたしました。棚卸資産購入限度額の補正につきましては、材料費の追加に伴い 1 億 3,000 万円増額し、8 億 5,220 万円といたしました。

詳細につきましては、市民病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、第 9 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。それでは、まず 1 ページをごらんいただきたいと思います。第 1 条は総則でございます。第 2 条の収益的収入及び支出の補正、第 3 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書によりご説明申し上げます。

10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出でございます。収入につきまして、1 款大和病院事業収益では、3 項医業外収益、2 目他会計補助金、1 節一般会計補助金におきまして、収支の現金不足分の補填としまして、3,100 万円を追加計上し、大和病院事業の収入総額を 12 億 8,441 万円といたしました。

2 款市民病院事業収益では、1 項医業収益におきまして、1 目 1 節入院収益を入院単価の減により 8,200 万円減額し、2 目 1 節外来収益を外来単価及び患者数の減により 6,800 万円減額し、3 目 1 節室料差額収益については、利用実績から 1,400 万円の増額、3 目 2 節公衆衛生活動収益については、予防接種等の増加により 1,400 万円を増額計上といたしました。

3 項の医業外収益では、1 目 1 節の一般会計補助金に、開院当初の医療機械等の償還等に係る収支の現金不足分の補填としまして、5,000 万円を追加し、4 目 1 節受託工事収益については、旧県立六日町病院取壊関連工事の事業費の確定により 2 億 7,030 万円を減額といたしました。これらにより、2 款市民病院事業の収入総額を 3 億 4,230 万円減額し、40 億 3,138 万円といたしました。

次に 12 ページ、13 ページをごらんいただきたいと思います。収益的収支の支出でございます。支出につきましては、1 款大和病院事業費用で、1 項医業費用の 5 目 2 節固定資産除却費におきまして、基幹病院駐車場整備のため取り壊しました大和病院西棟及び駐車場などの除却に係る残存価格分としまして 2,000 万円を増額し、2 項医業外費用の 2 目 1 節消費税及び地方消費税では、大和病院健友館の課税収入の増の見込み、それから診療のほうで、診療材料等の支出の減、これらを決算見込みをいたしまして、増額分として 1,100 万円を追加計上してあります。

以上により、大和病院事業の支出総額を 3,100 万円増額し、15 億 3,047 万円といたしました。

た。2 款市民病院事業費用では、1 項医業費用におきまして、1 目給与費 4 節賃金に非常勤医師及び助手の賃金の不足分として、1,350 万円を増額し、2 目材料費では、人工透析医療に係る経費等の増加により、1 節薬品費に 8,300 万円、2 節診療材料費に 4,700 万円を増額し、2 項医業外費用では、1 目 1 節企業債利息に、企業債の利率の減による 2,100 万円を減額し、5 目 1 節工事請負費では、収入でも申し上げましたとおり、旧県立六日町病院取壊関連工事の事業費の確定により、2 億 7,030 万円を減額といたしました。以上により、市民病院事業の支出総額を 1 億 4,780 万円減額し、42 億 6,857 万円といたしました。

続きまして、14 ページ、15 ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。収入におきまして、2 款市民病院事業資本的収入では、1 項 1 目 1 節の企業債に電気メス等の医療器械購入に係る企業債としまして 590 万円を追加計上し、市民病院事業収入総額を 6 億 8,309 万円といたしました。支出につきましては、2 款市民病院事業資本的支出におきまして、1 項建設改良費の 1 目 2 節委託料では、市民病院の外構工事に係る設計委託料の確定により 40 万円を減額し、2 目 1 節の医療器械等購入費には、電気メス等の医療器械購入に係る経費としまして 590 万円を増額。2 項企業債償還金では、1 目 1 節企業債償還金に償還金額の確定によりまして、40 万円を計上いたしました。以上により市民病院事業の支出総額を 590 万円増額し、8 億 3,510 万円といたしました。

戻っていただいて、8 ページ、9 ページをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。病院事業予定キャッシュフローの計算書でございます。現金の収入・支出、資金の変動等をあらわしておりますので、これにつきましては後ほどごらんをいただきたいと思いますというふうに思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

8 番・中沢一博君。

○中沢一博君 全く愚問で大変恐縮でございますが、お願いしたいと思います。この説明を聞いておりますと、入院患者、外来患者が減って 1 億 5,000 万円収入が減るというご報告でありました。その中で、材料費が 1 億 3,000 万円増えるということ。私はどうしてもこのところがわからないものですから、多分高額な薬を使っているというふうには感じるのですが、ちょっと普通に考えるとわからないので、ちょっとその点、ご説明いただければありがたいと思っております。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ご指摘のとおりかと思えます。市民病院も平成 28 年度につきましては、平成 27 年度が暫定営業といいますか、11 月に開院をして、それから入院、外来制限等を行った期間を基本にしているといいますか、1 年間通した経験がなかったものですから。それともう一つは、実は人工透析が 14 床から 40 床に増えたということで、一番の見込みの違った部分が透析医療の部分になります。ちょっと説明でも申し上げましたけれども、透析医療を中心に診療材料等を含めた、薬品を含めた見積りにちょっと見積りきれなかった部分があったということで、1 年間営業して、ようやく決算見込みも出てきましたので、内

容的にはこのぐらいの、大きなちょっと差が出てしまったという状況でございます。以上です。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 ちょっとまだ私は理解できない部分は、例えば人工透析が増えていると、私どもも知っております。ということは、それだけ薬にしたら、それだけ収入も上がるというふうには私は見ているのですけれども、そういうわけには簡単にいかないのでしょうか。例えば高額な薬を投与しなければいけない部分はあると思います。それを決して批判しているわけではなく、その人に合わせていいと思うのです。であれば、それだけ収入も入ってくるのではないのでしょうか。そういうところのアンバランスが私はどうもわからないのです。

例えば、国保の医療費がどんどん増えているといいますよね。では、例えば今、国保のほうで一生懸命進んでいるジェネリック医薬品関係。病院事業側は高額医療の薬をあげたほうがいいと思います。国保側はそうではないというふうな、いろいろ考え方もあると思います。そこのほうの連携等をどのようにやって、この市全体の市民の命を守ろうとしているのか。その点をお聞かせいただきたいのですけれども。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 経費のほうの薬品費等は、今言ったような形で、増えてなかなか新しい機械になった中で見込みどおりいかなかったという部分がございますが、透析医療につきましては、1か月の透析の基本的な――途中で急変等があれば別ですけれども、透析医療については収入のほうはそういう意味では一定でございますので、そこで収入と支出にちょっと差が出てしまったと。

それから、国保との関係ということでございますが、今、国も含めてそのジェネリックの使用量といいますか、使用割合というのをこれを上げていくということで、これを市民病院においても同じようなことで取り組みを進めています。ただ、必要な医療、医薬品は、これはもう先生の判断で必要な投与はしているということにはなりますが、基本的な流れとしてはジェネリックなんかも割合を上げながら、現場では取り組んでいるという状況になります。以上です。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 この病院側とまた国保側との考え方は、なかなかいろいろな部分があるから一概には言われなと思いますけれども、やはり私はこれだけ医療費がしたときには、国保側の立場でいえば、保険者の立場でいえば、やはり医療費も少なく済むところは少なく済んでいただきたいし、高額をかけるところは本当にかけてもらいたいというような、このメリハリという部分が私どもはわからないものですから、その点をお聞かせいただきたいのです。

今、すごく、私がいつも感じているのは、やはり私たちの高齢者の中に飲み残しの薬がいっぱいあります、高齢者の、介護関係。それをどのように指導しているのかという部分はかなり大事な部分かと思っております。その点、薬局との連携等はどのようにやっておられるので

しょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 薬局との連携といいますとなかなか難しいところですけども、その残薬の問題というのはやはりかなりあるかと思いますが。うちの場合、例えば高齢者で、ある意味、療養病床に該当するような方を訪問診療ということで、訪問看護、訪問診療、それから訪問の栄養指導等もやっていますが、そういった部分ではかなりきちんとした指導等もできるのですけれども、一般の患者さんということになりますと、今はほとんど院外処方になってございますので、これはどの程度の残薬、それから飲み残しがあるのか。なかなかそこまでは把握が、正直いって難しいところがございます。

患者さんによっては、再診時にそういったものを持ってきて、残薬調整をしていただく方もいますから、そういった部分で若干の啓蒙といいますかそれはできているのですが、じゃあ、持っていった患者さんがうちで全部どうなっているか、そこまでの管理ということになりますと、なかなか完璧な管理というのは今は少し難しいのかなというふうに考えています。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今の質疑と関連して2点お願いいたします。人工透析がこの市は多いというようなことをいわれてきたわけでありますが、これが年間400万円、500万円お一方に関して治療費がかかると。本当に大きなことだと思っておりますが、例えばこの県内での我が市の人工透析の実際のレベルというのは、どんなふうに我々は理解しておけばいいのか。また、この原因と対策ですね、いつも言うことですが、これについてどういう積極的な策をとっていかしているのか。これは予防といいますか、啓発といいますか、それについて有効な策をひとつ伝授いただきたいと思います。

もう1点ですが、この市民病院の入院ベッドの充当率といいますか、稼働率といいますか、これは年間通じてどのくらいの水準をいっているのか。この点もひとつ教えてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 市内の人工透析を受けておられる方ということで、身体障がいというか、障がい福祉のほうでもやはりその該当者が増えているということで、助成金も増えているということがあります。そういったことがありまして、これは表面というか最終的な結果として、増えているということを重く受け止めており、その対策を保健課のほうでとっていることです。

それで、市民病院の先生、院長先生も、やはりこの地域に来て、ここの市民の方が腎機能の低下、それから糖尿病からくる人工透析になる患者さんが増えているということに注目され、また危惧されておられて、その対策をとろうということで立ち上がっていただきました。それで、市と先生と連携をして、まず地域に出てそういう啓発をやっていこうということと、健診の結果によって、そういう腎異常とかそういった方をいかに医療に結びつけて、専門医につなげるかというような方策についても、ルールを定めて取り組んでいこうという

ようなことで考えておられます。そういったところを今後進めていくということで取り組んでおります。今後さらにそういった部分で地域の特性に——特性という用語がありますが、地域の实情に合わせた指導方法について、医療と連携してやっていこうというふうに考えております。以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 透析でございますけれども、今、福祉保健部長から言ったとおりですが、患者数的には全国平均といいますか、平均よりまだこの地域はちょっと少ないぐらいの状況です。というのは、患者がいないのではなくて、きちんとした管理と治療が十分になっていないという状況だろうというふうに、当院の院長は分析をしています。そういう中で、今の院長は透析の専門家ですので、そういう意味では今きちんとした管理が徐々にできてきていると。そういう中で、CKDといいますか、肝臓の数値の悪い方を今の開業医さんと連携をして、専門医ということになると市民病院と基幹病院にしかおりませんので、そちらに可能性のある方、ちょっと数値の悪い方はなるべく基本的に回すというシステムも今つくっているところでございます。

それから、病床利用率でございますけれども、平成 28 年は大体 85%程度で年間平均がありました。実は開業から少しずつ病床の利用率が上がっていきまして、ことしに入ってから、年末年始を過ぎて1月4日ごろからは、ほとんど90%以上ということで推移しています。2月も、おとといまで私のところに報告がきていますが、1日も実は90%以下という日はございませんで、2月の中には100%を超えるという日が2日ほど出てきています。そういう意味ではちょっと救急対応やベッド管理がかなり大変になってきているという状況でございますが、冬ですので、そういったこともインフルエンザ等も含めて影響しているのかなというふうに、今のところ分析しているところです。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今の説明にあったことが、まさに私が危惧している部分であります。知人の中にも糖尿病というふうに宣告を受けて、薬を飲めよ、医者へ来いよと言われていながら、なかなか行かない人がいるのです、本当に。そういう人たち、あるいはまたメタボの判断を受けてもなかなかそれから先のより精密なところに行きたがらないという人も、私は多いと思っています。これをどういうふうにするかですよね、本当に。ご本人のためにも、家族のためにも、市としてのこれについての踏み込んだことが私は欲しいのです。まずそれが1点です。

もう1点、病床の回転率といいますか、前市長時代に私はここで質疑をしたことがありました。担当の答えもそうでしたし、8割ベッドの稼働率でいけば大丈夫です、心配することはない、きちんと収支はうまくいくからと、こういうことでありました。けれども、実態を聞けば、必ずしもそれはそう安心もできていないと。本当に私はこれだけの大きな資本を投じて、機械にしろ、設備にしろかけたわけですから、その辺のことはもっともっとシビアにもっていかなければならないと思っています。先を見た中でのこういう資本の回転計

画であるとかその辺のことを、いうまでもないことでしょうけれども、しっかりとやっていただきたいと思っているのですが、それについての中期的な見通しあたりをもう1点ひとつ聞かせてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 腎疾患の患者さんのことにつきましては、早くから保健師のほうで危惧をして、何とか取り組みたいという考えを持っていましたけれども、正直なところ、地域の医療の体制、基準を設けたいのだけれども明確な答えを示していただける方がいなかったり、専門医につなげられなかったという障がいがありました。

ここで病院事務部長が申し上げましたとおり、市民病院の院長先生が専門でありますし、やはりこれには注目をして危惧をされて、何とかしたいというような考えを持っておられますので、ようやく医療との連携がとれる状態になってきました。そういう機会を得まして、保健課では血管が危ないというチラシをつくって、その裏面には人工透析の状況、重篤になる前に、ぜひ受診をしてくださいというようなチラシをつくっておりますし、そのことが国保の医療費の高騰につながるとか、そういったいろいろな情報を載せて地域に配っております。

健康推進員等の活動を通じた中で、地域にできるだけ浸透をして皆さんから理解していただきたいというような取り組みも始めておりますので、医療との連携ができつつあるということが一番大きな材料ですけれども、この機会を活用して市民に訴え、それから早期の受診につなげていくように取り組んでいきたいと思っております。遅れましたけれども、健診の結果の中にもCKDという項目も入れて表示し、危ない方については、重篤な方ということでの重点的な指導も行っているところであります。これを続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 議員がお話のように、会計というか経営の面でいいますと、一般的に病床利用率はやはり8割。8割を超えれば病院経営は基本的には何とかいこうというものが一般的な数字だろうというふうには思っています。ただ、市民病院の場合は、うちも実は常勤医師のほかに80人からの臨時医師から来ていただいて、市民の皆さんに常勤医師のいない診療科を提供するというようなこともやってございますし、そういった取り組みの中で不採算部門、これはどうしても出てきますので、その部分というのはやっぱりちょっと大変になってきます。

ただ、今も市民病院のほうも基準外繰入等もいただいているのですが、これは前市長のころからお話をさせていただいていましたように、医療機器をきちんとそろえていただきましたので、この償還が5年かかるという部分で、この間は一定程度の繰り入れが必要だろうと。それからもう一つは、実はスタート時ですね、病院というのは建って診療を始めましても2か月は収入が全くございません。保険が入ってくるのは2か月後ということになりますので、それも移ったときの診療は、入院制限、外来制限を行っての収入が入ってくるのみというこ

とになりますので、運営資金として大体2か月分、軌道にのった2か月分プラスその診療制限等の分ということで、大体6億円ぐらいの金が必要になります。

これも財政の事情がございましたので、今、一借ということで借りて、市民病院は6億円あるわけですが、これについても対応していく必要があるということで、その間は少し大変でございますけれども、そこを乗り越れば、今の状況であれば一定程度きちんとした財務が回っていくのではないかとというふうに考えています。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市長の施政方針の中の、市民病院の医業収益と医業費用を差し引きするとマイナスの7,600万円という数字が出ますので、今、同僚議員から出た病床の利用率等については、大分公立病院としては健闘しているほうかなんていうふうには思いますが、資料の12、13ページのほうの気がかりなのは、企業債利息ですね、これが半減です。2,100万円ほど減っていると。非常に安いものに変えたのか、この辺をちょっとお聞きしたい。

それとその下の六日町病院の取り壊し2億7,000万円の減でありますよね。当初6億8,000万円ぐらいということで、入札のころをずっと見ていたら、非常に数字がでかく下がっていたもので、そうすると病院ですから、あの建物を壊した後にいろいろなものが出てきた場合に、それを取り除くという費用を見込んでの6億8,000万円だった部分がありませんというので、これだけの減額かなんていうふうには思いますけれども、その事情をちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 起債のほうにつきましては、もとの利率と違いまして、見込んでいたのよりかなり利率のほう下がってきていますので、それが影響してきているということでございます。それから、工事請負費ですけれども、基本的には始まる前に不足にならないように大枠を見込んだという部分もあるのですが、1つは一番大きかったのは、県立六日町病院のパイルです。コンクリートパイル。当初は基本的には更地にして返してもらうということでパイルは全部抜くという前提はあったわけです。けれども、実はあそこの地盤がかなり悪い地盤でございまして、あそこに全部パイルを抜いて埋め戻すといっても、上から砂利を入れる程度になりますので、それですと隣にできるバイパスの盛り土自体でもかなり土が押してくるのではないかとというような状況もございまして、実は全部抜かないで頭を切って、駐車場ですと埋め戻して駐車場にしてあるという事情もございまして、それらでこういうような数字が出てきたと。それともう一つは、パイルの抜く工事というのが、実は機械がなかなか台数がなくて、それをやっていると抜くだけで1年以上かかるというようなことにもなりました、とても、その両方でちょっと手をつけられなかったという事情がございまして、以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 企業債のほう1%を切るようなものが出ればということだったのですけれども、その利率がもし——もしといっても、もうわかっているわけですから、利率を。

それとこのパイルですけれども、当初医療モールということであそこに民間の方に進出を
していただいて建てるという予定があったわけです。そうするとこのパイルを残したまま
となると、次にあそこに何かを建てるとなった場合については、このパイルは当然抜いて、
もう一度地盤改良なんかをやると、パイルの打ち直しだという工事になるのではないかと思
いますけれども、そこの説明をお願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 利率のほうでございますけれども、一応 0.25%ということで、大分
低くなりましたので。

それから、医療モールの関係でございますけれども、市民病院の患者様駐車場、これはい
ろいろな施設ができるにしても、患者さんの駐車場がなくて病院経営というのはできません
ので、いずれにしろうちの駐車場のところに、例えばほかの医療機関がつくるとか、大きな
建物が建つというのは、ちょっと無理だろうというふうに思っています。

例えば、周辺の田んぼですとか、例えばバイパス道路の反対側あたりの用地を求めるとか
ということであれば可能だと思うのですけれども、あそこに建てられると、今度うちの患
者さんの駐車場自体がなくなりますので、そこは今の市民病院がどこかへ動くとか、運営の
状況が変わってくるとかとならない限りは、駐車場として必要な土地だというふうに考えて
います。以上です。

○議 長 2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 事務的な話ですが、先ほど個別にも聞いたのですけれども、ちょっと答え
が曖昧だったので。大和病院の事業費用に 1,100 万円の消費税を補正していますよね。その
内訳をということで聞いたのですが、ちょっと先ほどの説明でもよくわからなかったのです
けれども、私はこの市民病院のほうの事業費でプラスになっている 1億 3,000 万円、これに
かかる消費税ではないのかと思うのですが、1,100 万円を 8%で割り返しますと、1億 3,750
万円になるのですよね。ですから、本来は市民病院のほうでプラスにしなければならなかった
消費税ではないかと私は思うのですが、その辺をちょっと聞かせてください。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 大和病院のものにつきましては、基本的には先ほどご説明を申し上
げましたように、健友館の課税収益の増、それから診療が落ちましたので、診療材料等の課
税支出の減、これらに基づく決算見込みになります。

それで市民病院のほうでございますけれども、実は逆に市民病院のほうは、ことしも外構
工事がかかりございましたので、ここでは補正はしてございませんが、消費税についてはか
なり還付のほうで動くだろうというふうに、ここでは診療材料が上がっていますけれども、
結果としては事業費が大きいものですから、最終的決算では還付のほうに動くだろうとい
うことで、今のところ決算見込みをしているところです。以上です。

○議 長 3番・広田公夫君。

○広田公夫君 監査報告書の 10 ページに、南魚沼市民が、という所感の中に、今年度中の

策定を義務づけられた新公立病院改革プランにより、計画的かつ市の財政に依存しない経営の方向性を示すよう望むものとあります。これをつくるに当たって、課題としては医師の確保、看護師の確保とあるのですけれども、大きなものの3つの課題とは何なのでしょうか。今回質問していいかどうかちょっとわからないのですけれども、ちょっとそこ。

○議 長 今はこの補正予算に対する質疑ですので、それに限って質疑をお願いしたいと思います。皆さんもそのことに注意して質疑をしてもらいたいと思います。今のことについては項目外でございますので。ほかにございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第9号議案 平成28年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 あらかじめお願いいたしますが、本日の会議時間は、日程第36、第33号議案までとしたいので、あらかじめ延長をさせていただきたいと思います。

ここで休憩といたします。ちょっと時間が短くて申しわけございませんが、5時ちょうどの再開といたしま……

〔「議長、ちょっといいですか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 はい、どうぞ。動議ですか。

○樋口和人君 休憩をさせてもらって、休憩の動議……(何事か叫ぶ者あり)すみません、休憩の中でお願いしますが、けさほど日程を我々は、これで了承したわけですね。日程を了承して、議事日程とは基本的に5時までで動いていくのが基本の話だと思っています。ですので、皆さん、本当にそれぞれの議案に真剣に取り組んでいただいてそれはいいとは思いますが、やはりはなから延長して当たり前というような考えではなくて、議事日程ののっとなって議事を進めると。このことをぜひお願いしたいと思いますので、そこら辺、議長からもぜひ皆さんにお伝えを願って、そういった進め方をさせていただくようにお願いします。

○議 長 なるべくそういうふうにしたいと思っております。簡潔明瞭にという話をするわけですが、5時ちょうどには終わらないことも当然あるわけですから、今、話をしましたように33号議案まできょうはいきますので、若干時間が延長になるということで

ご了承を願いたいと思います。

○議 長 休憩といたします。開始時刻は5時ちょうどといたします。

[午後4時47分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後5時00分]

○議 長 これより特別会計及び公営企業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いをいたします。大綱質疑からあまり逸脱した場合は、発言を制限することもありますので、あらかじめご配慮、ご了承をお願いいたします。

○議 長 日程第14、第11号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第11号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。平成29年度予算は、厚生労働省から示された予算編成上の係数、被保険者数及び保険給付費の伸び、制度改正等を見込んで編成いたしました。

歳入では保険税を前年度比4,395万円減の13億1,119万円といたしました。前年度同様、税率改正を見込まず現行税率で算定いたしました。前期高齢者交付金は前年度比8,407万円増の12億8,281万円を見込みました。共同事業交付金は前年度の実績を勘案し、6,401万円の増と見積もりました。税率を引き上げないことによる財源不足を補填するため、一般会計から法定外繰入金を8,000万円繰り入れることとし、繰越金については前年度決算見込みを踏まえて2,000万円と見積もりました。

歳出では、保険給付費は被保険者が減少しているものの、被保険者の高齢化と医療環境の整備に伴う医療費支出の増加が顕著であることから、1億1,131万円増の36億7,412万円といたしました。被保険者の減少等により、後期高齢者支援金は前年度比4,148万円減の7億3,473万円、介護納付金は5,247万円減の3億153万円、共同事業拠出金は2,444万円減の15億4,894万円を見込みました。予備費は前年度比1,185万円増の4,540万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳入、歳出予算総額を前年度比1,100万円、率にして0.2%増の65億500万円としたいものであります。なお、平成28年分の所得状況などを勘案し、現行税率の改定が必要な場合には、別途、税率改定を提案させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

概要につきましては、市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、平成29年度国民健康保険特別会計当初予算案の概要につつま

してご説明を申し上げます。

お手元に配付されております、第 10 号議案から第 17 号議案、資料 1、「平成 29 年度当初予算（案）の概要」についてに基づきまして、説明をさせていただきます。お手元にご用意いただきたいと思っております。

資料 1 の 8 ページ、9 ページをお開きください。説明に入ります前に、冒頭大変申しわけございませんが、数値の誤りがございますので訂正をさせていただきます。朝、お配りいたしましたこの正誤表の裏面であります。平成 29 年当初予算案の概要という中の 8 ページ、特別会計の国民健康保険の部分でありますけれども、この中で 8 ページの一番上の右の欄であります。被保険者数の減少数、減少予測が「709 人」となっておりますけれども、「825 人」に改めていただきたいものでございます。精査途中の数字が入ったままになっておりまして、誤った数字でございました。大変申しわけございませんでした。

説明に入らせていただきます。1 款の国民健康保険税でありますけれども、前年度比 4,395 万円の減となっております。うち、一般の現年分が 2,507 万円、退職現年分は 2,367 万円の減となっております。税率については改定がないものとして現行税率と同率で算定をいたしております。農業所得等が回復をしたということから、前年度に比べまして、減少幅は縮小しておりますけれども、被保険者数を一般退職あせて先ほど申しました 825 人減と見込んでおりますので、全体では減少となっております。

平成 29 年度の制度改正におきまして、低所得者に対する保険料負担の軽減措置が 4 年連続で判定額が引き上げられるということになっておりますので、この影響を考えますと約 110 万円の減額になるのではないかと考えております。この分は予算の中で見込んでおります。

滞納繰越分につきましては、年々滞納繰越額は減少しておりますけれども、近年の徴収実績等を加味しまして、一般分につきましては約 700 万円の増と見込んでおります。

その下の下、3 款であります。国庫支出金、前年度比 6,767 万円の増であります。保険給付費が大幅に上昇する見込みから、ルールに基づいて算定したものであります。

その下、4 款であります。療養給付費等交付金これは、退職者医療に係る被用者保険等の保険者から拠出金で賄われるものであります。退職医療制度は現在、該当している方が 65 歳に到達するまでの間、経過措置として続けられておりますけれども、もう既に新規の該当者がいないということで、毎年度 200 から 300 人ずつ減少をしているところであります。前年度よりも 6,569 万円の減ということであります。

その下、5 款前期高齢者交付金ですが、8,407 万円増の 12 億 8,281 万円であります。65 歳から 74 歳のいわゆる前期高齢者の医療費に係る財政調整制度として、前期高齢者の加入率が全国平均と比べて高い場合に「社会保険診療報酬支払基金」から交付されるものであります。当市の前期高齢者の加入率がどんどん上昇しているということから、近年大幅な増加が続いているものであります。

6 款県支出金であります。前年度比 5,229 万円減の 3 億 5,030 万円であります。県の財政調整交付金が大幅な減となることでもありますけれども、これは後ほど申します共同事業の

赤字の補填分、これが縮小されるということになりますので、全体として県支出金が減るといふ計算になるものであります。

その下の下、8款共同事業交付金でありますけれども、6,401万円増の15億3,367万円。1件80万円以上のレセプトを対象とします高額医療費共同事業交付金と、80万円未満の全レセプトを対象とします保険財政共同安定化事業の交付金であります。平成27年度から続く保険給付費の上昇に伴いまして、両事業とも交付額が上昇をしているというところでありませぬ。この交付金と歳出の拠出金、この差額が赤字になるわけでありませぬけれども、先ほど申しましたその赤字部分が、どんどん圧縮されているということから、その補填金が県支出金として減ってきているということでありませぬ。

その下の下、10款でありますけれども、繰入金が前年度比6,244万円減の5億1,559万円でありませぬ。保険基盤安定繰入金は、1,100万円の減でありますけれども、農業所得等の回復等に伴い、いわゆる所得が上がったということで軽減対象者が減少すると見込まれていることから、保険税軽減分及び保険者支援分ともに減額となる見込みであります。不足する歳入の補填を目的に、一般会計から法定外の繰入金として前年度比5,000万円減の8,000万円を計上しております。支払準備基金につきましては、昨年度同様繰り入れはありませぬ。

11款繰越金は、平成28年度予算においては収支見込みが非常に厳しかったことから全く見込めなかった状況でありますけれども、平成29年度予算におきましては2,000万円程度は見込めるのではないかとこのように考えております。

12款諸収入については前年度と同様の内容ですけれども、実績に合わせて調整をいたしました。

9ページをごらんいただきたいと思ひます。歳出の部分です。

1款総務費については前年度とほぼ同様の内容ですけれども、職員給与費が145万円減少し、1億1,659万円の計上であります。

2款保険給付費は、1億1,131万円増の36億7,412万円でありませぬ。一般被保険者の保険給付費につきましては、1人当たりの医療費の上昇から、療養給付費で1億1,607万円の増、高額療養費で8,355万円の増と見込みました。一般の被保険者数は466人の減少と見込んでおりますけれども、給付費の上昇分を平成28年度実績の3%程度の増と見込んでおります。退職医療制度につきましては、制度上、被保険者数の減少がもう確実に見えておりますので、7,799万円の減額と見積もっております。

3款後期高齢者支援金でありますけれども、前年度比4,148万円減の7億3,473万円でありませぬ。国から示されました係数によりまして算定をし、計上したものでありますけれども、被保険者数が減少することに伴いまして毎年、減少しております。

5款老人保健拠出金1万円でありますけれども、これは過年度精算見込額を計上したものでありますけれども、老人保健制度の清算につきましては、平成30年度以降は後期高齢者支援金の中で行うということを決まりがつかしましたので、この項目を計上しますのは、平成29年度が最後ということになります。

6 款介護納付金であります、前年度比 5,247 万円の減であります。40 歳から 64 歳までの介護 2 号被保険者にかかる納付金であります。全国一律の 1 人当たり負担額これは上昇しておりますけれども、当市の被保険者数の減少幅が大きいということから、全体として減額ということになります。

7 款の共同事業拠出金であります、前年度比 2,444 万円減の 15 億 4,894 万円であります。国保連合会の試算に基づいて算定をしたものでありますけれども、高額医療費共同事業拠出金は 1,739 万円の増でありますけれども、保険財政安定化共同事業の拠出金は、前年度実績に基づいて算出された県全体の所要額これが減少したということから、当市の拠出額も 4,183 万円減少したものであります。

8 款保健事業費につきましては、92 万円の増となっておりますけれども、特定健康診査等事業費で 79 万円の増となっております。特定健診の対象者の若干の増加を見込んでおります。人間ドック助成は前年度と同額を計上しております。

11 款諸支出金につきましては、450 万円の増加となっておりますけれども、いわゆるさかのぼって国保を離脱する方、これが依然として多いということで、保険税の還付金を 400 万円増額をしまして、あわせて直営診療施設勘定への繰り出し金を 50 万円増額したところであります。

12 款予備費につきましては、1,185 万円増の 4,540 万円を計上いたしました。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いいたします。多分、この形での最後の国保会計——平成 30 年度からきつと県のほうへ移管するわけなので——前々からのお話のとおり、移管するまでは税率を上げないよということ而努力を伺いまして、そういう中で 8,000 万円の法定外繰入を予定しているわけです。5,000 万円少なかったのですけれども、今までの説明でありますと、それでもなおかつ足りなかったら今度は繰り上げ充用でも何でもしながらやろうというような意気込みを聞かせてもらったわけです。けれども、今度、来年度は多分形が変わるので、そう簡単にそういう手法もできないわけです。そうなった場合、国保会計は風邪やインフルエンザが出たりまったりで大分違ってくるのですけれども、そうなった場合の考え方。ちょっと大体これで間に合うのでしょうかけれども、その場合の考え方はどうなのかということだけ教えていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 最終平成 29 年度が足りなかったらどうなるかというご質問だと思いますけれども、調整期間というのはやはり 1 年間持たなければならないということになりますので。ただ、繰り上げ充用といって来年度の給付費がどの程度もっていただけるかということになるわけですが、今考えられている新制度の国保会計の中身であります、給付費そのものはやはり特別会計の中に市町村が持っているわけです。そこで、市町村が給付した

金額と同じ金額を県が交付金で出してくれるということですので、特会の中に市町村の給付金がなければ繰り上げ充用はできませんけれども、次年度予算の中にあれば繰り上げ充用で補填をすることができるだろうと思います。そこら辺の調整方法については、最終の国保の運営方針の中で、県の中で統一的に決められるものだと思っております。

それから、まだ次年度清算、翌々年度清算になる国の負担分とかがあるわけですね。これも引き続いて清算がかかっていくと。したがって、制度改正から2年間ぐらいはやはり調整期間が必要になるだろうというふうに考えられております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、市長が税率を引き上げないと言って、所得が確定したらわからないと、こういう言い方ですが、私は基本的に税率を上げないんだと。そして、そうすると今度、一繰りをどうするかと、こういう話になるのですよね。ですから、その辺をやはり方針をきちんとしておいてもらわないと、ただでも今は一世帯あたりの負担は県下一ですよ。一、二を争っているのです。それを負担を軽減していこうという考え方があかないかという、とりあえず税率は変えないのだということが前段であってほっとしているところに、今度は変えるかもわからないとこうくるのですが、その辺をひとつもう少しきちんと方針を明確にしておいていただきたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 これはことしに限ったことではございませんで、国保始まって以来ずっと同じことを申し上げているのだろうと思います。方針としては30年度改正の税率が定まるまでは、今の、現行税率を維持すると。これは市長が申し上げましたとおり、基本的な方針として確認をしているところであります。我々もその方針に基づいて、現行税率で予算を算定したところであります。

しかし、本算定で、仮算定ですけれども、平成28年所得に基づいて算定を回したときに、びっくりするような結果になったときは、さあ、どうするかということですよ。そのときでも絶対に上げないということを、今までも申し上げてきたことはございません。そのときは税率改定を含めて、それは国保の運営協議会の中でも協議をし、どうしても必要であればやはり税率改定を上程すると、臨時会でお諮りをするという事は、これまでも申し上げてきたことであります。それは基本的な国保のルールとしてご理解をいただきたい。ただ、何度も申しますけれども、上げないことに対する努力は続けてまいります。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 やはり、それは今、予算の段階ですからですけれども、今回は8,000万円ですけれども、過去には1億3,000万円とかそうして繰り入れて予算化しておいて、そして最終的に余ったら返してくださいと引き上げましたよね。だから、そういうことを今までやってきて、基金としては残しておかなかったわけです。

それは前市長は、上げないための繰り入れだと、こういったことで、余っても基金として積むことができなかつたのですね。そこがやっぱり私は覚悟なのですよ。要するに余ったも

のは基金として積むというのが、昔の国保ですよ。今はそれをしないで余ったら返してくださいと。これはやっぱり違うと思うのですよね。そして、8,000 万円に固定しないというぐらゐの考え方をもって、やはりこの時代を乗り越えていかなければならないという考え方は、ひとつぜひ示していただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私は記憶がないのですけれども、最初に法定外繰入を予算化して、結局使わないで済みましたとて終わつた年度があつたのかもしれませんが、私が経験してからは全部入れて、余ったら繰り越しています。まだ基金に積むか、繰越金で翌年度予算にもっていかの違ひでありまして、私は返したことはありません。これは今の平成 28 年度決算についても同じ考えでありますので、ここで例えば 2 億円余りましたといつても、1 億 3,000 万円ことしの法定外を返すつもりはありませんし、それは財政当局と話がついております。それを見込んでの平成 29 年度予算であるといふことで考えていただきたいと思ひます。

8,000 万円、1 億 3,000 万円という固定したその金額があるわけではありませぬ。とにかく今の税率ではじいた場合には、これだけ実際に足らなくなりますよと。実際の不足額に基づいて法定外繰入をお願いするわけでありませぬ。決して余裕のある南魚沼市の会計ではありませぬので、ぎりぎりのラインで我々も算定をして法定外繰入の算入をお願いをしているところでありませぬ。その点のご理解をいただきたいと思ひます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 重要なところですので、やはりここで負担増は大変だといふところの市長の認識があるかないかといふことだと私は思ひますので、ぜひそういった計らいをしていただきたい。8,000 万円に限つたことではないといふぐらゐの、やはり話は必要ではないかといふふうにお思ひます。

○議 長 答弁はよろしいですね。

市長。

○市 長 先般、運営協議会も開催させていただいたところでありませぬ。状況を見てやるといふことではありませぬが、この額で当初は済ませてもらいたいといふところでありませぬ。先ほど市民部長が説明したとおりの見解でありませぬ。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めませぬ。よつて、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となつております第 11 号議案は、社会厚生委員会に付託をしますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 15、第 12 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由を求めませぬ。

市長。

○市 長 それでは、第 12 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予

算につきまして提案理由を申し上げます。後期高齢者医療保険料率につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しが行われますが、平成29年度は見直しが無い年であり、前年度と同様であります。均等割額3万5,300円、所得割率で7.15%であります。

歳入の後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金、歳出の広域連合納付金及び人件費を含む事務費等につきましては、いずれも広域連合から示された額をもとに編成いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算総額を前年度比3,000万円増の5億500万円としたいものであります。なお、平成29年度も広域連合へ職員1名を派遣することになっております。

概要につきましては、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 平成29年度後期高齢者医療特別会計当初予算の概要につきましてご説明申し上げます。11号議案と同じく、10号議案から17号議案の資料1、「当初予算(案)の概要」についてに基づきまして説明をさせていただきます。

資料1の10ページをごらんください。まず、歳入でありますけれども、1款保険料3億4,342万円であります。市長の提案理由で申しましたとおり、保険料率は据え置きとなっております。被保険者数は前年度より62人増の9,720人と見込んでおります。国保でも申し上げたところですが、農業所得等の回復から現年度分で3,075万円、保険料全体では3,129万円の増と見込んでおります。

平成29年度の制度改正につきましては、施政方針資料の23ページに記載をしておりますけれども、国保と同じく保険料の軽減対象者の拡大が図られます。この部分は予算額に反映をされておりますけれども、今、一番問題になっております、いわゆる特例軽減の段階的廃止という問題につきましては、現段階では未確定要素が多いということから、連合会においてこの部分を予算額に反映することがちょっと困難だということで、これは算入をされていないという状況であります。

その下の下、3款の繰入金でありますけれども、一般会計からの繰入金であります。前年度とほぼ同額であります。

一番下、5款の諸収入であります。保険料還付金等は前年度と同額であります。広域連合への派遣職員1名の人件費等の負担分が108万円の減となっております。

続きましてその下の段、歳出でありますけれども、1款総務費、職員給与費を含みます一般管理経費であります。職員2名と広域連合への派遣職員1名分が計上されております。職員2名これは庁舎の中にいる2名でありますけれども、この給与費で118万円の増であります。派遣職員の給与費等について145万円の減ということになっております。平成29年度は現在の職員が継続して派遣されるということになっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金であります。4億8,129万円、前年度比3,026万円の増であります。広域連合において算定した保険料収納分3億4,342万円、これは歳入と同

額であります。それと延滞金の分 10 万円及び保険基盤安定負担金分 1 億 3,777 万円の合計額を計上したものであります。

3 款、4 款は、前年度とほぼ同額でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 12 号議案は、社会厚生委員会に付託をしますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 16、第 13 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 13 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。平成 29 年度は第 6 期介護保険事業計画の最終年度に当たり、第 7 期計画策定に向けた事業の見極めの年度となりますので、第 6 期の検証を行うとともに、さらに多様化する介護ニーズに対応した給付体制の強化に努めてまいります。特に地域密着型介護予防サービス及び地域支援事業における介護予防事業の充実に加え、地域の医療と介護資源との連携により、身近で安心できる介護サービスの充実とともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備を進めてまいります。

歳入では、介護給付費に対する国、県及び市など、それぞれルールに基づく補助金・負担金及び交付金などを計上いたしました。また、介護給付費準備基金からの繰り入れを行い、保険料の増額抑制に充てております。

歳出では、平成 28 年度の給付実績を踏まえながら、事業計画に基づく各種サービスの実施を見込んで算定いたしました。以上によりまして、歳入歳出予算総額を前年度より 1 億 4,900 万円、率にして 2.4%増の 63 億 1,600 万円としたいものであります。

概要につきましては、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 南魚沼市介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。説明の前に大変申しわけありませんけれども、議案資料の訂正をお願いします。朝お配りしました正誤表の表面の中ほどにあります、議案の 383 ページのところですが、職員の数が記載してございますが、その 2. 一般職（1）総括の職員数、本年度の数を「24」から「25」に訂正していただきまして、比較のところ「1」が入りますので、申しわけありませんけれども訂正をお願いしたいと思います。

概要の説明につきましては、これまでの議案と同じように平成 29 年度当初予算案の概要でご説明申し上げますので、資料の 11 ページをお開きください。同様に区分ごとに左から本年度予算額、比較欄の増減額、増減率、左右欄の主な増減項目をごらんいただきたいと思ます。

初めに歳入です。一番上から区分欄の 1 款保険料は、第 1 号被保険者の介護保険料ですが、前年度比 2.4%、2,897 万円増の 12 億 4,897 万円を計上しました。第 6 期介護保険事業計画で定めました基準月額 5,813 円を基本として、施政方針 44 ページに記載してございます被保険者数を前年度より 248 人多い 1 万 7,570 人と見込んだことによりまして増額となっております。収納率は、普通徴収分を前年度並みの 93.0%、滞納繰越分を前年度と同じ 20%で見込み、さらに調定伸び率を 0.95%減じて算定しました。その結果、現年度特別徴収分 3,183 万円の増、現年度普通徴収保険料に 264 万円の減、滞納繰越分が 21 万円減での計上となっております。

次に 2 款分担金及び負担金は、湯沢町との共同設置によります認定審査会運営費の湯沢町負担分ですが、平成 28 年度の実績見込みにより前年度比 3.3%、16 万円減の 472 万円を計上いたしました。

1 つ飛んで 4 款国庫支出金は、前年度比 2.0%、3,010 万円減の 15 億 4,882 万円を計上いたしました。法定率により介護給付費の 25%は国の負担分となっており、このうち国庫負担金の介護給付費負担金は、サービスの種別により給付費の 15%または 20%交付されますが、介護給付費の増に連動し、前年度より 1.1%、1,172 万円増の 10 億 8,590 万円を計上しております。また、国庫補助金のうち調整交付金は、国の負担 25%中の 5%相当額を、市町村の負担能力等によって配分されるものですが、第 6 期計画の推定率に基づき給付費の 6.6%で見込み、前年度より 0.5%、176 万円減の計上です。なお、地域支援事業に対する交付金は、介護予防・日常生活支援事業分と包括的支援事業支援事業・任意事業分の 2 種類に分かれますが、介護予防の通所サービスと訪問型サービス事業の増に伴い、それぞれ 1,543 万円と 438 万円の増で、総体的には前年度比 37.5%、1,981 万円増の 7,266 万円の計上です。

5 款支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。介護給付費分が 1.1%、1,730 万円の増、地域支援事業分が 57.4%、1,728 万円増となることから、計では前年度比 2.1%、3,458 万円増の 17 億 160 万円の計上です。

6 款県支出金は、前年度比 2.1%、1,827 万円増の 8 億 7,049 万円を計上しております。このうち介護給付費負担金は、サービスの種別により給付費の 12.5%または 17.5%を交付されますが、国庫負担金と同様に介護給付費に連動する形で 1.0%、836 万円増の 8 億 3,416 万円で見込みました。また、地域支援事業に対する交付金は、国庫及び支払基金交付金と同様の理由により、日常生活支援事業分及び包括的支援事業分でそれぞれ 771 万円増及び 219 万円の増で総体的には 37.5%、990 万円増の 3,633 万円の計上です。

1 つ飛んで 8 款繰入金は、前年度比 4.1%、3,715 万円増の 9 億 3,674 万円の計上です。介

護給付費に対する一般会計繰入金は、法定率 12.5%相当額の 7 億 3,848 万円で、4 款から 6 款の国・県支払基金と同じ理由によりまして、772 万円の増であり、地域支援事業に対する繰入金も県補助金同様に 37.5%、990 万円増の 3,633 万円を見込んでおります。人件費及び事務費に対する繰入金は、それぞれ前年度比 3.8%の 348 万円の増及び 19.6%、767 万円増の計上です。

また、低所得者保険料軽減繰入金が 450 万円増となっています。これにつきましては、これまで補正予算での対応でしたが、平成 29 年度につきましては当初予算からの計上を行いました。なお、介護給付費準備基金からの繰入金は、前年度比 34%、405 万円増の 1,596 万円を計上しております。

9 款繰越金は、前年度同様、芽出し 1,000 円の計上です。

10 款諸収入は、第三者納付金、返納金及び食の自立支援事業、水中運動教室などの地域支援事業の実費徴収金を主な内容といたしまして、前年度より 4 万円増の 454 万円の計上です。

続いて下の表、歳出です。1 款総務費は、介護保険課の職員 12 人分の人件費、事務費、認定審査会運営費などの費用を計上しております。前年度比 8.2%、1,110 万円増の 1 億 4,605 万円の計上です。うち、一般管理費の職員給与費が 348 万円の増、運営費で第 7 期事業計画策定業務及びシステム改修業務の委託料 1,029 万円の計上などにより 873 万円の増、介護認定審査会費は、審査会の編成及び開催方法の見直しなどにより 126 万円の減額計上です。

2 款保険給付費は、前年度比 1.1%、6,180 万円増の 59 億 790 万円を計上しました。この保険給付費は介護保険事業の 94%を占め、各種の介護サービス及び介護予防サービスの提供に伴い支出する額であり、第 5 期最終年度の平成 26 年度の当市予算からは、地域支援事業への移行の影響もあり 4,800 万円ほど減額となっているものの、平成 24 年度からは 4 億 5,700 万円余り、8.4%の増額となっております。

平成 29 年度予算では総体的には要介護認定者数の推移見込みや、計画に基づくサービスについて前年度実績等を考慮した事業料の見込みにより算定しましたが、それにより居宅介護サービス給付費が前年度比 2.0%、4,154 万円の増、地域密着型介護サービス給付費が前年度比 6.2%、6,675 万円増、施設介護サービス給付費が 0.7%、1,273 万円の増、居宅介護サービス計画費が 5.7%、1,404 万円の増額計上です。

なお、介護予防サービス給付費は前年度実績からの見込み及び地域支援事業への移行などにより、介護予防サービス給付費の 6,058 万円の減額などを主要因として、前年度比 44.3%、7,546 万円減の 9,500 万円の計上です。

3 款地域支援事業費は、前年度比 40.8%、7,304 万円増の 2 億 5,208 万円を計上いたしました。介護予防サービス事業から移行した通所型サービスの 5,402 万円の増及び訪問型サービスの 1,363 万円増、さらには包括的継続的ケアマネジメント支援事業の 845 万円の増など、介護予防に主力を置いた地域支援やケアマネジメントの充実を図るための事業費増などにより増額となっております。

4 款諸支出金は、第 1 号被保険者保険料還付金で前年度実績を考慮し、前年度比 50.3%、

146 万円減の 144 万円の計上です。

5 款基金積立金 451 万円は、収支の余剰分について当初予算からの計上です。

6 款予備費は、前年度と同額の 400 万円を計上しております。概要説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 13 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 17、第 14 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○議 長 それでは、第 14 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。城内診療所は平成 28 年度から入院病床を 5 床に縮小し、非常勤の先生方からご支援をいただきながら外来主体の診療を行ってまいりました。平成 29 年度につきましても、厳しい状況が予想される中ではありますが、この診療体制を継続し、さらに経費節減に努めながら、引き続き地域の皆様へ安心・安全な医療を提供してまいります。

なお、患者の動向や市立病院をはじめとする周辺医療機関の状況などを見極めながら、新たな運営方法について検討を進めてまいります。

予算につきましては、歳入では前年度実績に基づき、外来収入を前年度比 24.4%減の 5,813 万円、その他の診療収入を前年度比 29.6%減の 898 万円と見込みました。

歳出では、診療所の運営経費につきまして、診療体制の見直しや経費削減に努め、総務費を前年度比 14.3%減の 1 億 225 万円、医療費を前年度比の 56.6%減の 874 万円で計上いたしました。なお、収入見込みにより不足する額 4,300 万円につきましては、一般会計から繰り入れることといたしました。

以上により、歳入歳出予算総額を前年度比 2,950 万円、率にして 20.8%減の 1 億 1,200 万円としたいものであります。

概要につきましては、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 では、第 14 号議案につきまして、概要をご説明申し上げます。同じく資料の 12 ページをお開きください。

初めに歳入です。1 款診療収入は、前年度比 25.7%、2,326 万円減の 6,711 万円を計上いたしました。前年度に続きまして、緊急用として一般病床を 5 床残しますが、入院収入は見

込まず、芽出しとしての1,000円の計上です。外来収入は、外来診療日を293日とし、患者数を1日当たり32人、年間9,376人で見込みました。患者数の減により24.4%、1,878万円の減額計上です。その他の診療収入の内訳といたしまして、介護保険収入は、訪問診療による居宅療養管理指導収益を芽出しの1,000円のみ計上により、71万円の減、その他の診療収入では、前年度実績に基づき、健康診断収入を記載の諸検査等収入として334万円の減及び高齢者のインフルエンザ予防接種料等をその他収入として42万円減の515万円を計上し、計376万円減の898万円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料は、訪問診療時の自動車使用料、健康診断書及び主治医意見書等の作成手数料です。実績に基づく見込みにより、前年度比37.4%、311万円減の52万円の計上です。

3款財産収入の91万円は、南魚沼市社会福祉協議会への施設の一部貸し付けによる財産貸付収入で、貸付部分の調整による面積減に伴います36万円の減額計上で、前年度実績と同額です。

4款繰入金は、歳入歳出の不足分に対する一般会計からの繰り入れですが、前年度より550万円減の4,300万円の計上です。

1つ飛んで、6款諸収入、45万円は、社会福祉協議会への施設の貸し付けに伴います光熱水費の負担金収入が主な内容で、前年度より6万円減の計上であります。

下の段、歳出です。1款総務費は、診療所の運営に係る正職員4名、医療職の臨時及び非常勤職員の人件費及び施設管理に要する経費です。前年度比14.3%、1,708万円減の、1億225万円を計上いたしました。減額の要因は、前年度当初に計上しました臨床検査技師1名分の人件費が、当初から市民病院へ異動したことにより減額となったこと及び診療体制の見直しによる非常勤医師等の賃金の減額、さらに診療所運営に係る需用費及び各種業務の縮減による委託料等の減額などの結果によるものです。

次、2款医業費は、医薬材料費や医療用機械の管理、借上、購入等に係るものですが、前年度実績に基づきまして、医療用機器等借上料の313万円の減、医薬材料費の681万円減、加えて魚沼市医療公社からの医師派遣の終了によります委託料187万円減の結果、前年度比56.6%、1,141万円減の874万円の計上です。

3款諸支出金は芽出し計上です。償還金、繰出金の合計2,000円の計上です。

4款予備費は、前年度の半額の100万円を計上いたしました。

概要説明は、以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第14号議案は、社会厚生委員会に付託しま

すので審査をお願いいたします。

○議長 長 日程第 18、第 15 号議案 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 長 それでは、第 15 号議案 平成 29 年度南魚沼市下水道特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。平成 29 年度予算は、現在、新潟県と協議中である下水道経営戦略で掲げた 3 項目、経営基盤の強化、投資の合理化、危機管理体制の強化の基本方針及び市の実施計画に基づき、歳入歳出とも所要額を計上いたしました。

歳入では下水道事業費の大幅な減額により、国庫支出金、繰入金及び市債をそれぞれ前年度に比べ大きく減額いたしました。経営基盤の強化のため、水洗化率向上による財源確保を最優先事項とし、分担金及び負担金では平成 28 年度の実績を勘案し計上いたしました。使用料は前年度比 3.6%増といたしました。

歳出であります。1 款総務費及び 2 款施設管理費において、職員人件費 14 名分のほか、事務費、管路、処理場などの維持管理経費を前年度比 4.7%減といたしました。下水道事業費では、公共下水道事業で平成 30 年度までの 2 か年の債務負担行為として、大和クリーンセンター更新事業費を計上し、特定環境保全環境下水道、公共下水道事業費では、農集、中之島地区及び六日町地区の公共下水道編入事業費を計上いたしました。

また、防災安全社会資本整備交付金は、国の内示が厳しい中ではありますが、六日町市街地の浸水被害対策としての寺裏雨水幹線排水路整備事業を進めてまいります。このほか、不明水対策として、管渠、マンホール等老朽施設を更新するため、補助事業、採択要件でありますストックマネジメント計画の策定などを予定しております。

公債費では借換債を含み、3.6%増の 30 億 1,058 万円を計上いたしました。借りかえの繰り上げ償還分 2 億 7,870 万円を除くと、実質的な償還額は前年比 1.3%の増となっております。

以上により、歳入歳出予算総額を前年度比 5 億 9,100 万円、率にして 10.6%減の 49 億 8,400 万円としたいものであります。

なお、平成 29 年度は水洗化率の低い地域を中心に、下水道接続を積極的に PRするとともに、有収率向上対策として不明水解消事業に着手し、引き続き公営企業会計導入に向け、資産台帳整備を進めてまいります。

概要につきましては、企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 企業部長。

○企業部長 それでは、資料 1 の 13 ページをお開きください。平成 29 年度予算の概要について説明を申し上げます。

まず初めに、歳入の 1 款であります。分担金及び負担金であります。4,444 万円の計上で、平成 28 年度と比較をしまして 24.1%増ということで計上をしております。

分担金につきましては、分割納付のほか住宅新築などを見込み、前年度比 130 万円の増で見込みました。負担金につきましては、平成 28 年度決算見込みを勘案し 736 万円増の 1,779 万円を計上しております。

2 款使用料及び手数料であります。前年度比 3.6% 増の 11 億 2,065 万円を計上いたしました。水道の使用量が減少する中、非常に厳しい額だと考えておりますが、面整備が終了したということの中で、下水道事業の経営の健全化に向けて増収を図るということを最優先事項としております。公共下水道につきましては、魚沼基幹病院や周辺の開発などの増を見込んでおります。特環では農集の大巻、三用南部の新規増や新規接続の増を見込んでおります。農集につきましましては、使用量の減、それから水洗化率の増が見込めず、特環への編入等もありまして 519 万円の減ということで見込んでおります。

3 款であります。国庫支出金であります。前年度比 47.7% 減の 3 億 4,000 万円を計上しております。社会資本整備総合交付金につきましては、農集の公共下水道編入事業で中之島地区及び六日町地区分の事業費分を見込みましたが、昨年より 1 億 5,000 万円ほどの減ということで見込んでいるところであります。防災安全社会資本整備交付金につきましては、大和クリーンセンター改修事業費の減により 1 億 4,200 万円ほどの減と。そのほか水洗化補助として 1,000 万円ほどを計上しているところでございます。

4 款であります。県支出金であります。前年度比 22.2% 減の 474 万円であります。農業集落排水の償還補助が平成 28 年度で 2 か所終了しておるということで、この償還補助で 335 万円の減となりました。農集で唯一残る栃窪処理区の施設更新に向けた機能診断事業を実施するというので、補助事業の上限の 200 万円ということで施設更新の機能診断事業を実施している費用を計上しております。

5 款繰入金であります。17 億 6,900 万円ということで、前年度比 6.0% の減で計上いたしました。公共下水道事業分につきましては、事業費の大きな減により 1 億 2,169 万円の減。農集につきましては公債費の増、2,000 万円ほど増額となっておりますが、公債費の増によりまして前年度と比較しまして 1,027 万円ほどの増額計上としております。

7 款の諸収入であります。4,235 万円の計上であります。前年度比 237% の増ということで、大幅な増となっている要因につきましては、県道関係の道路改良等によります下水道管の移設補償費によるものでございます。消費税につきましては、平成 28 年分の間納付分の還付を見込んで計上をしているところでございます。

8 款の市債であります。16 億 6,280 万円で、前年度比 12.8% の減ということでございます。公共下水道、特環及び流域につきましてはいずれも事業費の減によりまして計上しております。資本費平準化債についても、未利用分について増額が見込めるということから 1,950 万円の増で計上しております。借換債につきましては、資本費平準化債等の残りの 10 年の残債分について借りかえをするものでございまして、歳出の公債費にも同額を計上しているところでございます。

続きまして歳出の 1 款総務費であります。2 億 241 万円の計上で前年度比 1.7% 減で計

上しております。

歳出につきましては全般的に平成 28 年度の決算見込額を勘案し、必要最低限の額で計上しております。人件費については 14 名分で 681 万円の減、一般管理費の 330 万円の増は、主に下水道のメーター購入費の増、それから消費税中間納付 1 回分の計上によるものでございます。

2 款の施設管理費であります。7 億 2,144 万円で前年度比 5.5%減の計上となります。1 款の総務費同様、平成 28 年度決算見込みを勘案し、所要額を計上しておりますけれども、大きな減額要因につきましては、流域維持管理負担金で 1,832 万円の減であります。それから農業集落排水事業では修繕費などの減によりまして、1,605 万円ほどの減額計上をしております。

3 款であります。下水道事業費 10 億 4,826 万円の計上でありまして、前年度比 38.0%の減ということでございます。平成 29 年度の主な事業としましては、農集の公共下水道の編入事業費 3 億 5,000 万円、それから大和クリーンセンター改修事業 1 億 4,000 万円、浸水対策雨水幹線排水路改修事業 1 億 3,000 万円、それから、浄化槽事業費 5,700 万円、その他水洗化率向上接続補助等を計上しております。また、新規事業としましては、ストックマネジメント事業 1 億 1,000 万円を計上したところでございます。

4 款の公債費であります。30 億 1,058 万円、前年比 3.6%の増ということで計上しております。前年比 3.6%増ですが、元金では借りがえ分を除く実質で 4.1%の増額計上となりました。利子では前年度比 9.1%、5,157 万円の減額計上としているところでございます。

5 款の予備費であります。129 万円で前年度比 81%ほどの減であります。減額計上が非常に大きいわけですが、平成 28 年度の実績では 1 万 6,000 円ほどの実績でありましたので、そういったことを勘案しまして 129 万円の計上ということにしております。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけお願いしますが、公営企業会計に移行するということが決まっているわけですが、先ほどの市長の説明でも、このつなぎ込みのなかなか進んでいない区域についても強化していくというような意気込みがありました。それには硬軟あわせながら進めていかなければならないわけですが、この組織あるいはまた構成員を自前だけでやるのか、あるいはまた外部からそういう、何と申しますか、プロパーをやりながら組んでいくのか。その辺の具体的な取り組みについて伺いたい。

○議 長 企業部長。

○企業部長 水洗化率の向上ということでありますが、今のところは外部への委託ということは想定をしておりません。職員で総員で一生懸命、水洗化率向上のために PR をしていきたいということでありますし、特に公共下水道では市街地周辺、それから特環では事業が終了したばかりのところについて、水洗化率が非常に低いということでありますので、そう

いったところを中心に文書なり臨戸訪問なりということで、水洗化率を、下水道への接続について積極的にPRをしていきたいというふうに考えております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今の同僚議員と関係しますけれども、公営企業会計移行の準備ということで、平成30年まで業務委託を行って平成31年からそういう形になるのでありましようけれども、最も下水道会計で気になっているところは、やっぱり起債残高の多さであります。これをいかに減らしていくのかというところでもあります。これについて、今までの2年間、業務委託をしてその中でこういう形がよいのではないかということをおわせて、平成29年度にそういう形で起債のほうの返済をやっていこうというところがあればお聞きをしたい。

もう2つは、やっぱり長寿命化と不明水対策であります。これは公営企業に移ったとしても、この事業を継続しなければならないと。長寿命化や不明水対策はこの二、三年で全部解決できる問題ではないわけでありますので、この2つの問題を公営企業会計になった場合に、どうやってその原資を求めてやっていくというようなところまで、多分、業務委託をやったところから指摘を受けていると思いますけれども、その辺をお伺いします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 2点ほどであります。1点目の起債の減ということでありますけれども、正直申し上げまして起債を減少する方策というのは、今のところ私どもは持ち合わせておりません。ですので、今のところ下水道協会等を通じまして、できるだけ補償金免除の繰り上げ償還について認めていただきたいというような要望をしているところであります。ここ二、三年ですぐ起債の額が減るといような状況には当然ありませんけれども、少しずつ起債の額については減っていったという状況になっております。

それから、2点目の不明水の関係であります。これにつきましては今ほど申し上げましたように、本年度から、昨年度といたしますか平成28年度も一部やっておりますが、本格的には平成29年度からストックマネジメント計画というのを策定しまして、それが国のほうで認められると、いわゆる下水管の老朽管の更新、あるいはマンホールふたの修繕というふうな格好で、そういった事業についても補助金が充当できるということでもあります。まずはこのストックマネジメント計画を策定し、そして、平成29年度からマンホールふたの修繕、あるいは老朽管路の修繕ということをやりたいというふうに考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第15号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第19、第16号議案 平成29年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長　それでは、第 16 号議案　平成 29 年度南魚沼市水道事業会計予算につきまして提案理由を申し上げます。事業費等につきましては、消費税込みとなりますのでよろしくお願いたします。平成 29 年度予算は、業務予定量を給水件数 2 万 3,500 件、給水人口 5 万 6,910 人、年間総有収水量 617 万 8,300 立方メートル、一日平均給水量 1 万 6,927 立方メートル、主要建設改良事業費 5 億 3,886 万円と見込み編成いたしました。収益的収入及び支出につきましては、給水収益を 16 億 3,216 万円、一般会計補助金を 2 億 8,796 万円など、収入合計を 22 億 3,968 万円と見込みました。

支出では、維持管理費や事務費を含む営業費用を 17 億 4,706 万円、企業債利息を 2 億 3,882 万円、支出合計を 20 億 6,890 万円とし、収支の差し引きで 1 億 7,077 万円の純利益を見込みました。

資本的収支及び支出につきましては、収入では企業債通常分を 3 億 7,140 万円、資本費平準化債を 3 億 2,700 万円、一般会計出資金を 7,257 万円など、収入合計を 8 億 1,567 万円と見込みました。支出では建設改良費を 5 億 4,036 万円、企業債元金償還を 12 億 7,457 万円など、合計 18 億 1,993 万円を計上いたしました。資本的収支及び支出において、収入が支出に不足する 10 億 426 万円は、損益勘定留保資金等で補填することとし調整いたしました。

主な事業といたしましては、平成 29 年度から予定をしておりました地域別配水方式の水源開発については、地下水採取に関する条例改正の内容が明らかになるまで一旦休止することとし、旧水源 2 か所の改修、荒山、蟹沢地区及び後山浄水施設の改良のほか、老朽管更新事業などを予定しております。また、長年の課題であります漏水対策に取り組むほか、事業の広域化及び P F I やコンセッションなど民間資金活用についても引き続き検討を進めてまいります。

概要につきましては、水道事業管理者に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長　水道事業管理者。

○水道事業管理者　それでは、16 号議案についてご説明申し上げます。初めに平成 29 年度予算の総括事項について説明を申し上げたいと思います。本年度の業務予定量であります。今ほどの市長の説明のとおりであります。給水人口、年間総有収水量、一日平均給水量、建設改良事業費いずれも平成 28 年度より減というふうに見込んでおりまして、編成をしているところでございます。

まず、初めに収益的収支の収入であります。前年度比 3.2%増の 22 億 3,968 万円を計上しております。年間有収水量を減と見込んだことによりまして、給水収益は前年度比 1.6%減で計上をしておりますが、一般会計繰入金の高料金分につきましては、前年度、平成 28 年度の算定基準の見直しによりまして、1 億 1,400 万円ほどの増となりましたことにより、収入総額では前年度比 3.2%増ということにしております。

支出であります。前年度比 4.3%減の 20 億 6,890 万円を計上しております。営業費用では施設維持管理費及び事務費等で前年度比 3.0%減と見込み、施設管理委託や修繕関係につ

いては必要最小限の額の計上としているところでございます。主な減額要因につきましては、減価償却費の5,705万円の減ということでございます。営業外費用につきましては、前年度比11.0%減ということでございまして、主な減額要因としましては企業債利息の3,224万円の減などによるものでございます。

資本的収支であります。収入であります。前年比4.2%減の8億1,567万円を計上しております。一般会計出資金ルール分で前年度比29.4%減の7,257万円、それから企業債でほぼ前年並みであります。6億9,840万円などを見込んでいます。

支出であります。前年比1.9%減の18億1,993万円の計上であります。新設改良費で前年比3.2%減、企業債元金償還金は前年度比1.4%減で計上をしているところでございます。

収支であります。収入が支出に対して不足する額10億426万円は、損益勘定留保資金等で補填するというところで予算調整をしているところでございます。

その次に工事関係、新設改良等の事項についてご説明を申し上げます。新設改良費につきましては、南魚沼市の地下水規制の動向が決定するまで、本年度以降に予定しておりました畔地浄水施設あるいは水道水源開発などの再編事業は休止としまして、本年度は再編になったとしても、再編後も緊急水源として整備が必要な大和地区の荒山水源、塩沢地区の蟹沢配水池の整備、それから後山の浄水施設改良ほか、老朽管更新事業などを予定しているところでございます。

最後に水道事業の経営状況について申し上げます。平成28年度の予定損益計算書及び予定キャッシュフロー計算書でご説明申し上げますので、議案の17ページをお開きいただきたいと思っております。平成28年度の予定損益計算書でございますが、一番下のほうであります。2億2,066万円ほどの純利益を見込んでおまして、平成28年度末の未処分利益剰余金につきましては、13億8,770万円と見込んでいます。

続きまして予定キャッシュフローであります。24ページをお開きいただきたいと思っております。24ページの予定キャッシュフローであります。本業であります水道事業の業務キャッシュフローでは10億3,880万円を見込んでおります。それに対しまして投資キャッシュフロー及び財務キャッシュフローの合計で9億5,886万円というふうに見込んでおまして、年度中の資金増加額を7,994万円、本年度末の資金残高24億4,815万円と見込んでいます。平成29年度予算の概要説明につきましては以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 水道事業企業会計ということで、毎年営業の収支であったり一般会計からの繰入金であったり、あるいは起債であったりということで、非常に苦勞しているというのがよく見て取れる予算なわけでありまして、その中でも地域別配水方式が有利とみて、畔地一括の浄水場という部分から切りかえようということで取り組んできたわけでありまして、ですけれども、地下水取水の条例改正等々に合わせてということでありましたが、前々から不思議であったのは、その畔地浄水場ですね。稼働率が40%もいかないところを、100%

の改良更新をするということで比較をしたわけですが、それ自体やっぱりおかしいのではないかと。そういうことで、昨年でありましょうか、水道事業の工事業者でありますか、4社から来ていただいて、多分、水道課は勉強会をしたわけでありまして。

そうすると、今後、民間にするという部分も含めてですけれども、やっぱり大きな前進をするためには、民間からの、業者のところから来ていただいて勉強会をする、あるいは水道課がそちらに行って勉強するということは、絶対必要なわけでありまして。そういうことはこの平成29年度においてお考えなのかどうかということが1つ目です。

もう一つは老朽管更新ですね。今年度は4,830メートルと非常に少ない。だからこれはやっぱりお金がないせいでそれを少なくやるのかという部分でありますけれども、これはやっぱり急いでやるべきじゃないのかなというところがあるのです。ここもやっぱりお金の部分でこうなってしまったんだというのか、いや耐久年数を延ばしているからこれで十分なんだという説明があったのですけれども、どうも私は少な過ぎると思うのです。そこら辺のお考えをお伺いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 2点ほどであります。1点目につきましては、浄水場の更新云々というふうなお話でありますけれども、私どもも今現在の浄水場を100%更新するというふうなことでは全く見込んでおりません。100%更新するということになると、もう本当に数十億円というふうなお金になりますので、もうそれではとても水道事業が成立しないということになります。今の水道事業の経営戦略の中で見込んでいるのは、もし、地域別配水方式が難しいということになった場合、必要最低限でもってどのくらいの更新をすれば済むのかということを見込んでの数値も、今、算定をしているところであります。それらを見ながらこの1年間ちょっと様子を見て、最終的に平成29年度中に判断をしていきたいというふうにご考えているところであります。

それからもう1点であります。老朽管更新であります。老朽管更新につきましては、管路が古いという状況には、今の南魚沼市の水道事業はあまりありません。ありませんが、一部で施工が悪くて非常に漏水が多いというふうな場所がありますので、そういった点を中心に修繕関係、修繕あるいは老朽管の更新ということをやっていきたいということです。4,800メートルでもって十分だということは言えませんが、4,800メートルの老朽管を更新する、あるいは施工の悪いところを更新する、あるいは石綿管の更新ということで実施をしてまいりたいというふうにご考えております。

それから、勉強会ということでありまして、これにつきましては昨年から何度かやっております。見附市でDBO方式を採用しておりますので、昨年もそちらのほうに行って話を聞いたりというふうなことをやっておりますし、実際に業者を呼んで南魚沼市の水道事業の場合、どういった方法が一番有利なのかということも含めて勉強会なり、話を聞いているというところであります。それから、水道の広域化ということも含んだ中で、勉強会をしているということでありまして、よろしく申し上げます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市長が施政方針の中でつけ加えるというような話で、水道料金の引き下げが要するに先延ばしだと、公約を守れないという話をしたわけです。最近こういう言葉をよく聞くのであります。制度設計をするということが、先延ばしの言葉になっちゃっているんですね。今、部長が言っているように、今までずっとやってきたでしょう。それでも打つ手がないということで、じゃあ、個別配水方式を。それを今度は、地下水でだめになりそうだと。まだ地下水の検討もしていない、我々がまだ何も聞いていないのに、それはだめだろうから、また施設を一部更新とか、全部はしないととかという話をしている。遅々として進まない中で、水道料金は高いのですよ。これをどうするかということをしちっと位置づけないから、制度設計をして先に持ち越すということではないのですか。どういう制度設計を考えているのですか。本当にこれひとつ、大変なことですよ。市長の見解を聞いておきます。

○議 長 市長。

○市 長 当初、本定例会の最初の所信表明で申し上げたとおり、本当に自分としては意気込みをもってこの水道料金の――全体ではないですよ。最初から言ってきている全部ではないですが、光を当てたい部分があるので、そこについては水道料金の引き下げをやりたい。これは本当にそういうふうに思っておりますし、別にそういう気持ちを、今、欠いているわけではありません。ありませんが、なかなか水道のほうにつきましては、やっぱり議場の皆さんも、12月議会でもいろいろな話を私におっしゃった方がいました。大変な問題であるということは十分わかっていて、厳しい状況ですけれども、必ずやりたい。その中で今、制度設計ということになるのですけれども、そういうことで今、話し合いを進めているところです。

細かいところにつきましては、私のほうでなかなか言葉足らずのところも出てきますし、専門性のある部分がありますので企業部長のほうに答えさせますが、気持ちとしてあそこに書いたのは、今年度中にその制度設計をやりたい。しかし、当初予算では盛り込めなかったと書いてありますので、その辺のところも含んでもらいたいという気持ちであります。企業部長のほうから答えさせます。

○議 長 いいですか、答弁は。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は水道料金が異常に高いというのは、いつも指摘しているとおりであります。それで、市長の公約では、子育て世代とか今やっている福祉減免はということだし、プラス子育て世代ぐらいのことでは済まない問題だということ念頭に置いていただきたいのです。みんなが高いのですよ。

これが異常だということを言っているのですから、それを眼中に置くかどうかということが問題なのです。ことし中にその子育て世代に、じゃあ何千円安くしてやろうかなんていう話ではないと思うのですが、本当にことし中ということになれば、じゃあ何をできるかということですが、本当にこれは小手先でやれる問題ではなく、決断が必要だという

ふうに私は考えているのですがいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 岡村さんにご理解をいただきたいと思う点が、高過ぎるということや、ずっと言われてきた岡村さんが、私の考えと違うふうには思っていないが、まずは手始めとして、どうしてもやらなければいけない子育ての世代の皆さんとか、それから、そう水を使っていないお年寄りの皆さんとか、例えば人を呼び込もうと言っているこの地区に、例えば単身で来ていただいているような、アパートに入っているような皆さんの、そういったところの基本料金も使っていない部分の皆さんに、まずは光を当てたいということを行っているわけです。その先には例えば水源の問題とか、今でも井戸の問題も出てきたり、さまざまある中でなかなか私が思い描いた最初のおりのようにはいかない部分もあるかもしれませんが、それでも一歩前に出ようということを行っているわけなので、ご理解いただきたいと思います。気持ちは同じではないでしょうか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 16 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 20、第 17 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 17 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計予算につきまして提案理由を申し上げます。平成 29 年度予算につきましては、引き続き魚沼圏域の医療体制の安定に寄与するとともに、南魚沼市における地域医療の一層の充実を図り、市民への安心・安全な医療体制の提供を目標に編成をいたしました。

収益的収支につきましては、大和病院事業では、収入において医業収益と介護保険収益の合計 9 億 7,808 万円に、医業外収益 2 億 5,587 万円、特別利益 2 億 7,691 万円を加えた総額 15 億 1,086 万円とし、支出では医業費用 13 億 774 万円に医業外費用等を加えました総額 13 億 4,425 万円とし、差し引き 1 億 6,661 万円の黒字額を計上いたしました。

市民病院では、収入において医業収益と介護保険収益の合計 33 億 993 万円に、医業外収益等を加えた総額 37 億 2,439 万円とし、支出では医業費用 39 億 1,257 万円に医業外費用等を加えた総額 39 億 7,089 万円とし、差し引き 2 億 4,650 万円の赤字額を計上いたしました。以上により、病院事業全体では 7,989 万円の不足額を見込みました。

次に資本的収支についてであります。大和病院事業の収入では、医療器械購入等に係る企業債に一般会計繰入金及び土地売却代金等を加え、総額 1 億 213 万円とし、支出では外構整備工事、医療器械等購入費及び車両購入費に係る建設改良費に企業債償還元金を加えて総額

1億588万円とし、差し引きで375万円の赤字額を計上いたしました。

市民病院事業の収入では、外構整備工事等に係る企業債に一般会計繰入金等を加えて、総額2億2,863万円とし、支出では外構整備工事及び医療器械等購入費に係る建設改良費に企業債償還元金を加えて総額4億486万円とし、差し引き1億7,623万円の赤字額を計上いたしました。資本的収支における病院事業全体として生じる不足額1億7,998万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしたいものであります。

概要につきましては、市民病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 まず、説明に入る前に資料の訂正のほうをお願いしたいというふうに思います。けさほどお配りさせていただきました正誤表の表面、一番下のところになります。資料で言いますと24ページの一番下の表、②報告セグメントごとの財務情報、これの資産、負債それぞれ大和病院、市民病院合計それぞれにちょっと計算違いがございまして、大変申しわけございませんでした。それぞれ読み上げればいいのですが、お時間もございまして申しわけございません、正誤表のとおりということでご訂正をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第17号議案 平成29年度南魚沼市病院事業会計予算概要を説明申し上げます。まず、予算書1ページをごらんいただきたいというふうに思います。

第1条は総則でございまして。

第2条 業務の予定量についてですが、病床数につきましては、変わらず一般病床のみの大和病院40床、市民病院140床でございまして。年間患者数につきましては、実績等から推計しまして、入院では大和病院1万3,450人、市民病院4万3,800人と見込み、外来では大和病院3万8,500人、市民病院12万4,960人と見込みました。1日平均患者数は記載のとおりとなっております。

第3条 収益的収入及び支出、2ページの第4条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画書でご説明をさせていただきます。

5ページのほうをごらんいただきたいというふうに思います。まず、収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入におきましては、1款大和病院事業収益では、前年度比6.4%増の総額15億1,086万円を計上いたしました。1項医業収益では、第2条、業務の予定量の年間患者見込みから、前年度比16.3%減の9億5,128万円とし、2項の介護保険収益では、市民病院に移行した居宅介護サービス収益の皆減等により、前年度比36.3%減の2,680万円を見込みました。3項の医業外収益では、一般会計繰入金の増額等によりまして、前年度比6.6%増の2億5,587万円としています。また、4項特別利益は、魚沼基幹病院駐車場用地として土地売却益2億7,691万円を見込んだものです。

2款の市民病院事業収益では、前年度比13.7%減の総額で37億2,439万円を計上いたしました。1項の医業収益では、年間患者数等の見込みから、前年度比2.6%増の32億7,033

万円とし、2項の介護保険収益では、前年度補正計上した居宅療養管理指導収益を新たに見込むとともに、他の実績を考慮しまして、前年度比34.6%増の3,960万円を見込みました。3項の医業外収益では、旧県立六日町病院取壊関連の受託工事収益の大幅減により、前年度比62.2%減の総額4億1,445万円としました。

6ページをごらんいただきたいというふうに思います。支出についてご説明申し上げます。1款大和病院事業費用では、前年度比8.5%減の総額13億4,425万円を計上いたしました。1項医業費用では、前年度比9.8%減の13億774万円といたしました。内訳は、1目給与費で退職等による年齢構成の変化により前年度比2.6%の減、2目材料費では、診療実績に基づき5.8%の減、3目経費では、再編に係る委託料の皆減等により9.8%の減、4目減価償却費では、建物の一部解体を行ったこと等により14.7%減、5目資産減耗費では、前年度における建物の一部解体や駐車場舗装の除却工事等が終了したことから96%減、6目研究研修費では、実績に基づきまして23.1%増を見込みました。2項医業外費用では、課税売上割合や課税支出の構成変化により、控除対象外消費税が増えることが見込まれるため、前年度比98.8%増の3,450万円を計上いたしました。

2款の市民病院事業費用では、前年度比8.1%減の総額39億7,089万円を計上いたしました。1項医業費用では、前年度比9.8%増の39億1,257万円といたしました。内訳は、1目給与費で前年度比4.6%の増、2目材料費では、実績に基づき10.7%の増、3目経費では、県からの派遣看護師の負担金を計上するとともに、実績を加味いたしまして20.1%の増、4目減価償却費では、20%の増、5目資産減耗費は、前年度同額、6目研究研修費は、実績から37.5%の増といたしました。その中には看護師等修学資金とし、新規3人分の増額計上しております。2項の医業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費から5目受託工事費用までの計で、前年度比92.6%減の5,631万円と見込みました。これは、収入でも申し上げましたとおり、旧県立六日町病院取壊に係る受託工事の減少によるものとなっています。

これにより収益的収支の差し引きでは、大和病院事業で1億6,661万円の黒字、市民病院では2億4,649万円の赤字となり、病院事業全体では7,988万円の赤字と見込んでおります。

次に7ページのほうをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。まず、収入において、1款大和病院事業資本的収入は、支出における建設改良費の財源としての企業債、企業債償還元金のルール分としての繰入金、基幹病院駐車場用地として売却予定の土地に係るこれは簿価分を固定資産売却代金に計上しまして、総額で1億213万円といたしました。

2款の市民病院事業資本的収入においても同様に計上し、総額を2億2,863万円といたしました。

次に、支出でございます。1款大和病院事業資本的支出では、1項建設改良費に外構整備工事費、医療器械等購入費、車両購入費として計2,240万円を計上し、2項の企業債償還金では、建物、外構整備、医療機器等購入に係る企業債の償還金として8,348万円を計上し、総額を1億588万円といたしました。

2 款市民病院事業資本的支出では、1 項建設改良費に外構整備工事費、医療器械等購入費として計 7,200 万円、2 項の企業債償還金に 3 億 3,286 万円を計上し、総額で 4 億 486 万円といたしました。

これにより資本的収支差引では、大和病院事業で 375 万円の赤字、市民病院事業では 1 億 7,623 万円の赤字となり、病院事業全体では 1 億 7,998 万円の不足と見込んでおります。この不足額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金等で補填するものであります。

8 ページ以降でございますけれども、8 ページ以降は給与費明細書、それから病院事業予定損益計算書それから予定貸借対照表、また、今ほど訂正もいただきましたキャッシュフロー計算書等となっていますので、申しわけありませんがこれらについては後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

2 ページのほうにお戻りをいただきたいというふうに思います。最下段にあります第 5 条の企業債、次のページ、第 6 条一時借入金、第 7 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 8 条たな卸資産購入限度額、これにつきましてはごらんとおりとなっています。

第 9 条の重要な資産の処分につきましては、先に説明しましたとおり、大和病院事業用地の一部 1 万 3,730 平米を魚沼基幹病院の駐車場用地として売却する予定としております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 大和病院の用地を駐車場として基幹病院に売るという部分ですが、私はきちんと図面で調べていなくて申しわけないのですが、口頭で聞いている程度ですけれども、基幹病院の向きが東向きになっていて、大和病院のほうを向いているわけで、その関係であるかその前面を、要するに大和病院の前面をほとんど売り払うというような感じに聞こえたのですけれども。上段の駐車場、薬局の裏につくった駐車場を造成するときには、市がつくって基幹病院に買ってもらえるかもしれないというような感じで整備されたかと思うのです。どうもこの場所の問題が、大和病院にその基幹病院の土地を経なければ、大和病院に入れないうような感じになりやしまいか私は心配するのですが、その辺はどの程度になるのでしょうか。この 1 万 3,730 というのは広大な土地だというふうに私は見ているのですが、どうでしょうか。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 いまほど議員がお話しになりました造成したところのほうは逆に基幹病院に買ってもらえるのではないかと、当時説明というか議論があったというお話ですが、そのところはちょっと私は不案内でして、過去のことはちょっとわかりませんが、今、私が言った再編の計画でございます。再編の計画では、今ございます大和病院の南棟も含めて取り壊しをして、基幹病院の駐車場と。大和病院については、新しく造成した今ほどお話の出た部分、そこが大和病院の駐車場ということで計画は進んでございます。

ただ、病院に入ってくる道路、それから道路からまっすぐ大和病院の玄関に続く部分、ここについては市道の延長部分で市道認定はいたしませんけれども、売却からは外れているということです。

ただ、患者様に基幹病院の患者だから大和病院のところにはとめるなどか、大和病院の患者だから基幹病院のところにとめるなどかという、なかなかそういった扱いというのはできませんので、そういう意味では全体の中で連携をしながら、ほかの調剤薬局等もごさいますけれども、患者さんに不便のないように駐車場は整備をしてお使いいただくというのが実態というふうになっています。

それから、基幹病院の用地も含めてですけれども、当初から聞いてございましたのは、県はあいった病院とか利便施設をつくるときは、基本的にはそれぞれの自治体から土地は無償で提供だという原則ですけれども、病院再編という中で病院再編を進める、県から市へのある意味、支援の一部としてそういった土地を県が買い上げると。それらを含めて、市が病院整備を行っていくというようなことも配慮があったというふうには聞いてございます。けれども、今の計画では今お話をさせていただいたように、用地的には市道から入ってきて、その部分は和病院の入り口までは残って、そのほかの部分が平成 29 年度売却予定と。

ただ、南棟につきましては、今後の大和病院の計画等もございしますので、今のところちょっと取り壊すわけにはいきませんので、売却の計画からはもちろん除かれているという状況になります。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 詳細に入るのは委員会でやってもらえればいいのですけれども、話が違ふことがぼんぼん出てくると、どうしても——いいですか、私はこの議場でも言っているのですけれども、設計の段階で、あの敷地全てをフラット、ないものとして基幹病院の設計をしていいですということを、前市長が言っていたのですよ。そういうこともあるというふうな言い方を井口市長はしましたけれども、例えば、という話をしただけだという話だが、実際はそうして動いているということになると、一番最初の設計の段階に戻るということになれば、大和病院が全部更地になると、なくなるということになるわけですが。今、南棟もこうしませんという話をしましたけれども、その辺はやっぱりもう少しきちっと擦り合わせてもらわないと。駐車場を造成するときも、とりあえず市でつくるがと、こういう話をしたのですよ。市がつくって提供しなければならぬだろうとこういう話だった。

だから、もう少しそういうのであればわかりやすくやらないと、だんだん、だんだんここに存在するのが間違いだなんていう話になってくると、また大変なことが起きるのですよ。ですから、もう少し土地なんかは売ってしまえば何にもならないのです。所有権が移っちゃえば、こちらは主張することはできないのですよ。どこを歩いていく、道だけ歩いてくれば駐車場ははるか向こうだなんていう話で、これから高齢化社会の大和病院をどうするかという話になって、医療の問題を絡めたら大変な問題が起きると思うのです。例えば旧八色園ぐらいたったら何とかその敷地を確保しようじゃないとか、そういう問題が飛んでいるじ

やないかというふうに思うのですけれども、直接予算に関係ないと言われればそれまでですが、すごい原資ですからね。どんな感じで捉えていますか。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 今回の議員のお話ですけれども、解散をいたしました地域医療調査特別委員会これらでもこの計画はもう既に図面も含めて、私の来る前、私が来た以降も資料提供をして、それがそういう計画ですと進めてきた内容です。それに沿って今、進んでいますので、これまでの委員会等の議論や資料提供の中とは全く変わっていないというふうに認識をしているのですけれども。

医療対策調査特別委員会にもこの計画で今まで資料を出してきていますので。ただ、南棟の部分が、ちょっと取り壊しが今の、現段階でできないという部分はございますけれども、あとはそのまま進んできているという認識でございます。これまでもそういう資料提供だったと思いますが、よろしくをお願いします。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。施政方針の中で地域包括ケア病棟の話が出ていまして、15床。大和病院のほうにちょっと聞いてきたのですけれども、うまく言えば非常に可能性のある、そしてまた在宅の方々にも非常に使いやすいかなというふうな思いがあるのです。ただ、心配なのは今回の予算を見ても、大和病院は一応、予算書上では黒字になっていますけれども、特別利益があつてそれを差し引くとマイナスになるということもあります。この地域ケア病棟が15床、一般病床が25床になるわけですが、そういう割り振りできちっときれいに回ると非常にいいのかもしれないのですけれども、そういう患者の流れ。在宅に送り出す周辺の環境整備ができていない中で、療養病床みたいにだらだら長くなると、かえってまたマイナス要素になるんじゃないかという気がするのですけれども、そこら辺のシミュレーションみたいなものはされているのかというところだけをお願いします。

○議 長 大和病院事務次長。

○大和病院事務次長 今ほどの地域包括ケア病床の関係でございます。こちらのほうは平成26年度診療報酬の改定で1つの目玉として新規に新設されたわけでございますが、確かに今ほど言われたように、今後の地域包括ケアシステムの中では一定の役割を担っていくものということで、特に高齢者医療を重点的に進めている大和病院では、早めの導入というようなことで、今回導入をさせていただいたというのが経過になっております。

患者の流れといいますか動向ですけれども、基本的に急性期を除く安定した患者について受け入れをしていくということですので、当然、うちの病院の中でも一般病床の中で一旦受け入れて、症状が安定したらそちらのほうの病床に移っていただいて、在宅のほうの復帰の手厚い支援をしていくというような流れで考えておりますし、当然、隣の病院からの受け入れも急性期を脱した患者等を受け入れていくというような流れで考えているということでございます。

もう一つは在宅で療養中、また特養で施設へ入られている方が一時的に様態が悪くなった

というようなときにも、こちらのほうで積極的に受け入れながら、在宅の支援を図っていくというようなことが目的ですので、急性期プラスアルファ程度の療養期間を設けた中で、在宅を願っていくということです。慌てて自宅のほうへ返すというのが目的じゃなくて、ある程度、自宅復帰に自信が持てるような状況になって帰っていただくというのが目的でございますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 17 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 7 時 10 分といたします。

〔午後 6 時 54 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 7 時 10 分〕

○議 長 日程第 21、第 18 号議案 南魚沼市中小企業者等振興基本条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 18 号議案について提案理由を申し上げます。

初めに、この条例の制定の経緯についてご説明いたします。平成 25 年 6 月に小規模企業の事業活動の活性化などのために「中小企業基本法」の一部改正がございました。また、平成 26 年 6 月には「小規模企業振興基本法」が制定され、県におきましても平成 26 年 12 月に県の小規模企業の振興に関する条例が制定されております。

このような状況におきまして、当南魚沼市の状況でございますが、平成 26 年 7 月 1 日現在の事業所数が全体で 3,653 となっております。規模別で見ますと 20 人以下の事業所が全体の 92.3%、3,371 事業所。5 人以下の事業所は 68.7%の 2,511 事業所となっております。このような状況の中で、私ども市でも中小企業の占める割合が大きいことから、市の経済の大きな部分を担う中小企業者の振興を、市、中小企業者、関係団体、市民が一体となって推進するための基本理念、市の施策の基本方針などを定めるために、今回の提案に至ったものでございます。

次に、条例の内容についてご説明を申し上げます。議案書 1 ページをごらんください。

第 1 条は目的でございます。地域経済での中小企業等の重要性に鑑み、基盤の強化と健全な発展の促進、さらに産業及び地域社会の発展を図ることで地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与することとしております。

第 2 条は定義でございます。第 1 号の中小企業者、第 2 号の小規模事業者は、いずれも中小企業基本法第 2 条に掲げられ、かつ市内に主たる事務所または事業所を有するものとしてございます。第 4 号の「中小企業等に関係する団体」とは、商工会、各種商工団体、信用保

証協会、にいがた産業創造機構あるいは金融機関などを考えてございます。

1 ページ下段から 2 ページ上段にかけては、第 3 条基本理念でございます。第 1 項では中小企業者等のみずからによる創意工夫と自主的努力の尊重、第 2 項では中小企業者等が、地域における経済や雇用を支える重要な担い手であるという認識、2 ページの上段になりますが、第 3 項では国、県、市、関係団体の相互連携と市民の協力、第 4 項では資金、人材などの経営資源の確保が難しい小規模企業者への十分な配慮などを規定しております。

第 4 条は市の責務です。基本理念に基づき、振興施策の策定とその実現を、第 2 項では財政措置と支援を、第 3 項では工事発注、物品等の調達の際には、市内製品の利活用、受注機会の促進、第 4 項では小規模事業者への特段の配慮と支援を規定してございます。

第 5 条は中小企業者の役割でございます。中小企業者は地域経済の発展や市民生活の向上等に寄与しているだけではなく、地域社会の形成においても重要な役割を果たしていると考えられます。そのため、中小企業者等の自主的な取り組みと、事業活動を通じての地域の振興についてを第 1 項と 2 項で定め、第 3 項では経済団体への加入、協力、第 4 項では、小規模企業者についての取り組みと相互連携による振興などを定めてございます。

第 6 条では、中小企業者等に関する団体の役割を規定し、中小企業者等の経営の向上及び改善に積極的な支援に努めるものとしております。

3 ページをごらんください。第 7 条では、市民の理解と協力となっております。市民においても、中小企業者等が地域社会の発展、市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、産品・サービス等の利用に努め、中小企業者等の成長・発展に協力するよう努めることとしております。

第 8 条は、施策の基本方針です。第 4 条で規定する市の責務を受け、中小企業者等の振興に関する施策の策定、実施に際しての基本方針を定めております。第 1 号は、基盤を強化した上での新たな事業展開への支援、第 2 号は、事業承継、創業促進について、第 3 号は、人材の確保、育成について、第 4 号は、関係団体などとの連携促進、第 5 号は、融資制度、信用補完事業について、第 6 号は、企業に関する調査、情報の収集と提供について、第 7 号は、以上 6 項目のほか、振興に必要な事項となっております。

第 9 条は委任についての条文でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

19 番・樋口和人君。

○樋口和人君 やっと出てきたかなということですが、私もこれはかなり昔から一般質問でもお話をさせていただいたりしていたのですが、そのときに前市長のお話ですと、つくるのは簡単なんだと。ただ、つくったことによって実のある、実を産むことの条例にするのに手間がかかるといって、結構 2 年ぐらいかかってやっと出てきたのでしょうか、これも。そ

の中で今、説明をいただいたのですが、ここがほかの市町村、あるいはと違って、南魚沼市としてはこの条例をつくることによって、本当にどこにどういうふうの実を産んでということ、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ご要望をいただいてから、大分期間がたちました。この後、先ほど説明で申し上げましたように、この条例は理念条例でありますので、これだけで市の目標ですとか具体的な施策が規定してあるわけではございません。この後、実際どのような有効な施策を取るかということですが、正直申し上げて今の市の財政状況でありますと、また新たな補助事業でありますとかというような、なかなか難しい状況にあります。それで、既存の補助事業、各種創業支援、それから自主的出店等いろいろありますが、その枠内でいかに効果的に事業を展開していけるかというのが、これから私ども、それから実際の企業者の皆様、それから関係する団体の皆様との相談になるかと思えます。

私どもこの条例を準備してから少し時間がありましたので、関係団体の方々にも意見をお伺いしました。その中で、すぐ今年度の予算に反映していないという部分につきましては、やはり今、創業支援セミナーとかを継続してやっております。その中で参加をされているこれから創業される、考えている皆さんについては、やはり既存の制度の利用を考えられているというような状況もございますので、すぐにその枠組みを変えるというのはいかなものかというような意見がございました。

この条例をご承認いただければ、また平成 29 年度いきなり制度を変えるというわけには、混乱を招きますのでいきませんが、皆様と協議をしながらいかに有効な手段ができるのかというのを考えていきたいと思えます。以上です。

○議 長 19 番・樋口和人君。

○樋口和人君 先に聞けばよかったのですが、今、部長からこうやって説明をいただきました。そこで、市長にお伺いしますが、この条例ができたことによって、この地域の中小企業者の活性化といいますか、活力にどういった意気込みで取り組んでいかれるかをお聞かせ願いたいと思えます。

○議 長 市長。

○市長 私はやっぱり就任してからこの条例をつくり、という話をしてきました、毎日多くのいろいろな方にお会いしていますが、特に商工会関係の皆さんとかいろいろな事業の皆さんと、いろいろな話をする中で、このことは皆さんがおしなべて喜んでいただいているという実感があります。この中で特に第 4 条あたりの市の責務については、これまで議場で私も議員でやってきた中で、さまざまな地域の業者さんを支援するための例えば発注先とか細かいところまで、例えばこういう根拠や理念がある中で、きちんと語られていくということは非常に大事だと思っています。全般に非常にバランスのきちんと取れたいい形が出来上がるのではないかと、この中で政策展開がきちんと体系づけられていって、この基本条例があつてこそ、というふうに思っておりますので、私は今回、制定を急いでこれから、

先ほど部長が言ったとおりですが、今、財政がなかなか厳しいというのがありますが、例の稼ぎ出していくという施策の中でも、こういったところもいろいろなことが対応できるだろうというふうに期待しているところであります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この第4条の3及び第7条を見ると、中小企業の方に頑張っていたきたいと。そのため市も応援をしますよということでありましてけれども、市内業者に公共工事を発注すると、これ優遇しているわけでありましてよね。ところが、いろいろな面で高上がりをしていると……。

○議 長 大綱質疑ですので、具体的なことは配慮してください。お願いいたします。

○寺口友彦君 はい。ですので、そういうような危険性をはらんでいるのではないかと思います。

もう一方は、コシヒカリ条例をつくりました。ですけれども、民宿の方たち、宿泊の方たち、南魚沼産のコシヒカリを使ってくださいよといってもなかなかそうはいかないという部分はありますよね。こういうところをどうするかというと、非常に難しい施策を打たなければならないと思っているわけです。こういうような危険性というものを当然、考えた上でこの条例制定だというふうに思いますけれども、そこら辺は担当課としてはどのようにお考えなのかお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 第4条の3でございますが、議員ご指摘のとおり今現在も市としては、できる限り市内の業者さん、あるいは市内の物品を使うという方針で、各部署で取り組んでございます。その方向はやはりこれからも継続していくべきだろうと思ってございます。ご指摘のようにその市内業者ゆえに高上がりという実態を私は存じておりません。それぞれの市内の事業者の中で、正しい競争といいますかをしていただければよろしいのではないかと考えております。

それから、7条につきましては、市民の皆様にも市内の業者さんのものを使ってくださいといういわばお願いといいますか、決してこれがあるからといって、市民の皆様方に強制するわけではございませんが、文字通り市民の理解と協力を得るように、これからも活動していかなくてはいけないというふうに考えてございます。

あと、コシヒカリ条例ができたけれども、なかなか単価が高くて使えないというような状況は確かにあるかと思えます。ただ、みんながみんな、コシヒカリを使っていないかということになれば、やはり意欲のある業者さんといいますか、逆にそれを売りにして私どもは地場産のコシヒカリを使っています、というふうにして事業を行っている業者さんといいますか企業の方もいらっしゃるわけです。そこら辺は正直申し上げて、やはりそれぞれの企業の方の考え方、戦略になるのではないかと思いますけれども、私ども——私は農林課も管轄してございますが、農林課とすればやはりコシヒカリをぜひ使ってくださいというお願いは、これからもしていきたいと考えてございます。以上です。

○議 長 個々の内容については、控えていただくようお願いいたします。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一番最後の9条に「市長が別に定める」という項目があります。私はこれについてはやはりこの条例を推進する、あるいは見直しをする、そういった機関を設けるべきではないかというふうに思います。そういうことが想定してあったかどうか。そして今、市の事業もという話がありましたが、そういった中でこれと付随した形で今進んでいるところでは、公契約条例というものをきちっと位置づけて推進していくと。そしてお金が回る体勢をとるということがやられているようでありますので、検討をした経過があるかどうかひとつ。また、していったほうがいいなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 必要な事項は市長が別に定めるということですが、正直申し上げまして、いま現在、特に別に具体的な規則等を定めるという検討はまだしてございません。今後、必要になればまた関係部署と協議をしながらというふうに考えてございます。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ぜひ、見直しとか協議をしていく。要するにそれは担当がやるのかということになるとそうではなくて、中小企業者を交えたそういった見直しというか、推進機関を設けるべきではないかということ。それが落ちているんじゃないか。検討をした結果、でもそれが入れられなかったのかと、そういうことを今、聞いているのです。そして、公契約条例というのがなんだかということぐらいはわかって、これを提案していただきたいということなんです。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの質問についてお答えいたします。まず、見直しの時期等でございますが、当担当課といたしましては、この条例を通過した暁には、調査、検討する場を当然、つくらなければならないというふうな認識でございます。ただ、今まで正直言っているいろいろな市町村の関係の条例をやっておりますが、ある程度決まった期間というふうな形の位置づけになってございますが、当市におきましては今後この場をつくることから始めるところでございまして、そのような議論を踏まえて見直すということを前提にしております。ですので、これはある程度、中長期的にもあまり変更がないというところに収めるというところが、ちょっと検討を要した時期でございます。

支援機関も当然のことながら、今までは経済団体等というくくりだったのですが、それぞれ金融機関も外せない、将来的には労働組合等の関与も関係するというような状況でございます。国におきまして、よろず相談窓口等の設置も行われまして、それぞれ機能が拡充しているところでございますので、当然、見直しのことは検討に入っております。ただ、期間についての照会等の検討はしてございません。

あと、公契約条例につきましては、市の関係の条例でございますので、そういうことも当然、検討はするべきだとは思いますが、当担当課といたしましての議論はしてございません。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 18 号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

○議 長 日程第 22、第 19 号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 19 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」いわゆる育児休業法及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」いわゆる育児介護休業法の改正に伴うもので、関連する条例の一部改正を行いたいものであります。

改正後の育児休業法では、多様な家族形態に対応した育児期における制度の整備として、育児休業等の育児支援制度の対象を現行では「法律上の親子関係のある子のみ」としているものを「特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等も追加」とするものです。また、改正後の育児介護休業法では、介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備として介護休暇について、現行で「1 回のみ」であるものを「3 回まで分割可能」とするものであります。さらに介護時間について新設し「最長 3 年、1 日 2 時間まで介護のために勤務しないことを承認可能」とするものであります。

当市においても、必要な改正を行うことにより、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進め、育児支援・介護支援に係る整備を図りたいものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表においてご説明いたします。5 ページをお願いいたします。

第 8 条の 3 は、育児または介護を行う職員の早出遅出、勤務を定めたもので、対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を追加するものであります。

第 8 条の 4 は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定するもので、第 4 項においては介護を行う職員について、子を養育する職員と同様に超過勤務について免除するもので、読みかえ規定の対象とする項に、前第 2 項の 3 歳に満たない子の養育を追加するとともに、必要な整理を行うものであります。

6 ページ、第 11 条では、休暇の種類に介護時間をつけ加えるものであります。

第 15 条第 1 項は、介護休暇について、3 回まで分割取得が可能となるよう改正するもので、7 ページ第 2 項は、第 1 項の改正に伴う整理のための改正であります。第 3 項では、「南魚沼市職員の給与に関する条例第 12 条」における給与の減額についての一部改正に伴い、その関連規定を改正するものであります。

さらに第15条の2は、追加された介護時間について規定するもので、第1項で、介護休暇とは別の休暇として介護時間の取得期間について定め、第2項で1日につき取得できる時間を規定、第3項では、介護時間の取得に伴う給与の減額規定を定めるものであります。

第16条では第4項において、組合休暇は無給と規定していたものを、第15条の2第3項の介護時間の給与額減額の規定を準用する改正であります。

第17条は、休暇の承認または許可の規定に、介護時間を加えるものであります。

2ページに戻っていただき下から3行目になります。附則としまして、施行日を公布の日からとしたいものであります。

また、3ページ第2項では、この条例の改正前に介護休暇の承認を受けた職員についての介護休暇の分割について経過措置を設けるものであります。第3項では、養子縁組里親を法定化する児童福祉法等の一部を改正する法律の施行期日が平成29年4月1日であることから、平成29年3月31日までの間の経過措置として読みかえ規定を定めるものであります。

以上で、第19号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第19号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第23、第20号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第20号議案につきましてご説明申し上げます。本議案につきましても、育児休業法及び育児介護休業法の改正に伴うもので、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の改正を行いたいものであります。

改正後の育児介護休業法では、雇用形態に対応した育児期の制度の整備として、育児休業を取得することができる者の範囲を拡大するものであります。また、育児休業法では、先ほどの第19号議案同様に育児休業等の育児支援制度の対象に、「特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等」も追加するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表においてご説明いたします。5ページをお願いいたします。最初に第2条では、育児休業をすることができない職員を定めるものであります。第4号においてはそこから除く職員として定めるもので、育児休業を取得することができる非常勤職員の範囲の拡大の改正を行い、第2条の2の追加に伴う条ずれの修正と

必要な文言の修正を行うものであります。

6 ページ、さらに第 2 条の次に第 2 条の 2 を追加し、育児休業法第 2 条第 1 項の「条例で定める者」として、養子縁組里親に委託されている子等を加え、育児休業の承認を受けることのできる子の範囲を拡大するものであります。また、条の追加に伴い第 2 条の 2 を第 2 条の 3 として、所要の文言の修正を行い、7 ページ第 2 条の 4 も条ずれによる修正であります。

第 3 条では、育児休業承認失効後の再承認ができる育児休業法で規定する、「条例で定める特別な事情」について号を追加して、範囲の拡大を図り改正に伴う号ずれ及び条ずれの修正を行うもので 8 ページにわたっております。

8 ページの中ほど第 7 条では、所要の文言の修正を行うもので、9 ページ第 10 条は、育児休業法第 10 条の育児短時間勤務の承認における第 1 項ただし書きの「条例で定める特別な事情」について、現行の第 1 号を第 1 号と第 2 号に分割し、それぞれ第 3 条の第 1 号と第 2 号を引用し、育児短時間勤務承認失効後の再承認についての範囲を拡大し、また、号ずれの修正を行うものであります。

第 21 条では、所要の法令番号の追加を行うものであります。

10 ページ、第 22 条では第 2 項において、「南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」で新設されました「介護時間」を部分休業の時間から控除する内容を追加するもので、第 3 項では、非常勤職員に対する部分休業において、育児介護休業法による承認を受けた「介護をするための時間」についての時間の範囲を追加するものであります。

第 23 条は、所要の文言の追加を行うものであります。

3 ページに戻っていただき、中ほど附則といたしまして、施行日を公布の日からとしたいものであります。

また、第 2 項において、養子縁組里親を法定化する児童福祉法等の一部を改正する法律の施行期日が平成 29 年 4 月 1 日であることから、平成 29 年 3 月 31 日までの間の経過措置として読みかえ規定を定めるものであります。

説明は、以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 20 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 24、第 21 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは、第 21 号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、昨年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の特別給を改定したことを受け、市議会議員の期末手当の引き上げに係る、条例の一部改正を行いたいものであります。

改正の内容につきましては、3 ページ、新旧対照表をごらんください。第 5 条第 2 項において、国の改定内容に準じ、6 月に支給する期末手当の割合を、1.475 月から、1.525 月に、12 月に支給する割合を、1.625 月から、1.675 月に、合計で 0.1 月分引き上げ、年間で 3.2 月としたいものであります。

1 ページ、附則として、施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとしたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか……

9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　この 21 号議案についてであります。人事院勧告という言葉が出ましたけれども、議員報酬については人事院勧告とリンクするものではないと、私はそのように認識していたのですが、私の認識が間違っていれば改めたいと思います。

それからもう一つ、この件については上げることのといいましょうか、上げなければならないことの根拠が私にはよくわからないのですが、あるいは上げたほうがいいということの根拠といいましょうか、その辺のことがよくわからないのでお尋ねします。以上です。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　人事院勧告と今回の議員の報酬の値上げは、直接は連動しないということはそのとおりでございます。ただ、私が申し上げたのは、昨年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の給与改定をしたということによって、それにまた準じて期末手当の引き上げをする改定を行いたいということでございます。ちょっと回りくどい言い方ですけれども、参考にするものがほかにありませんので、一応、私どもも国家公務員の特別職を参考にしているということでございます。その特別職については、人事院勧告もまた準じているということでございます。

そういった意味で、上げなければならないのかということになると、これはもうほかの給与と同じでございます。それぞれ人事院勧告が調査したことに基づいて、職員の給与が上がっておりますので、特別職の給与だけ置いてけぼりというわけにはいかないと思いますので、社会的な標準レベルの中に一応もっていくというのが一般的な考え方ではないかと思っております。以上です。

○議　　長　　9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 林市長のきょうの午前中の話の中に、財政健全化指標の改善は難しい状況にあると。徹底した経費削減に努めるというお話でありました。上げなくても済むものならみんなで我慢したほうがいいのではないかなと、そんなふうに思ってお尋ねしたのであります。私はこの議案は出していただかないほうがよかったのではないかと思うものですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 お決めになるのは、我々は提案側でありまして、議場の皆さんであります。今の、現状が、先ほどの所信表明のこととかを多分議員はおっしゃっているのだと思うのですけれども、本当に財政の、例えば大きな痛みを伴った、それこそ前市長が大変財政難に合併をこの南魚沼市がそういう状況になったときに、職員も含めて給料をカットしていったということを、多分ご存じだと思うのです。そういう状況下になれば、やはりやらなければなりません。現状こうやって人事院勧告に準じた今の提案の内容であれば範囲内であると私は思っておりますし、それは首をかしげられてもわかりませんが、我々はそういう提案をさせていただくと。あとにつきましては、いろいろな皆さんのお考えがあるのではないかと思います。我々は提案側でありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 21 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 25、第 22 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 続きまして第 22 号議案の説明を申し上げます。丸正ときょう配付をさせていただきました物をごらんいただきたいと存じます。本議案は先ほどの第 21 号議案同様、特別職の国家公務員の特別給の改定に準じ、特別職の職員の期末手当の引き上げに係る条例の一部改正を行いたいものであります。

改正の内容につきましては、3 ページ、新旧対照表をごらんください。第 2 条第 3 項において、6 月に支給する期末手当の割合を 1.475 月から 1.525 月に、12 月に支給する割合を、1.625 月から 1.675 月に、合計で 0.1 月分引き上げ、年間で 3.2 月としたいものであります。

1 ページ、附則において、第 1 項ではこの条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとし、また第 2 項及び第 3 項においては、水道事業管理者と病院事業管理者の期末手当においても同様の改正を行いたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 22 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 26、第 23 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 23 号議案につきまして、ご説明を申し上げます。本議案につきましては、第 19 号議案による「南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正に伴う整合を図るため、所要の見直しを行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表において、ご説明いたします。3 ページをお願いいたします。第 12 条の給与の減額の規定を「南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第 15 条、介護休暇の第 3 項及び、第 16 条、組合休暇の第 4 項の改正により、その整合を図るため、下線の部分を削除するものであります。

1 ページに戻っていただき、附則としまして、施行日を、公布の日からとしたいものであります。

説明は、以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 23 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 27、第 24 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 では、第 24 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、これが平成 28 年 11 月 28 日に公布されたということに伴いまして、市税条例の一部を改正するものであります。

消費税率 10%への引き上げ時期が、平成 29 年 4 月の予定が平成 31 年 10 月に変更された

ということに伴いまして、個人市民税におきます住宅ローン控除の適用期限を2年延長するものであります。これは、所得税において住宅ローン控除が適用されている者に対して、個人市民税からも控除ができる制度でありまして、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった場合、個人市民税から控除するというものであります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。議案書の3ページをごらんください。改正内容ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除でありますけれども、この適用期限を2年延長するものであります。

附則の第6条の3の2中で、適用期間これが平成41年度までとなっておりますものを、平成43年度までに改めます。その下、居住年につきましても平成31年までを平成33年までというふうに改めるものであります。

議案書の1ページにお戻りください。一番下の行、附則であります、この条例は公布の日から施行としたいものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第24号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第28、第25号議案 南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第25議案につきまして提案理由を申し上げます。南魚沼市といたしまして、就学能力があるにもかかわらず家庭の経済状況の厳しい生徒に対しまして、進学への意欲を後押しするために南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部を改正し、貸与条件であった成績条項を撤廃するとともに、給付型奨学金や無利子奨学金を含め、他の奨学金との併用を可能とするために条例の一部改正を行いたいものであります。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の3ページ、新旧対照表をごらんください。改正する内容は、表右の現行の欄、第1条、下線部の「学業が優秀なものであって」を削るとともに、第4条第3項、「他の奨学金の貸し付けまたは給付を受けていないこと。ただし、大学の医学部医学科に在籍している者については、この限りではない」を削るものであります。

1ページに戻っていただきまして、附則の施行日につきましては、平成29年4月1日か

ら施行するとしていたものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 25 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 29、第 26 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 26 議案につきまして提案理由を申し上げます。本条例は、介護保険事業第 6 期 3 年間に於ける、第 1 号被保険者の介護保険料について、前年の所得に基づいて 11 段階で設定した保険料率により定めております。これは月額 5,813 円を基準額といたしまして、それぞれ段階ごとに 0.5 から 2.0 までの乗率を掛けたものを年額として規定しております。

11 段階の中の第 1 段階、一番所得の低い方の保険料につきましては、本来の軽減乗率が 0.50 で、保険料の年額を 3 万 4,800 円として定めておりますけれども、国が平成 26 年の消費税の 8% への引き上げに伴います負担軽減を図るため、平成 27 年度から平成 28 年度の軽減乗率を 0.05 低い 0.45 とし、消費税率を 10% に引き上げる予定であった平成 29 年度には、第 1 段階の軽減乗率を 0.45 から 0.30 に、第 2、第 3 段階を 0.75 から、それぞれ 0.50 及び 0.70 とするとの方針を出したため、この 2 年間につきましては、本来額の 3 万 4,800 円から 3 万 1,300 円に引き下げることとし、本条例第 3 条に第 3 項としてその旨を追加で規定したところです。

しかしながら、国が平成 29 年度からの消費税率 10% への引き上げを先送りとしたことから、第 1 段階から第 3 段階についての引き下げは行わず、したがって平成 29 年度につきましては、現行の第 1 段階の 0.45 の引き下げの据え置きとなりました。このため、本条例第 3 条第 3 項の規定を平成 29 年度までの 1 年間延長する旨、規定するものです。

それでは、改正の内容につきましては 3 ページの「新旧対照表」でご説明申し上げます。ごらんいただきたいと思っております。

第 3 条第 3 項で、先ほどご説明申し上げました、平成 27 年度、平成 28 年度に採用した第 3 条第 1 項第 1 号に規定する、第 1 段階の第 1 号被保険者の軽減乗率に基づく保険料の設定につきまして、平成 29 年度までその期間を延長したいものです。下線の部分であります。あわせてこの軽減措置をわかりやすく説明するために、「所得の低い第 1 号被保険者について

の保険料の減額賦課に係る」という文言を追加したいものです。

議案の1ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を、平成29年4月1日としたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第26号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第30、第27号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第27号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正であります。平成27年度より農業集落排水処理を公共下水道処理に再編をする事業を進めておりますけれども、平成28年度中に農集の大巻処理場が廃止となり、流域下水道処理に編入されましたので、本条例の別表から大巻処理場を削除したいものでございます。

また、城内川北地区であります。農業集落排水事業で整備を行い、平成15年度に竣工しておりますけれども、初めからこの城内川北地区につきましては、処理場がなく流域下水道での処理というふうにしておりました。本来であれば農業集落排水処理施設から公共下水道処理施設に認可をされ、流域下水道処理が始まった時点でこの別表から削除すべきところ、失念しておりましたことについて皆さん方に深くおわびを申し上げたいと思います。こうしたことにより、本来、削除されるべき施設であることから、今回、農集の大巻処理場とあわせて城内河北地区について一緒に削除をしたいものでございます。

3ページの新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、現行条例中、上から6段目ありますが、「大巻地区農業集落排水処理施設」と、一番下になりますが「城内川北地区農業集落排水処理施設」の2施設を削除し、現行「13地区」を改正後「11地区」としたいものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思いますが、附則としまして平成29年4月1日より施行したいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 27 号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 31、第 28 号議案 南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第 28 議案であります、南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

説明の前に申しわけありませんが、議案の資料の一部に誤りがございましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。議案資料の 5 ページの新旧対照表の下から 3 段目であります。現行条例と改正案ともに下から 3 段目ですが、「第 5 条から第 9 条」というふうになっておりますが、この第 9 条を「第 11 条」というふうに改めていただきたいと思っております。それから、下から 2 段目の第 10 条の「略」それから括弧書きの「督促及び延滞金」これにつきましても、そっくり削除をお願いしたいと思います。めぐりまして 6 ページであります、一番上の「第 11 条、負担金の督促手数料」云々から下の「7.25 パーセント」と読み替えるものとする」というところまで、そっくりこども削除をお願いしたいと、それから、2 項の「略」というところも削除をお願いしたいと思います。

それでは、内容の説明をさせていただきます。初めに、今回の一部改正の趣旨についてご説明申し上げます。この負担金条例と分担金条例につきましては、合併前のそれぞれ旧 3 町の条例を引用し、負担金条例では市内で 6 段階の金額ということになっておりますし、分担金条例では塩沢・六日町では金額は同じですが、大和地区ではまた別の金額ということになっておりますし、さらにアパート、飲食店、旅館、マンションなど複雑にそれぞれ地域ごとに金額が定められております。

平成 27 年度で下水道の面整備が完了しているということによりまして、今後、事業の進捗による新規賦課が発生をしないということを受けまして、負担金条例及び分担金条例の額をそれぞれ市内一本で統一をしたいということで、今回、一部改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の 5 ページをお開きいただきたいと思っております。初めに第 1 条関係の「負担金条例」について説明を申し上げたいと思っております。負担金条例の第 4 条ですが、現行ではそれぞれ負担区ごとに 6 段階で金額が定められているものを、改正後であります 1 平方メートル当たり 750 円ということで、市内で統一をしたいものでござい

ます。この 750 円の算定の根拠であります。公共下水道の総事業費から特定財源を除きました一般財源ベースの金額を賦課面積でもって割り返した額を参考にしていることとごましまして、この算出額が 748 円 90 銭ということになりましたので、端数調整し 750 円というふうにしたものとごままします。続きまして、現行の第 2 項につきまして削除をし、第 3 項を第 2 項に修正をするものとごままします。

続きまして、第 4 条の 2 でありますが、現行条例中の「塩沢地区及び石打地区に隣接する区域」を別表に記載をしておりましたけれども、改正後にこの別表が削除となるということのために、具体的な区域としましてこの第 4 条の 2 の第 1 号で塩沢区域、第 2 号で石打区域を規定するものとごままします。

続きまして、6 ページですが第 12 条であります。下水道の認可区域外において、下水道に接続し受益を受ける場合に、条例に基づく負担金として徴収することができる旨を明文化したいものとごままします。具体的には、大和地区の魚沼基幹病院の周辺であります。農振農用地であるということから認可区域外となっておりますけれども、非常に周辺の開発が進んでおまして、下水道の接続が進んでおります。この接続によりまして、賦課する条件があっても、現行の条例では負担金として徴収することができず、やむなく寄附金とか協力金というような名目でいただいているということとありますけれども、この寄附金あるいは協力金としていただいているものについては、支払わないということになった場合に強制力はありませんので、非常にこうしたことがあった場合には不公平が生ずることがあります。こうしたことをなくすという目的で明文化をしたいものとごままします。

次に現行第 12 条を条ずれによりまして第 13 条とするものとごままします。

別表であります。第 4 条関係の別表につきましては、そっくりこれを削除したいものとごままします。

次に 8 ページであります。第 2 条の「分担金条例」について説明をいたします。分担金条例の第 2 条であります。受益者について規定をしておまして、現行の第 1 号から 6 号までの例示区分につきましては、新条例で、改正後の条例で第 5 条の第 2 項で規定をすることとしております。

第 5 条であります。分担金の賦課について、実例と違う表現になっている部分を修正するもので、賦課の基準としまして現行の「公共樹 1 個当たり」というふうになっているものを、「排水設備を有する 1 棟」というふうに変更をしたいものとごまましまして、賦課の根拠を明確にしたいものとごままします。ここににつきましては、公共樹 1 個当たりということと従前ずっとやってきたのですが、受益が違う 2 軒が 1 個の樹に入れた場合に、受益者負担金を 1 回しかいただけないというような事例が出てきましたので、これについて公共樹 1 個当たりということではなくて、排水設備を有する 1 棟につき分担金をいただくのだというような内容に改正をしたいものとごままします。

それから、第 2 項であります。第 2 条で削除した具体例を示して、分担金の基本額を 27 万円に定め、従業員数、収容人員に応じての加算額等も統一をしたいものとごままします。こ

の分担金の額の基本額 27 万円の根拠でございますが、負担金と同様に、特環総事業費から特定財源を除く一般財源ベースの金額を賦課軒数で割り返した額が 27 万 8,000 円となりますけれども、この 27 万 8,000 円の 8,000 円を端数処理しまして、27 万円というふうに設定をしたいものでございます。

最後に別表につきましては、そっくりこれを削除したいものでございます。

附則でありますけれども、附則の第 1 項であります。施行日につきましては平成 29 年 4 月 1 日としたいものでございます。

附則の第 2 項及び第 4 項につきましては、負担金条例及び分担金条例とも、既に賦課済みの分割納入分については、改正前の例によるものとする規定でございます。

附則の第 3 項及び第 5 項につきましては、負担金条例、分担金条例とも、徴収猶予等の処分を受け、施行日以降に徴収猶予が解除、賦課されるものについては、改正後の規定によるものとするというふうにするものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この条例、公共地域のこの負担金の問題ですが、負担金の問題は、面積掛ける今回 750 円とするということですが、都会では、要するに雨水も処理するというので、この面積当たりということになっているのですね。それが実際は今、この地域の大和町でいきますと、用途地域、浦佐地域ですね、これがどういうわけかこの制度になっているわけです。私は下水を受ける恩恵は同じだという考え方をしますと、こういう時期に 750 円とか面積の部分を勘案、除外したほうがいいのではないかというふうに感じましたが、その考え方をひとつお聞きします。

もう 1 点が、こういった合併したがるためにいろいろな区分があるわけですが、次の分担金についてでありますけれども、大和地域ではさっきの用途地域が負担金の段階では当時 80 坪の土地が用途地域内では平均だったということで、そういう形を 80 坪で 23 万 1,000 円ということでもとにしまして、分担金を 1 桝 23 万 1,000 円というふうに定めてきたものであります。ですから、実質的にこの形でいきますと、今、大和地域は周辺地域では 23 万 1,000 円で分担金になっているわけですが、実質的には 27 万円に上がるということです。

こういった当時の合併するときには、安い方に合わせるといって、要するに負担の軽いほうに合わせるというのが趣旨だったわけでありまして、塩沢地域が 27 万円だからそれに合わせるとかというようなことでは、私はいかなるものかなというふうに思うのですが。その面積の問題と、高い方に合わせるという問題についての見解を伺っておきます。

○議 長 今の問題については、全く大綱質疑ではありませんよ。750 円はこれから審査するわけですから、それについて云々ということは答弁のほうが、その考え方でありましたらお願いしますが、内容については個々、具体的なことはいらぬと思いますので願

いします。

企業部長。

○企業部長 最初の質問でございますが、面積によって賦課をするというようなことあります。市町村によっては面積ではなくて一定額というようなことで賦課をしている市町村もありますけれども、南魚沼市の場合については、従前から負担金については、1平米当たりと。それから分担金については、従前では柵1個当たりということでやってきましたので、今回の一部改正についてもそれを踏襲しているということでございます。

それから、27万円に合わせたということですが、旧大和地区では議員のおっしゃるように23万1,000円ですか、であったと思いますが、塩沢と六日町のこの分担金の算定の根拠は、先ほど私が申し上げましたように下水道の整備の総事業費から、特定財源を除いた一般財源ベースをそれぞれ賦課面積だとか、あるいは件数だとかそういったものでもって割り返した額を一応、算定の基準というふうにしておりますので、今回についてもそういったことで算定の基準を求めたわけでありまして、以上であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段のことについては審議していただいておりますが、23万1,000円については、やはり考え方としては違うのかなというふうに思います。そういう点では、また委員会でひとつきちっと精査をしていただきたいというふうに思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第28号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第32、第29号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第29号議案につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法の改正に伴うもので、関連する必要な改正を行いたいものであります。

改正後の番号法により、情報提供ネットワークシステムの使用に関する規定について、準用する規定の追加に伴う文言の追加と、また、読みかえて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により、条例事務関係情報照会者等所要の文言の追加及び改正番号法の条ずれに伴う改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表においてご説明いたします。3ページをお願いいたします。最初に第2条で、情報提供等記録の定義規定を設けており、改正後の番号法第26条において、同法第23条の規定が準用されることに伴い改正するものであります。

第 32 条の 2 において、改正後の番号法第 31 条第 1 項の規定により、読みかえて適用する「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第 35 条の規定における「条例事務関係情報照会者」が加えられえたことによるものと、個人情報保護上必要な「条例事務関係情報提供者」を加えることにより文言の追加を行うものであります。

第 33 条の 2 では、番号法に第 26 条の規定が新たに追加されることに伴い、現行の番号法第 26 条から第 56 条までの規定は 1 条ずつ繰り下がることとなり、これらの規定を引用していることにより、4 ページ、引用条項の条ずれを修正するものであります。

1 ページに戻っていただき、附則としまして、施行日を法改正の施行期日と同日とするため、平成 29 年 5 月 30 日からとしたいものであります。

説明は、以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 29 号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 33、第 30 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 30 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この保育園条例は、市立保育園の設置及び市における保育の実施等について必要な事項を定めたものですが、その中に規定しております市立の大木六保育園につきましては、同園敷地内でただいま社会福祉法人どろんこ会が南魚沼どろんこ保育園を建設中でありまして、本年 4 月 1 日から開園の予定になっております。あわせて本年度末をもちまして大木六保育園を閉園するためにこの改正を行うものです。

改正の内容につきましては、3 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第 3 条の表から「大木六保育園」の項を削除いたします。改正の内容は以上ですが、議案の 1 ページに戻っていただきまして、附則に記載のとおり、本条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日としたいものであります。

これによりまして、同条例に規定する保育園は、公営が 18 園、指定管理者の管理による園が 3 園の計 21 園となります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 30 号議案は、社会厚生委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第 34、第 31 号議案 南魚沼市農業者トレーニングセンター条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 31 議案につきまして提案理由を申し上げます。本条例改正はトレーニングジム、トランポリン、ボルダリング施設の設置、改造工事を進めております、南魚沼市農業者トレーニングセンターにつきまして、施設名称の変更と供用開始後の利用料金について改正するものであります。改造工事につきましては、10 月 14 日に発注済みであり、3 月末の完成を目指して工事を進めております。

それでは、改正案についてご説明申し上げます。議案 3 ページ、新旧対照表をごらんください。施設名称につきましては、「農業者」を削除し、「南魚沼市トレーニングセンター」として、あわせて条例第 1 条の設置目的について、改造後の施設内容に沿った改正を行うものでありまして、「市民の健康増進及び競技スポーツの推進に寄与するため、南魚沼市トレーニングセンターを設置する」とするものであります。

また、条例第 10 条で規定しております利用料金別表について、多用途のトレーニング施設となるため、施設の種別ごとの利用料金表とし、体育館ステージ側は従来のまま体育館機能を残し、呼び方を「多目的エリア」といたしました。多目的エリアと講話室、トランポリンは団体利用を基本とし、個人利用も可能といたします。ボルダリング、トレーニングジムは個人利用とし、団体による専用利用は認めません。基本的な料金体系として、市郡内利用料金は市郡外利用料金の半額としております。

1 ページに戻っていただきまして、附則 1 で施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行するとしていたものでありまして、同第 2 項で南魚沼市地区センター設置条例につきまして、同第 2 条の表中、「南魚沼市農業者トレーニングセンター」を「南魚沼市トレーニングセンター」に改めるということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 このトレーニングセンターでありますけれども、たびたび申し上げます。このトレーニングセンターを使ってどういうプログラミングをしながらジュニア育成をしていく、あるいは市民の健康を増進するということについてのですね、要するにプログラミングというのは最も大事なものです。それについてはいつごろできて、こういった様式

によってやりますということをやっているのかどうか。4月以降にならなければプログラミングできないという話でしたけれども、その程度でこの当施設をやるという考えであれば非常に危険だと思いますけれども、プログラミングについては今どのようにお考えですか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 南魚沼市トレーニングセンターにつきましては、幅広く市民の方から利用していただくということで考えておりますし、トップアスリートの方の育成強化につきましてもこの中で行っていくということです。これに特化したプログラミングというのは、今のところまだ私どものほうで特に考えているわけではございませんが、有効にジュニアスポーツ団体から利用していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第31号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第35、第32号議案 南魚沼市部制条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第32議案につきましてご説明を申し上げます。本議案は、部制条例で規定する各部における事務分掌について、機構改革等により、適合しなくなった部分の整理等、現状との整合性を図るための一部改正であります。

3ページ、新旧対照表をごらんください。現行、第2条の(2)市民生活部の「イ」を、改正案、第2条(1)、総務部の「ト」に追加するものであります。

1ページ議案の、附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行する、としたいものであります。

説明は、以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第32号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

○議 長 日程第36、第33号議案 南魚沼市工場立地地域準則条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第33議案についてご説明を申し上げます。この条例の上位法でございます「工場立地法」の工場の緑地面積率等に係る準則の制定につきましては、もともと県が事務を担ってまいりました。既に平成24年に市に移譲されておりますが、このたび平成29年4月1日からは町村へも移譲することとなりました。これに伴い、この工場立地法が改正されますので、対応して私どものこの準則条例も改正をお願いするものでございます。なお、具体的な適用基準等の変更はございません。

それでは、議案書の3ページ、新旧対照表をごらんください。右側現行の上から2行目でございますが、「第4条の2第2項」下線部を、左側の改正案「第4条の2第1項」と改めるものでございます。

戻って1ページをごらんください。附則といたしまして、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第33号議案は、産業建設委員会に付託をいたします。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、3月6日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後8時26分〕